

# 日置市環境基本計画



平成21年3月

鹿児島県 日置市



## はじめに

本市には、吹上浜や江口蓬莱などの豊かな自然環境とその恩恵を受ける動植物、また先人達が伝承してきた歴史や文化などの固有の環境に恵まれています。

本市は、平成 17 年 5 月、4 町合併により誕生して以来、「地理的特性と歴史や自然との調和を生かした ふれあいあふれる健やかな都市づくり」を基本理念とした、第 1 次日置市総合計画を基本としながら、素晴らしい固有の環境を守り、はぐくみ、個別の環境課題を解決していくなど、様々な環境行政を推進して参りました。

しかし、社会経済活動の変化や市民のライフスタイル、事業者のビジネススタイルの多様化に伴う大気・騒音・水質・悪臭等の公害問題やごみの収集・処理問題などにより、本市の生活環境や自然環境への悪影響が懸念されています。

さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨の問題などの地球規模の環境問題に及ぶなど、環境問題の幅は大変広く、かつ国際的にも重要視されている問題であります。

このような幅広い環境問題に対して、総合的かつ計画的に取り組んでいくために、市民、事業者、市民団体、行政がそれぞれの役割を担い、連携を図りながら推進していくための、本市の環境行政のマスタープランともいえる「日置市環境基本計画」を策定いたしました。

今後も、第 1 次日置市総合計画の基本理念を環境面から実現するための「日置市環境基本計画」のめざす環境の姿である『水と緑と笑顔があふれる都市・ひおき』の実現に向けた積極的な取り組みを進めていきたいと考えています。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、慎重なるご審議をいただきました日置市環境保全審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をくださいました市民ワークショップメンバーの皆様、意見交換会や懇談会において有意義なご意見をくださいました市民団体や事業者の皆様、その他多くの皆様に心より感謝申し上げますとともに、計画の推進に向け、引き続きご協力お願い申し上げます。



平成 21 年 3 月  
日置市長 宮路高光

# 目次

## はじめに

<b>第1章 計画の基本的考え方</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画策定の目的 .....	2
3 計画の位置づけ .....	3
4 対象とする地域・環境 .....	3
5 計画の期間 .....	4
<b>第2章 日置市の概要</b> .....	<b>5</b>
<b>第3章 めざす環境の姿と目標</b> .....	<b>13</b>
1 めざす環境の姿 .....	14
2 環境目標 .....	15
<b>第4章 基本的な施策</b> .....	<b>19</b>
1 日本三大砂丘・吹上浜をはじめとした、優れた固有の自然を守り、はぐくむ ～自然環境の保全～ .....	20
（1）美しい自然景観を守る .....	20
（2）大切な生き物を守る .....	24
（3）豊かな自然とふれあう .....	32
2 環境負荷の少ない暮らしを实践し、循環型社会を構築する ～生活環境の保全～ .....	34
（1）資源循環型のまちをつくる .....	34
（2）大気や水など生命の源を守る .....	38
3 エネルギーを有効に利用し、低炭素社会づくりを目指す ～地球環境の保全～ .....	44
（1）地球温暖化を防ぐ .....	44
（2）エネルギーを有効に使う .....	48
4 多彩で豊かな歴史や文化資源を活かし、心地良いまちを創る ～快適環境の創造～ .....	52
（1）伝統・文化・歴史を活かす .....	52
（2）身近なみどり・水辺とふれあう .....	56

5 環境を守り、育てる人をはぐくみ、水と緑と笑顔があふれる都市にする ～協働による環境保全の推進～	59
（1）環境教育・学習に取り組む	59
（2）環境保全・創造活動に取り組む	62

## 第5章 計画の実現に向けて……………67

1 計画の推進体制	68
（1）庁内推進会議	68
（2）環境保全審議会	68
（3）環境保全協働推進会議	68
2 計画の進行管理	69
3 広域連携による推進	69

### 【資料編】

1. 策定の経緯	(1)
2. 日置市環境保全条例	(2)
3. 日置市環境基本計画策定委員会会則	(16)
4. 日置市環境基本計画策定委員会委員名簿	(16)
5. 日置市環境保全審議会委員名簿	(17)
6. 各種会議等の参加者名簿	(18)
7. アンケート調査結果の概要	(20)
8. 二酸化炭素排出量調査の方法	(27)
9. パブリック・コメントの意見と回答	(30)

# 第1章 計画の基本的考え方



城山公園

## 1 計画策定の趣旨

今日の環境問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や都市化の進展、ライフスタイルの多様化などが背景となり、生活排水による河川・海域の水質汚濁、交通機関等からの騒音、不法投棄による土壌汚染などの都市・生活型の問題、化学物質の問題、さらには温室効果ガスによる地球温暖化、オゾン層の破壊や酸性雨といった地球規模の環境問題にいたるまで、広範囲に及んでいます。

これらの環境問題を解決するためには、地球全体を視野に入れ、中・長期的な視点から、市民、事業者、行政が一体となって、環境に配慮した取り組みを推進し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の形成が求められています。

我が国では、平成5年11月に「環境基本法」を制定し、翌6年に「環境基本計画」を策定しました。その6年後に「第二次環境基本計画」を、平成18年4月には「第三次環境基本計画」を策定しました。

また、環境基本法第36条では、地方公共団体は国の施策に準じた施策及び地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、総合的かつ計画的に推進を図りつつ実施することが規定されています。

本市は、平成17年5月1日、旧東市来町、旧伊集院町、旧日吉町及び旧吹上町が合併して誕生しました。この合併に伴い、平成18年4月に日置市のまちづくりの基本となる第1次日置市総合計画が策定され、「地理的特性と歴史や自然との調和を生かした ふれあいあふれる健やかな都市づくり」を基本理念としています。また、まちづくりの基本方向の一つとして「豊かな自然環境を生かした ふれあいと安らぎのある健やかなまちづくり」が掲げられています。

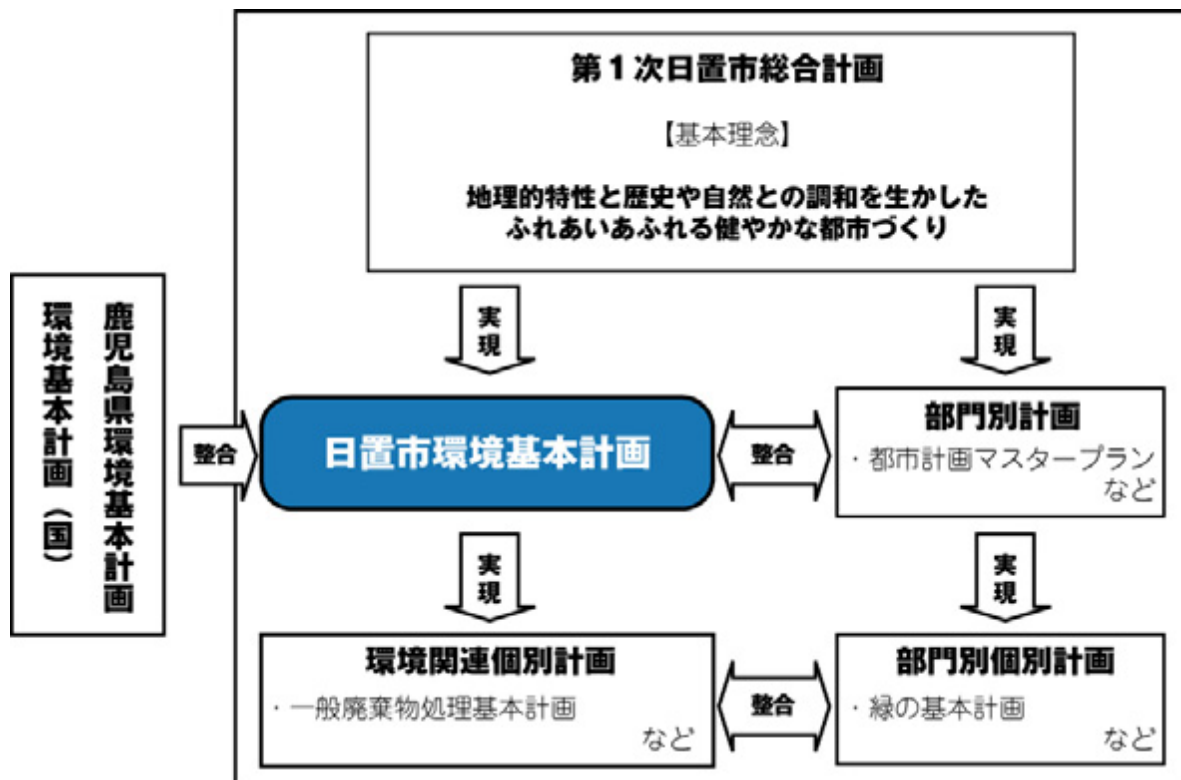
このようなことから、日置市の基本理念を環境面から実現するために、日置市における環境基本計画を策定することにしました。

## 2 計画策定の目的

市、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにし、自然環境の保全、公害の防止その他必要な事項を定めることにより、市民の良好な環境を確保するために、「日置市環境基本計画」を策定します。

### 3 計画の位置づけ

この計画は、日置市総合計画の基本理念である「地理的特性と歴史や自然との調和を生かした ふれあいあふれる健やかな都市づくり」を環境面からめざすために、市民、事業者、市の協働により総合的に推進していくための指針となる計画です。



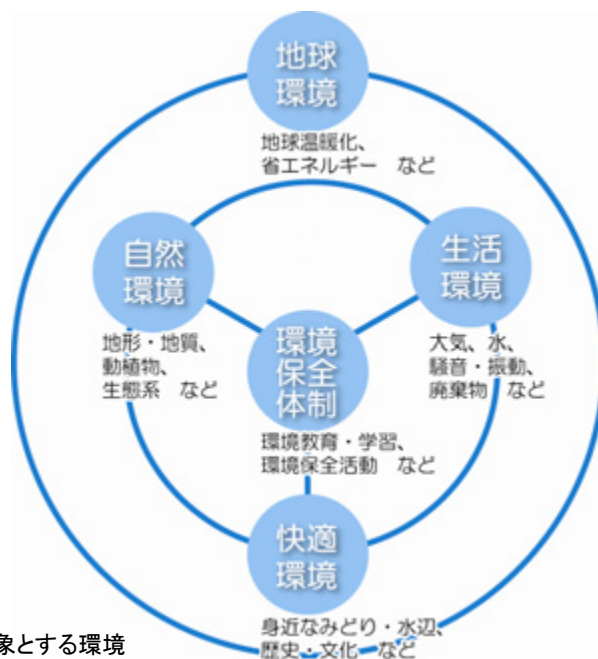
■日置市環境基本計画の位置づけ

### 4 対象とする地域・環境

計画の対象とする地域は日置市全域とします。

ただし、日置市単独では解決できない広域的な問題等については、周辺自治体や県、国と連携、協力して取り組んでいきます。

また、対象とする環境は、地球環境、自然環境、生活環境、快適環境、環境保全体制とします。



■対象とする環境



## 5 計画の期間

計画の期間は、平成 21 年度から 30 年度までの 10 年間とします。

なお、5 年後の平成 25 年度に中間見直し、10 年後の平成 30 年度には全面改定をしますが、計画の進捗状況や社会経済状況の変化、環境問題に関する大きな変化などが生じた場合には改定を行います。



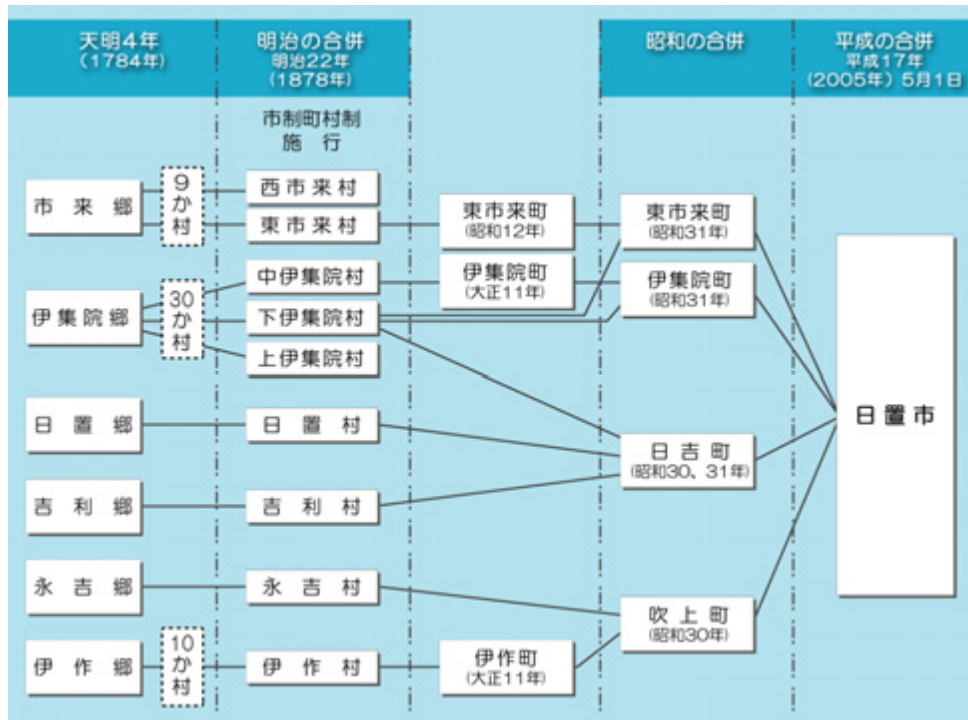
## 第2章 日置市の概要



梅(市の花)

## ■沿革

明治 22 年、市制町村制施行による明治の合併で西市来村、東市来村、中伊集院村、下伊集院村、上伊集院村、日置村、吉利村、永吉村、伊作村の 9 村となり、また昭和 30～31 年の昭和の合併で東市来町、伊集院町、日吉町、吹上町及び松元町の 5 町となりました。そして、平成 17 年 5 月 1 日に松元町を除く 4 町が合併し日置市が誕生しました。



■沿革

[資料:2007 市勢要覧より作成]

## ■地象・水象

本市の面積は 253.06km<sup>2</sup>で、東経 130 度 24 分、北緯 31 度 38 分の鹿児島県の西部、薩摩半島のほぼ中央に位置し、東は県都鹿児島市に、南は南さつま市に、北はいちき串木野市と薩摩川内市にそれぞれ隣接し、西は日本三大砂丘の一つ、白砂青松の吹上浜と東シナ海に面しています。

本市は、東側が山地、西側が海岸平野で形成され、川が東から西へと流れ海へと注いでいます。

市の北部には 400m を超える中岳、重平山、中央には 200～300m 級の城山、矢筈岳、諸正岳、向江山が並び、南部には 450m 程の高峰、高倉山が位置します。



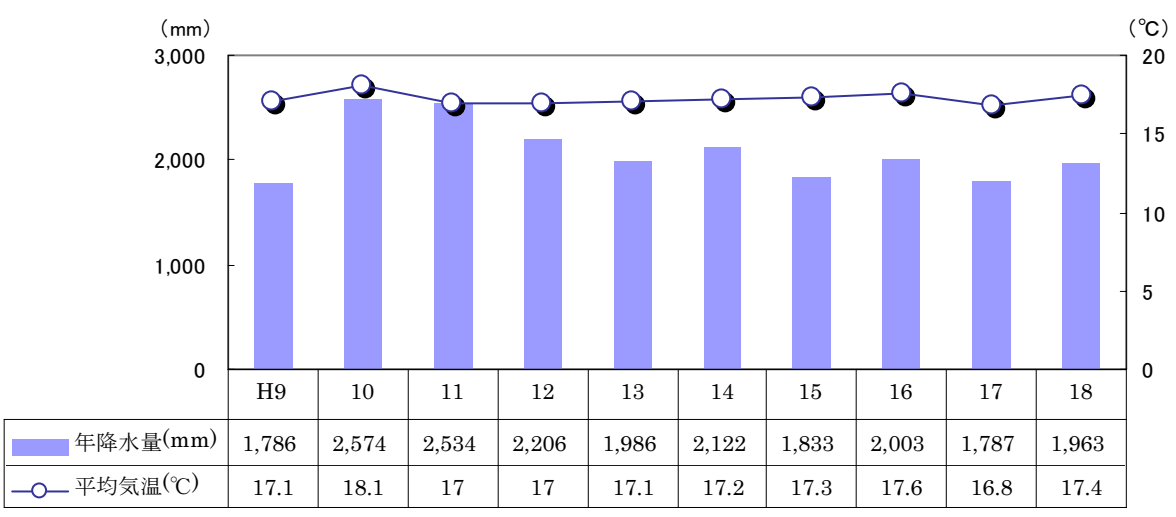
市街地の中心部を流れる神之川は、鹿児島市郡山町八重山を水源とする2級河川で、農業用水や生活用水として利用されています。

主な湖沼として、吹上浜公園に隣接する正円池は、面積 98,800m<sup>2</sup> のホテイアオイの群生地として有名です。またその南には薩摩湖があり、永吉川上流には永吉ダム(貯水池)があります。

■ 気象

本市の気候は、西海型気候区に属し、年平均気温は 16~17℃、1月の平均気温は 7.2℃で温暖な気候です。年間降水量は 2,000mm 程度で、九州地方の他の気候区に比べるとやや降水量の多い地域です。

また沿岸部は東シナ海に面し、気温の日変化、年変化が小さく気温は年間をとおして高く、雨量、雲量も多い海洋性気候の影響を受けています。



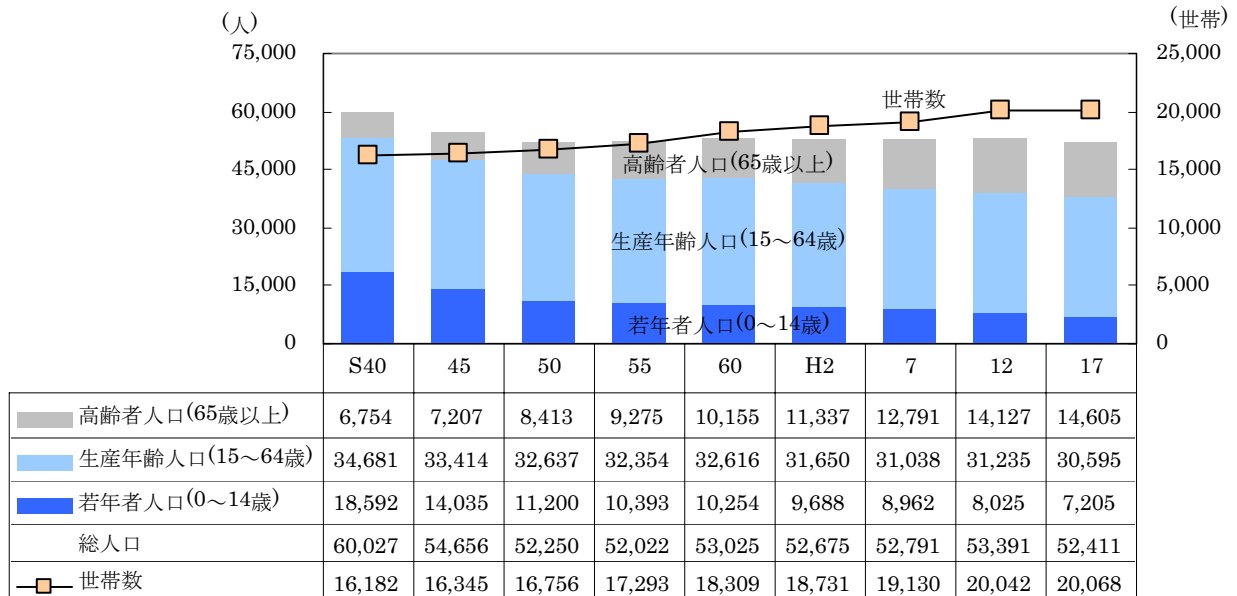
■ 気温と降水量の変化

[資料: 気象統計情報]

## ■人口

平成17年の国勢調査による本市の総人口は52,411人、世帯数は20,068世帯となっており、人口の変動は少ないものの、世帯数は増加傾向にあります。

また、若年者人口(0歳～14歳)及び生産年齢人口(15歳～64歳)は年々減少傾向にありますが、高齢者人口(65歳以上)は増加し続けており、その比率は27.9%となっています。



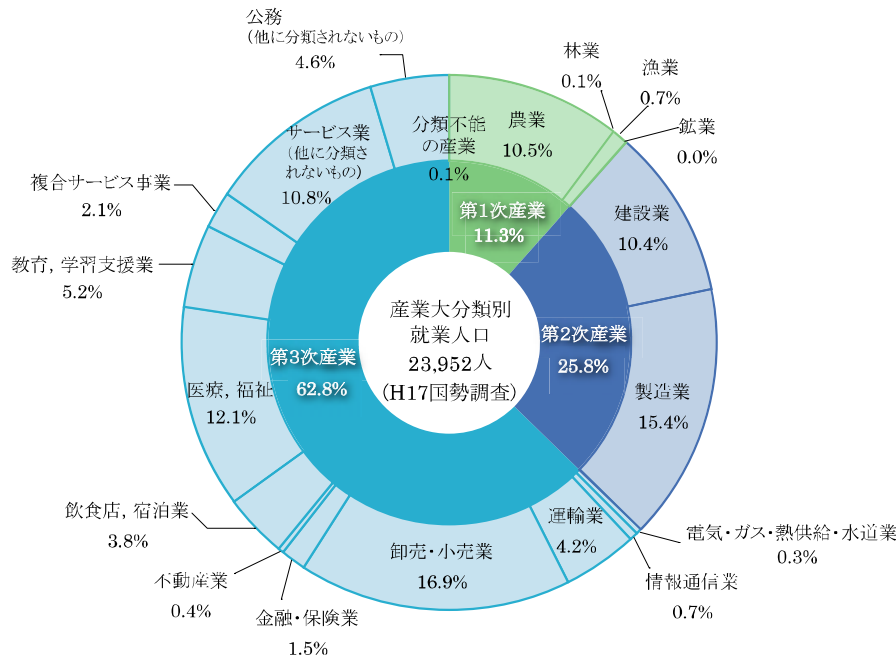
■年齢階層別人口の推移

[資料:国勢調査]

注: H12,17 は年齢不詳が含まれるため総数が合わない

## ■産業

就業人口は平成17年現在23,952人、構成比は第1次産業が11.3%、第2次産業が25.8%、第3次産業が62.8%で、第1次及び第2次産業は横ばいまたは減少傾向にありますが、第3次産業は増加しています。

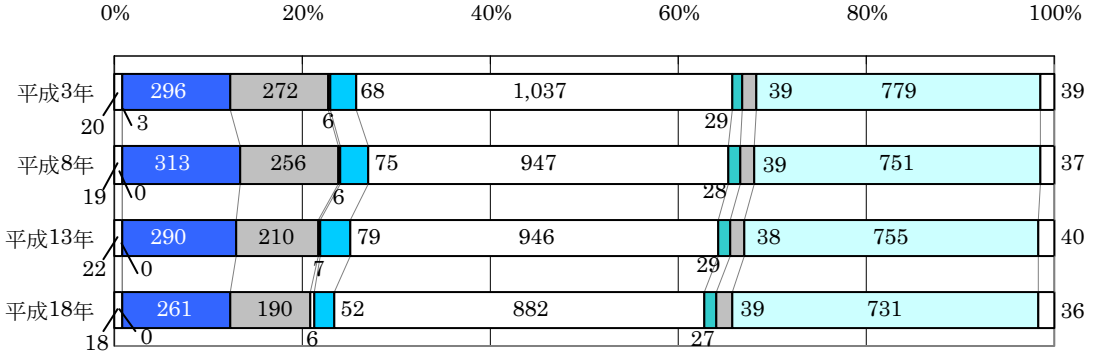


■産業大分類別就業人口

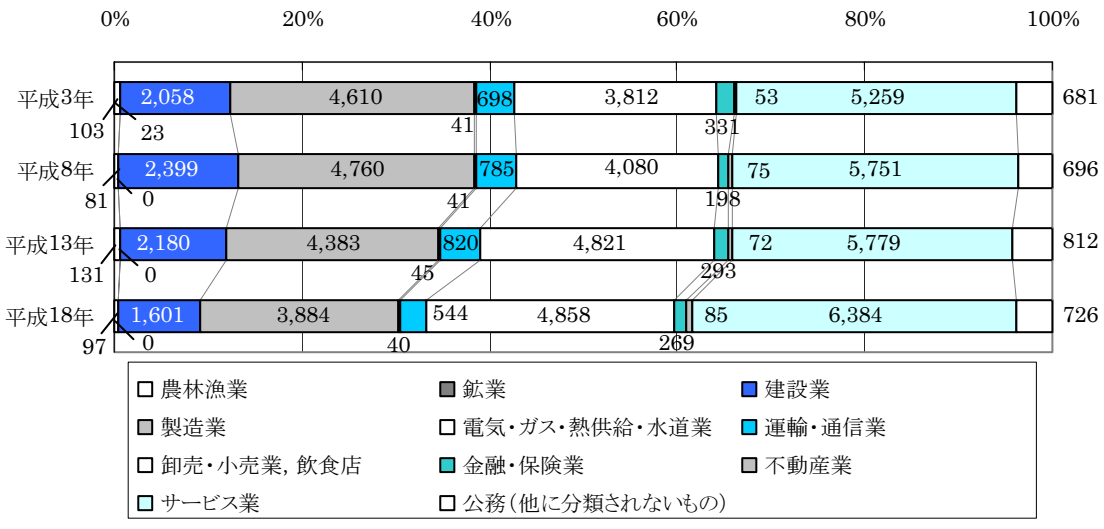
[資料:国勢調査]

事業所数は各部門で減少していますが、従業者数は卸売・小売業、飲食店、サービス業で増加しており、店舗の大型化がうかがえます。

(事業所数の推移)



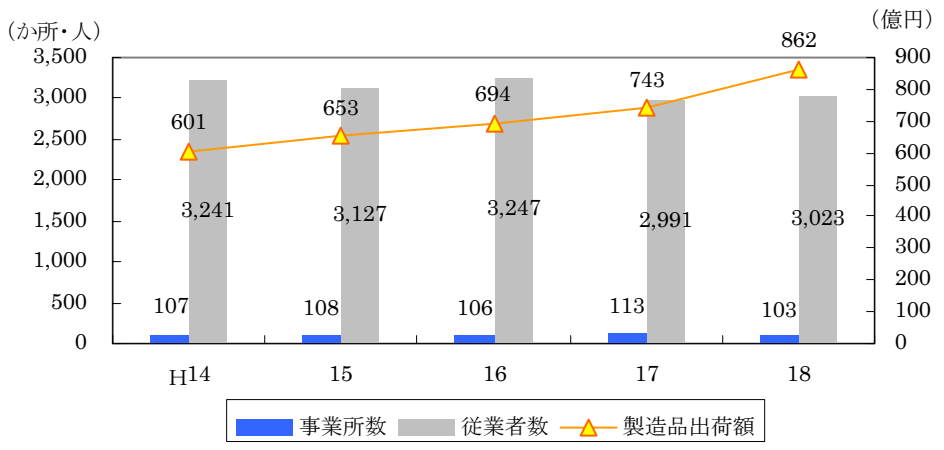
(従業者数の推移)



■事業所数・従業者数の推移

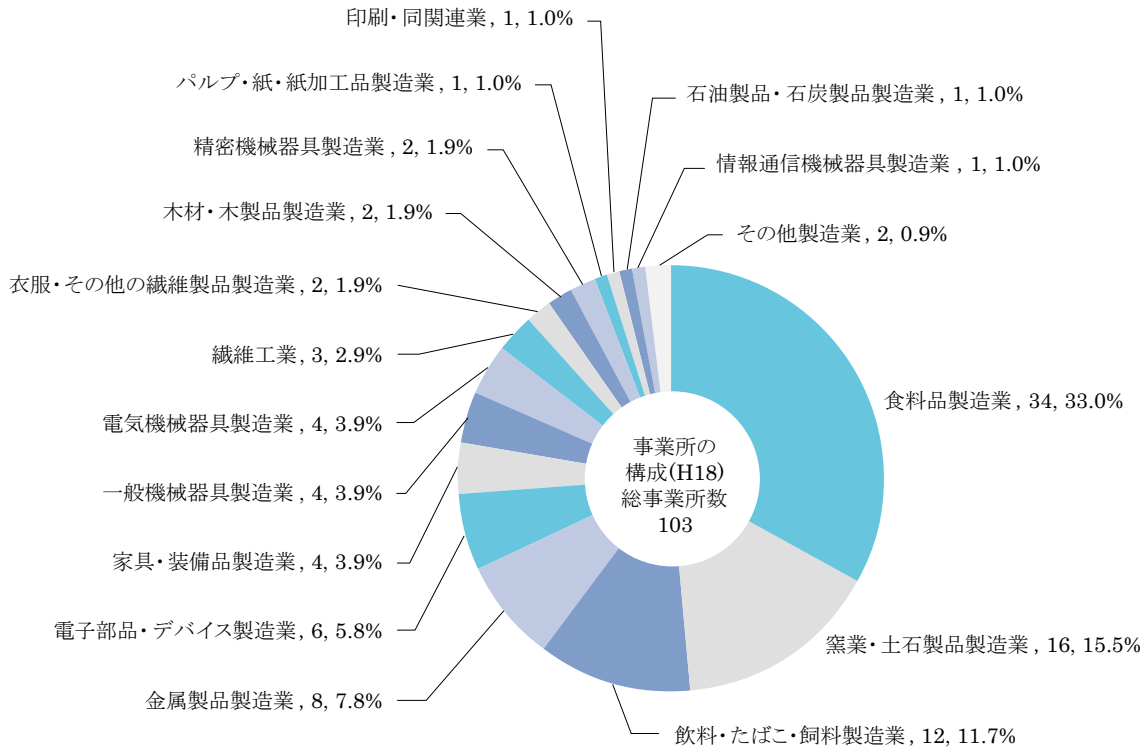
[資料:事業所・企業統計調査]

事業所数はほぼ横ばいで、平成18年時点で103か所となっています。従業者数についてはやや減少傾向にあり、平成18年時点で3,023人となっていますが、製造品出荷額は増加傾向にあり、平成18年時点で約900億円規模となっています。また、事業所の構成は食料品製造業が最も多く、約3割を占めています。



■事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移

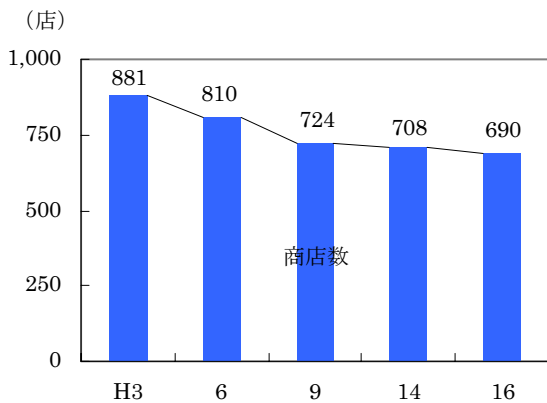
[資料:工業統計調査]



■事業所の構成

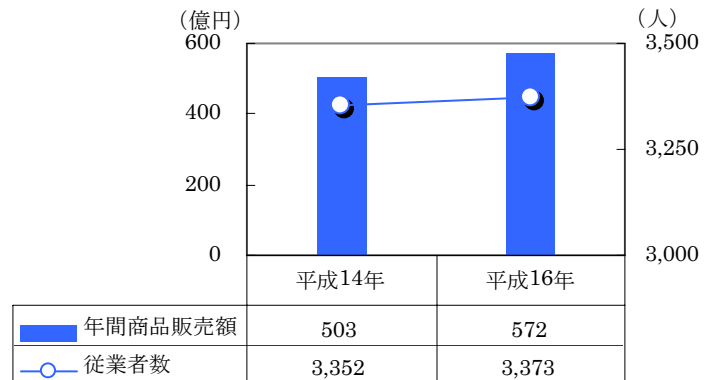
[資料:工業統計調査]

商店数は減少傾向にあり、平成16年時点で690店舗になっていますが、従業者数や年間商品販売額については増加傾向にあり、平成16年時点で3,373人、約600億円規模になっています。



■商店数の推移

[資料:商業統計調査]



■従業者数、年間商品販売額の推移

[資料:商業統計調査]

本市は豊かな自然や歴史資源に恵まれ、日本三大砂丘の吹上浜をはじめとして、温泉や窯元など多くの観光・レクリエーション施設があります。

■主な観光施設

主な施設名称	施設内容
城山公園	わんぱく広場/かたらいの広場/ツバキ・ハギ園/憩いの広場/野鳥の森/野草園/みはらしの丘/運動広場
妙円寺中央公園	ソフトボール場/テニスコート/ゲートボール場/アスレチック広場/水とのふれあい広場
伊集院駅前広場	島津義弘公の銅像/噴水
ゆすいん	浴場/研修室等/ふれあい健康センター
江口浜海浜公園	人工ビーチ/トイレ・シャワー棟/イベント広場/江口蓬莱館
美山陶遊館	体験型レクリエーション施設(陶芸体験)
元外相東郷茂徳記念館	太平洋戦争の開戦・終戦時に外務大臣を務めた東郷茂徳氏の生涯展示
吹上浜	ウミガメ保護/潮干狩り/海釣り/観光地引網
正円池	ホテイアオイの群生地
山神の郷公園	おもいで館/あじのふるさと館
健康交流館ゆ〜ふる吹上	温泉/プール/お食事処/宿泊施設
日吉ふれあいセンター	ゲートボールミニコート
園林寺跡	小松家の旧菩提寺で明治維新の功労者「小松帯刀」が眠る

[資料:市ホームページなど]





## ■交通

本市を東西に走る JR 鹿児島本線、部分開業した九州新幹線をはじめとして、南九州自動車道のインターチェンジを有しているほか、国道 3 号、国道 270 号を基幹道路として、人・物の交流に優れた条件を備えています。

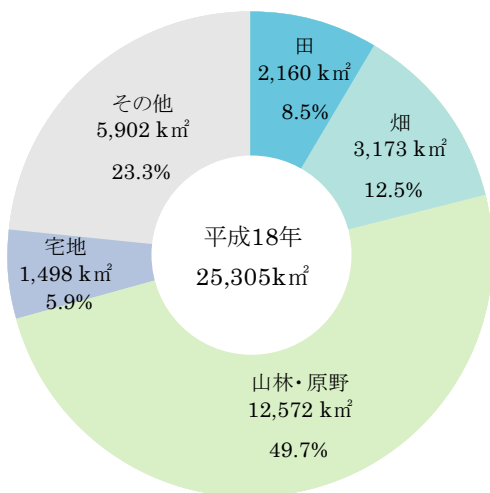
また、市内コミュニティバスが東市来地域 2 系統、伊集院地域 7 系統、日吉地域 4 系統、吹上地域 8 系統をそれぞれ運行しています。

### ■コミュニティバス

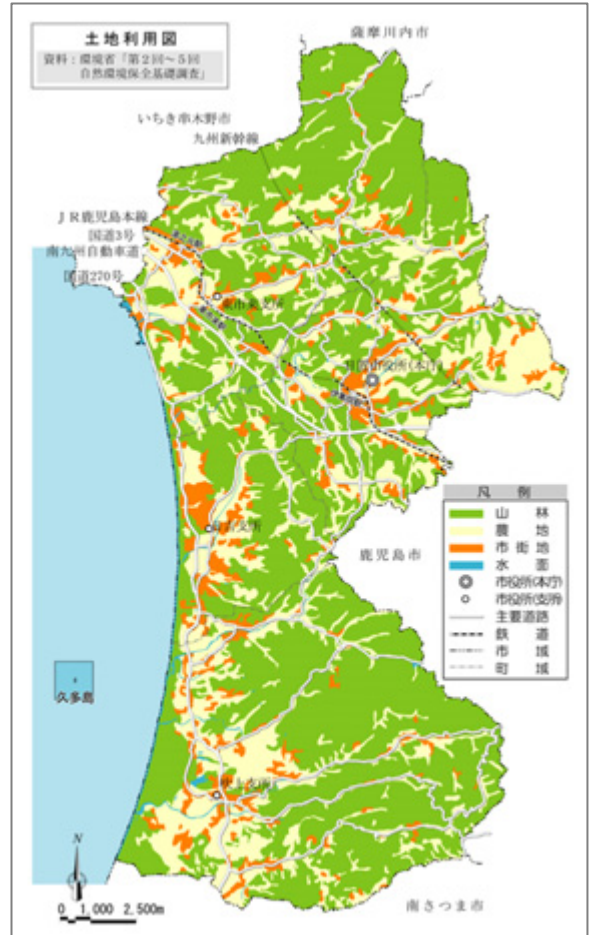


## ■土地利用

本市の土地利用は、山林・原野が約 50% を占めており、農地が約 20%、宅地は約 6% となっています。



[資料:平成 18 年度固定資産税概要調書]



## 第3章 めざす環境の姿と目標



千本楠

## 1 めざす環境の姿

本市の市政を進めていく上での最上位計画である「第1次日置市総合計画」の基本理念は、「地理的特性と歴史や自然との調和を生かした ふれあいあふれる健やかな都市づくり」とされています。

また、その基本理念を踏まえた環境分野における将来像は「豊かな自然環境を生かした ふれあいと安らぎのある健やかなまちづくり」と設定されています。

私たちが暮らすこの日置市の豊かな自然や先人が積み上げてきた歴史的、文化的資源等を保全、継承しながら、ふれあいや交流から生み出される新たなつながりを大切にして本市の「めざす環境の姿」を『水と緑と笑顔があふれる都市・ひおき』と設定しました。

### めざす環境の姿

## 『水と緑と笑顔があふれる都市・ひおき』

「水と緑」は、海や川、山、そこに棲む生き物などの豊かな自然を、

「笑顔」は、人とのふれあいや固有の歴史、文化を、

「あふれる」とは、交流によるつながりや活動のひろがりをめざす

という意味を込めています。



## 2 環境目標

「めざす環境の姿」を実現するために、対象とする5つの環境分野ごとの目標を以下のように設定しました。

対象とする環境	環境目標
自然環境	「日本三大砂丘・吹上浜をはじめとした、優れた固有の自然を守り、はぐくむ」 ～自然環境の保全～
生活環境	「環境負荷の少ない暮らしを实践し、循環型社会を構築する」 ～生活環境の保全～
地球環境	「エネルギーを有効に利用し、低炭素社会づくりを目指す」 ～地球環境の保全～
快適環境	「多彩で豊かな歴史や文化資源を活かし、心地良いまちを創る」 ～快適環境の創造～
環境保全体制	「環境を守り、育てる人をはぐくみ、水と緑と笑顔があふれる都市にする」 ～協働による環境保全の推進～

### 環境目標 1

「日本三大砂丘・吹上浜をはじめとした、優れた固有の自然を守り、はぐくむ」  
～自然環境の保全～

本市は、日本を代表する優れた自然景観を有しています。

特に、日本三大砂丘で日本の渚百選にも選ばれている吹上浜は、ウミガメの重要な産卵場となっており、世界規模でも重要な自然環境であるといえます。

しかしながら、近年ではごみの散乱や砂浜の後退などの問題も起こり、ウミガメの上陸数は減少傾向にあります。

私たちには、ここにしかない優れた自然を守り、育てていく責務があります。

### 環境目標 2

「環境負荷の少ない暮らしを实践し、循環型社会を構築する」  
～生活環境の保全～

市内のごみの発生量が増えています。

現在の私たちの暮らしの中では、ごみは必ず発生します。しかし、かの小松帯刀が生きた江戸時代には、再使用や再生利用などによってごみはほとんど発生せず、循環型社会が形成されていたと言われていました。

私たちは、先人の知恵を活かしつつ、資源の有効利用を通じた循環型社会を構築していく必要があります。

## 環境目標 3

「エネルギーを有効に利用し、低炭素社会づくりを目指す」  
～地球環境の保全～

今、地球の温暖化が進行しています。

石油などの化石燃料を大量に使う生活は、私たちの暮らしを便利で豊かなものへと変えてくれます。しかし、そのツケともいえる地球温暖化が起こっており、このまま何もせずに同じ暮らしを続けていくと、さらに温暖化が進むと予測されています。

私たち一人ひとりのちょっとした気づきと心がけ、そして行動へと移すことが無駄なエネルギー消費と二酸化炭素の発生を抑え、地球の温暖化を防ぐことにつながります。

私たちには、この美しい地球と四季を通じて美しいこの日置を守り、子々孫々へと受け継いでいくために行動していく必要があります。

## 環境目標 4

「多彩で豊かな歴史や文化資源を活かし、心地良いまちを創る」  
～快適環境の創造～

固有の伝統的な祭りや行事が受け継がれています。

本市には、鹿児島島の三大大行事である「妙円寺詣り」や「せつべとべ」など、伝統ある歴史的行事が毎年行われるとともに、明治維新の功労者である小松帯刀の眠る園林寺跡などの文化財が数多くあります。

これらは、本市の風土に培われた固有の歴史・文化であり、往時を偲ぶ大切な資源であるため、確実に後世に受け継いでいく必要があります。

## 環境目標 5

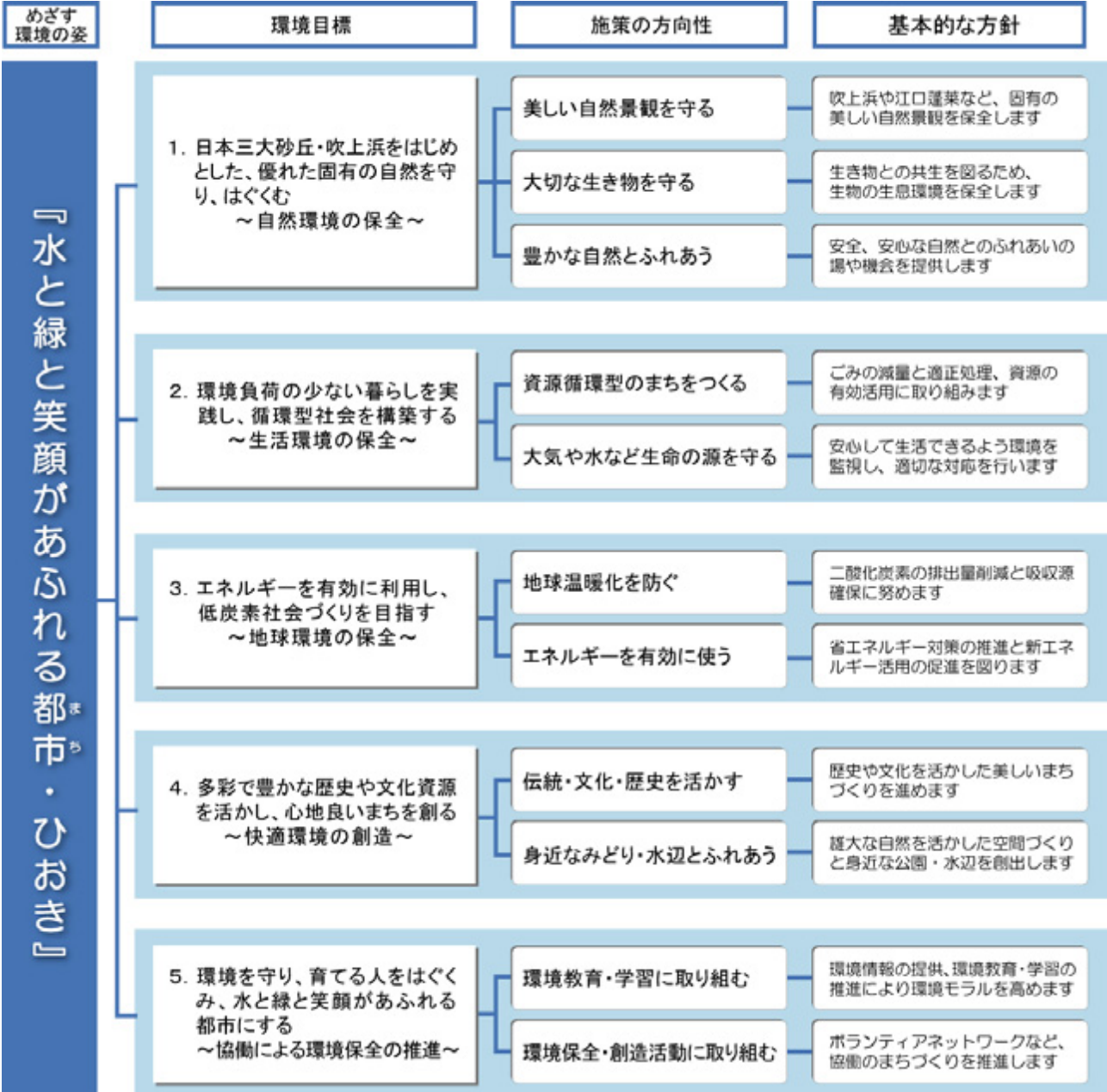
「環境を守り、育てる人をはぐくみ、水と緑と笑顔があふれる都市にする」  
～協働による環境保全の推進～

みんなで取り組むことが大事です。

環境保全や創造のための取り組みは、行政だけではできません。市民や事業者、市民団体など、あらゆる主体の協働によってはじめて実現できるものです。環境行政のレベルアップはもちろんですが、より良い環境、より良い地域をつくっていかうとする私たちの取り組み意識や能力である「地域環境力」の向上が不可欠になります。

より住み良い日置にするために、みんなが環境意識を向上しながら、連携を深め、力を合わせて環境を守り、育てていきましょう。

## 施策体系





## 第4章 基本的な施策



薩摩湖



# 1 日本三大砂丘・吹上浜をはじめとした、優れた固有の自然を守り、はぐくむ

## ～自然環境の保全～

### (1) 美しい自然景観を守る

#### ■現況と課題

##### ○砂浜が後退しています

本市の地形は南北に長く、北東側及び南東側山地から西側海岸への緩やかな傾斜状となっています。また、表層地質は火山性岩石のシラスと固結堆積物の砂岩で大部分が占められています。

東シナ海に面した西海岸「吹上浜」は、日本三大砂丘として有名で、日本の渚百選にも選ばれています。

しかし、近年では汀線変化が指摘されており、私たちの生命・財産を脅かすだけでなく、白砂青松の海岸景観の破壊やウミガメの産卵場の減少など、様々な影響が懸念されています。

市民アンケート調査結果でも、自然景観の美しさに対する満足度は高くなっており、中でも江口浜や吹上浜などの水辺は、特に残してほしい環境として多く指摘されています。私たちは、日置市にしかない固有の美しい自然景観を守り、伝えていく責務があります。



#### ■守りたい環境(主なもの)

	場 所	件数	主な理由(抜粋)
特に残してほしい 水辺 (回答数:189)	江口浜	34	景観が素晴らしい
	吹上浜	31	日本三大砂丘の一つだから
	神之川	19	昔からの大事な川だから
	薩摩湖	11	吹上町の観光資源、吹上の象徴だから
	正円池	11	ホテイアオイがきれい
	大川(7)、大里川・野田川(5)、永吉川・天神ヶ尾(4)、日吉海岸・江口蓬莱(3) ほか		
特に残してほしい 景観 (回答数:90)	徳重神社	15	歴史ある神社、妙円寺詣等もあり神々しい
	江口蓬莱	7	海岸から見た雄大さ
	美山	6	陶芸の故郷なので
	鶴丸城跡(5)、城山公園(4)、永吉の眼鏡橋・伊集院駅(3) ほか		
特に残してほしい 緑 (回答数:176)	徳重神社	20	古く、大きく立派な木がたくさんある
	城山公園	19	多種の樹があり景観もよい(桜が美しい)
	遠見番山	10	一望できるし桜がきれい
	吹上浜の松林	9	昔からの防風林
	桜木通り(6)、妙円寺中央公園(5)、大汝牟遅神社・土橋小学校の大イチョウ(4) ほか		

[市民アンケート調査結果より]

## ○法に基づく適正な土地利用が必要です

市域の31.1%を占める7,862haが都市計画法に基づく都市計画区域に指定され、うち689haが用途地域に指定されています。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域は83.1%を占める21,020ha、うち農用地区域は3,074haが指定されています。

また、森林法に基づく森林地域は、58.6%の14,816haが指定されています。

自然公園法に基づく自然公園地域は5.7%の1,430haが指定され、うち特別地域は690ha、普通地域は740haとなっています。

このように、市域のほとんどは土地利用関連法に指定された地域になっていますので、美しい自然景観を保全するために、法に基づく適正な土地利用規制や誘導が必要です。

### ■参考：鹿児島県土地利用基本計画における5地域区分の重複する地域の土地利用の調整指導方針

5地域区分	5地域区分 細区分	都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域	
		市街化区域 調整区域 及 び用途地域	市街化 調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	原生自然環境 保全地域	特別地域
都市地域	市街化区域 及び用途地域											
	市街化 調整区域	×										
	その他	×	×									
農業地域	農用地区域	×	←	←								
	その他	×	①	①	×							
森林地域	保安林	×	←	←	×	←						
	その他	②	③	③	④	⑤	×					
自然公園 地域	特別地域	×	←	←	⑥	←	○	○				
	普通地域	⑦	○	○	○	○	○	○	×			
自然保全 地域	原生自然環境 保全地域	×	×	×	×	×	×	○	×	×		
	特別地域	×	×	×	←	←	○	○	×	×	×	
	普通地域	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×

注：本市には市街化区域及び市街化調整区域、自然保全地域はない。

#### 【凡例】

- ×：制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ←：相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先するものとする。
- ：相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図るものとする。
- ①：土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。
- ②：原則として、都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。
- ③：森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。
- ④：原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。
- ⑤：森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。
- ⑥：自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。
- ⑦：自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図っていくものとする。

# 法規制状況図

資料：旧町(東市来、伊集院、日吉、吹上)  
土地利用計画図  
鹿児島県土地利用基本計画図(015.3)



## ■市の取り組み

基本的な方針：吹上浜や江口蓬莱\*など、固有の美しい自然景観を保全します

主な取り組み	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
●土砂の供給源対策や飛砂防止対策、工事や浚渫による廃砂の活用など、海岸環境保全対策を検討します。	土木建設課	■	■	■
●海岸の砂の採取禁止等を含め、統一した啓発看板の設置を行います。	商工観光課	□	■	□
●土地利用関連法や計画に基づく土地利用の規制や適正な誘導を行い、無秩序開発の未然防止に努めます。	企画課 都市計画課 農林水産課 農業委員会	■	■	■

注：実施時期は計画期間である平成 21～30 年度を前期、中期、後期と 3 区分し、前期を平成 21～24 年度、中期を平成 25～27 年度、後期を平成 28～30 年度と設定している。

※江口蓬莱：東市来地区江口に見られるシラス台地が潮流や潮風によって削り取られてできた海食崖。

## ■環境指標と数値目標

環境指標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
自然景観の美しさに満足する市民の割合	56.1% (平成 19 年度)	63.0% (平成 30 年度)

注：満足する市民の割合(現況値)は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合(小数点以下四捨五入)。

## ■市民・事業者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然環境や自然景観の保全活動に参加・協力します。</li> <li>●山と海の密接なつながりへの理解を深めます。</li> <li>●ボランティアによる海岸パトロールを行います。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然環境や自然景観の保全活動に参加・協力します。</li> <li>●漁業協同組合等の協力による海岸パトロールや指導を行います。</li> </ul>

## (2) 大切な生き物を守る

### ■現況と課題

#### ○山林の管理が必要です

植生はスギ・ヒノキ・サワラ植林が市全域に広がっており、吹上地区から日吉地区にかけての海岸線にはクロマツ植林が広く分布しています。自然植生は、重平山、城山、遠見番山などの山林にわずかに残っている程度で、また谷部や平野部には田畑などの農地や市街地が占めています。

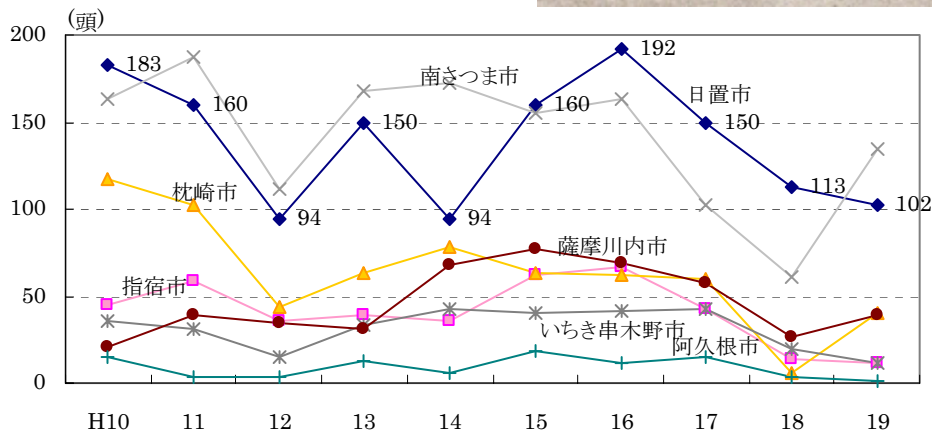
適正に山林を管理することは、土砂災害を防ぐだけでなく、水源のかん養、多様な生態系の保全、二酸化炭素の吸収源確保など、多くの役割を果たします。

しかし、林業の衰退や高齢化の進行等の理由により、所有者が山林を管理できなくなり、竹林が繁茂し始め、荒廃してきています。地権者や地域住民、行政、事業者等が協力して山林や森林の管理に取り組んでいく必要があります。



#### ○希少な動植物が多く生息生育しています

また、「鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物、平成15年3月(以下、県RDBという)」によると、本市の絶滅危惧Ⅱ類以上の動物の種類は49種となっています。また、吹上浜一帯はアカウミガメの上陸・産卵場として重要ですが減少傾向にあります。



■ウミガメの上陸頭数(薩摩半島のみ)の推移

[資料:鹿児島県ホームページ]

■本市に関する鹿児島県レッドデータブック記載種リスト(動物編)

▽哺乳類

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	地名等
1	ホンドリノコウモリ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	吹上町で確認
2	カヤネズミ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	東市来(自然環境保全基礎調査第3回、4回動植物調査による)
3	ホンドキツネ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	薩摩半島南部で情報

▽鳥類

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	地名等
1	クマタカ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	県内の山地ほぼ全域で確認
2	ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県内全域に生息
3	イカルチドリ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	県内各地の比較的大きな河川
4	ヘラシギ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	吹上浜で記録
5	ヤイロチョウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	東市来町で記録

▽爬虫類

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	地名等
1	アカウミガメ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	吹上浜、県内全域の砂浜

▽昆虫類

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	地名等
1	オグマサナエ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	吹上町正円池で記録
2	ベッコウトンボ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類	県内各地に分布。東市来町、日吉町、吹上町で記録
3	ヤマトバッタ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	吹上浜(吹上町、日吉町)一帯で記録
4	タガメ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	日吉町に情報
5	ヨドシロヘリハンミョウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	伊作川で確認。吹上町小野川で発見
6	ルイスハンミョウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	吹上町小野川で確認
7	ハラビロハンミョウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	吹上浜、吹上町小野川で確認
8	カワラハンミョウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	吹上浜で確認
9	ニッポンハナダカバチ	絶滅危惧Ⅱ類	情報不足	県本土
10	オオウラギンヒョウモン	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類	東市来町に記録(分布図による)
11	コツバメ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	市内に分布(分布図による)
12	タイワンツバメシジミ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類	薩摩半島中部で記録

▽汽水・淡水産魚類

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	地名等
1	アオギス	絶滅危惧Ⅰ類	なし	吹上浜沿岸
2	トビハゼ	絶滅危惧Ⅱ類	沖縄島のものは絶滅のおそれのある地域個体群	薩摩半島西部
3	チクゼンハゼ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	薩摩半島西部

▽陸産貝類・淡水汽水産貝類

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	地名等
1	オキヒラシイノミガイ	絶滅	なし	薩摩地方で記録
2	ベッコウフネアマガイ(ホソフネアマガイ)	絶滅危惧Ⅰ類	なし	九州南部東シナ海沿岸河川河口域。吹上町で記録
3	ツブカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	薩摩地方に分布
4	クイロカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	薩摩地方に分布。日吉町大川河口で記録
5	サツマクイロカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	東シナ海沿岸の九州南部に分布
6	クロクイロカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	薩摩地方に分布
7	ヨシダカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	薩摩地方に分布
8	ムシヤドリカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	薩摩地方の河川の河口汽水域に分布
9	オカミガイ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	北薩地方の河口汽水域干潟
10	シイノミミガイ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	薩摩地方に分布
11	ナラビオカミガイ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	北薩摩地方
12	キヌカツギハマシイノミガイ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	東シナ海沿岸の九州南部に分布
13	ハナコギセル	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類	薩摩地方に分布。東市来町で記録
14	ヒロクチカノコガイ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	薩摩地方に分布。
15	ミヤコドリ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	九州南部
16	シリプトゴマガイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩半島半部に分布
17	ヒメマルマメタニシ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩地方に分布。東市来町で記録
18	クイロコミガイ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	薩摩地方に分布
19	ヒロクチコギセル	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩地方に分布
20	テラマチベッコウ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	薩摩地方に分布。東市来町で記録
21	レンズガイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩地方に分布。伊集院町で記録
22	チクヤケマイマイ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	北薩に分布
23	ニセマツカサガイ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	薩摩地方に分布。吹上町で記録
24	カラスガイ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	薩摩地方に分布

▽汽水・淡水産十脚甲殻類

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	地名等
1	フタハピンノ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	薩摩半島で記録。永吉川で採取

県 RDB では、重要な干潟のうち総合的な保全が求められる干潟群・前浜干潟として「吹上海岸前浜干潟(いちき串木野市、南さつま市を含む)」が地域指定されています。また、吹上浜砂丘地帯は鹿児島県でも有数の海浜性昆虫類の生息地として知られ、県 RDB にも「吹上浜の昆虫群集」として地域指定されていますが、調査の不十分さが指摘されています。

県 RDB による本市の絶滅危惧Ⅱ類以上の植物は、43 種となっています。

■本市に関する鹿児島県レッドデータブック記載種リスト(植物編)

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	地名等
1	タマミズキ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	県北部
2	トキワカワゴケソウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類	薩摩半島南部
3	オグラノフサモ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	南九州地域
4	ミズスギナ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	吹上(薩摩湖)
5	ミズトラノオ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	伊集院
6	オオアブノメ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	吹上(薩摩湖)
7	ミカワタヌキモ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	吹上
8	ヒメシロアサザ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	吹上
9	ヒトツバオモダカ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	伊作(標本はない)
10	センニンモ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	吹上
11	オオトリゲモ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	吹上(薩摩湖)
12	カゴシマスゲ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	日吉
13	シマテンツキ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	南九州
14	ショウキズイセン	絶滅危惧Ⅰ類	なし	県各地に点在
15	ギンラン	絶滅危惧Ⅰ類	なし	伊作
16	カネコシダ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	薩摩半島
17	シノブ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	薩摩
18	オオタニワタリ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	県内各地
19	ウンゼンカンアオイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県北西部地域
20	タチハコベ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県北部から薩摩半島
21	コバノミツバツツジ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	県北部山地
22	ミズタマソウ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	吹上
23	ツリバナ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	県北部、薩摩半島
24	ミズネコノオ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	吹上
25	ウスギモクセイ, サツマモクセイ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	県北西部
26	ノタヌキモ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	県北部
27	イヌタヌキモ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県北西部、薩摩半島
28	ツルギキョウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県北西部、薩摩半島
29	サツマアザミ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩半島
30	ヘツカニガキ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	薩摩
31	マルミスブタ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	吹上
32	ミズヒキモ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	南九州
33	イバラモ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	吹上
34	ツクシクロイヌノヒゲ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県北部から薩摩半島
35	キシウナキリスゲ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	伊作峠
36	ジングウスゲ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県北部
37	スズマハリイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	吹上
38	ウンヌケモドキ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	県北西部(北薩)
39	アシカキ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	吹上(薩摩湖)
40	ナガエミクリ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	吹上(葉のみの標本で、同定はできない)
41	ツクシショウジョウバカマ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	薩摩半島中南部
42	シラン	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	東市来
43	セイタカスズムシソウ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	南九州



不快害虫のヤンバルトサカヤスデは、昭和 58 年度に沖縄県で異常発生して以来、奄美群島、本土へと生息地を拡大し、平成 15 年度に吹上地区で生息が確認されました。また、イノシシやシカ等の有害鳥獣の増加は農作物や生態系等への影響を及ぼし、外来生物の増加も固有の希少生物の生息環境を脅かす原因となるため、その対策が必要です。

■ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく主な特定外来生物<sup>※1</sup>

分類	主な特定外来生物(抜粋)
ほ乳類	タイワンザル
	ヌートリア
	アライグマ
	アメリカミンク
	ジャワマングース
鳥類	ガビチョウ
	ソウシチョウ
は虫類	カミツキガメ
	マングローブヘビ
	タイワンハブ
両生類	オオヒキガエル
	ウシガエル
魚類	カダヤシ
	ブルーギル
	コクチバス
	オオクチバス
クモ・サソリ類	セアカゴケグモ
甲殻類	ウチダザリガニ
昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ
	アルゼンチンアリ
軟体動物等	カワホトギスガイ
植物	ミズヒマワリ
	ナルトサワギク
	オオカワヂシャ
	ブラジルチドメグサ
	オオフサモ
	ボタンウキクサ

[環境省資料より抜粋]

■ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく主な要注意外来生物<sup>※2</sup>

分類	主な要注意外来生物(抜粋)
ほ乳類・鳥類	インドクジャク
	シマリス
	フェレット
	リスザル
は虫類・両生類	アカミミガメ
	グリーンイグアナ
魚類	グッピー
	タイリクバラタナゴ
	ナイルパーチ
昆虫類	アカボシゴマダラ
	ホソオアゲハ
無脊椎動物	アフリカマイマイ
	アメリカザリガニ
	スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)
植物	オオオナモミ
	オオバナチョウセンアサガオ
	オオブタクサ
	クレソン
	セイタカアワダチソウ
	セイヨウタンポポ
	トウネズミモチ
	ニセアカシア
	ブタナ
	ヘラオオバコ
	ホテイアオイ
	メマツヨイグサ
	ランタナ

[環境省資料より抜粋]

※1 特定外来生物：海外起源の外来生物で、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

※2 要注意外来生物：外来生物法に基づく飼養等の規制が課されるものではないが、これらの外来生物が生態系に悪影響を及ぼしうることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力をお願いするもの。



コラム

レッドデータブックカテゴリー

鹿兒島県		環境省
区分	鹿兒島県のカテゴリー区分定義	区分
絶滅	過去に県内に生息・生育した確実な記録があり、飼育・栽培下を含め、県内ではすでに絶滅したと考えられる種。	絶滅
野生絶滅	過去に県内に生息・生育したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、県内において野生ではすでに絶滅したと考えられる種。	野生絶滅
絶滅危惧Ⅰ類	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、県内において近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種。具体的には、次の4条件のいずれかに該当するもの。 ①既知のすべての個体群で、危機的水準にまで減少している。 ②既知のすべての生息地・生育地で、生息条件・生育条件が著しく悪化している。 ③既知のすべての個体群が、その再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④ほとんどの分布域に、交雑のおそれのある別種が侵入している。	絶滅危惧ⅠA類 絶滅危惧Ⅰ類 絶滅危惧ⅠB類
絶滅危惧Ⅱ類	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、県内において近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられる種。具体的には、次の4条件のいずれかに該当するもの。 ①大部分の個体群で、個体数が大幅に減少している。 ②大部分の生息地・生育地で、生息条件・生育条件が明らかに悪化しつつある。 ③大部分の個体群が、その再生産能力を上回る捕獲・採取圧にさらされている。 ④分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している。	絶滅危惧Ⅱ類
種・亜種	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	分布特性上重要	—
	情報不足	情報不足
地域個体群	消滅	絶滅のおそれのある地域個体群
	野生消滅	
	消滅危惧Ⅰ類	
	消滅危惧Ⅱ類	
	準消滅危惧	
	情報不足	種・亜種と同じ

[資料:鹿兒島県レッドデータブック]

## ■市の取り組み

基本的な方針：生き物との共生を図るため、生物の生息環境を保全します

主な取り組み	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
●竹林等で荒廃した森林や山林の管理を協働により推進します。	農林水産課	■	■	■
●県や地域との連携によりウミガメ保護監視員設置事業等のウミガメ保護対策を推進します。	市民生活課	■	■	■
●ウミガメの産卵時はイベントの開催を控えたり、流木等を撤去する等、安心して産卵できる場をつくります。	企画課 商工観光課 市民生活課	■	■	■
●固有の生態系や生命、農林水産業等への影響が懸念される外来生物の防除対策を推進します。	市民生活課	■	■	■
●有害鳥獣対策や不快害虫対策を実施します。	農林水産課 市民生活課	■	■	■
●協働による自然環境調査の継続的な実施を検討します。	市民生活課	■	□	□
●生物多様性地域戦略の策定を検討します。	市民生活課	□	■	□
●工事等の実施にあたっては、生態系に配慮した多自然工法を導入します。	土木建設課 農林水産課	■	■	■

注：実施時期は計画期間である平成 21～30 年度を前期、中期、後期と 3 区分し、前期を平成 21～24 年度、中期を平成 25～27 年度、後期を平成 28～30 年度と設定している。

## ■環境指標と数値目標

環境指標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
緑（樹木、草花）とのふれあいに満足する市民の割合	51.7% (平成 19 年度)	60.0% (平成 30 年度)
野鳥や昆虫等とのふれあいに満足する市民の割合	41.4% (平成 19 年度)	50.0% (平成 30 年度)

注：満足する市民の割合(現況値)は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合(小数点以下四捨五入)。

## ■市民・事業者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域での山林管理活動に参加・協力します。</li><li>●所有する山林の管理を行います。</li><li>●生物の生息生育環境の保全及び自然環境調査に協力します。</li><li>●ウミガメ等の希少生物の保護活動に参加・協力します。</li><li>●外来種の取り扱いは法律に則して行います。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域での山林管理活動に参加・協力します。</li><li>●山林管理では森林組合等の指導・協力を行います。</li><li>●生物の生息生育環境の保全及び自然環境調査に協力します。</li><li>●外来種の取り扱いは法律に則して行います。</li></ul>

### (3) 豊かな自然とふれあう

#### ■現況と課題

##### ○水や水辺とのふれあう満足度が低い

市西部の海岸一帯は、吹上浜県立自然公園(昭和 28 年 3 月 31 日指定)の特別地域及び普通地域に指定されています。また、江口浜海浜公園、神之川、正円池、城山公園、伊集院森林公園など四季折々の自然とふれあうことができます。

市民アンケート調査結果では、緑とのふれあいや野鳥・昆虫等とのふれあいは満足度が高いが、水や水辺とのふれあいに関する満足度は低くなっています。その不満の原因は、水や水辺の汚れ、水辺への近づきにくさ等があげられています。

■観光地引き網の開催



■「水や水辺のふれあい」に不満と答えた主な原因

不満の原因	回答数	回答率
水が汚れたり、水辺が汚くなっている	77	30.7%
さくや護岸等で水辺へ近づけない	56	22.3%
水辺が人工的すぎて、自然の草木が少ない	44	17.5%
水辺に危険なところが多い	31	12.4%
開発で水辺が少なくなった	28	11.2%
その他(水と触れ合う場所が周知されていない、雑草が繁って川に近づけない、護岸で川へ下りていけない所がない、近くに水辺がない 等)	15	6.0%
合計	251	100.0%

[市民アンケート調査結果より]

## ■市の取り組み

基本的な方針：安全、安心な自然とのふれあいの場や機会を提供します

主な取り組み	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
●水辺や自然とふれあう場や機会等、自然環境に関する情報を提供します。	市民生活課	■	■	■
●海岸や山林などの自然とのふれあいの場を整備するとともに、自然観察会などの自然とふれあう機会を創出します。	土木建設課 農林水産課 市民生活課	■	■	■
●河川やため池など、親水性の高い水辺空間の整備を推進し、自然観察の拠点づくりを検討します。	土木建設課 農林水産課 市民生活課	■	■	■
●修学旅行の受け入れや農家民泊体験などのグリーン・ツーリズム <sup>※1</sup> やブルー・ツーリズム <sup>※2</sup> を推進し、農山漁村と都市との交流や地域活性化を図ります。	農林水産課	■	■	■

注：実施時期は計画期間である平成 21～30 年度を前期、中期、後期と 3 区分し、前期を平成 21～24 年度、中期を平成 25～27 年度、後期を平成 28～30 年度と設定している。

## ■環境指標と数値目標

環境指標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
水や水辺とのふれあいに満足する市民の割合	25.9% (平成 19 年度)	40.0% (平成 30 年度)

注：満足する市民の割合(現況値)は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合(小数点以下四捨五入)。

## ■市民・事業者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然観察会や野外活動に積極的に参加します。</li> <li>●子どもたちに自然とふれあう機会を増やします。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●農業者や漁業者の協力によるグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムを実施・協力します。</li> </ul>

※1 グリーン・ツーリズム：緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。

※2 ブルー・ツーリズム：島や沿岸部の漁村に滞在し、魅力的で、充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

## 2 環境負荷の少ない暮らしを実践し、循環型社会を構築する

### ～生活環境の保全～

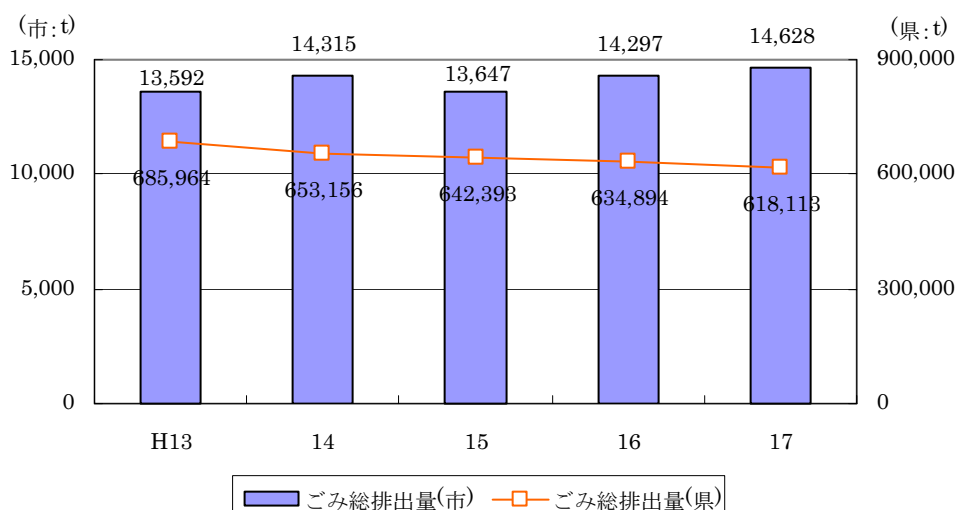
#### (1) 資源循環型のまちをつくる

##### ■現況と課題

##### ○ごみの総排出量は増加傾向にあります

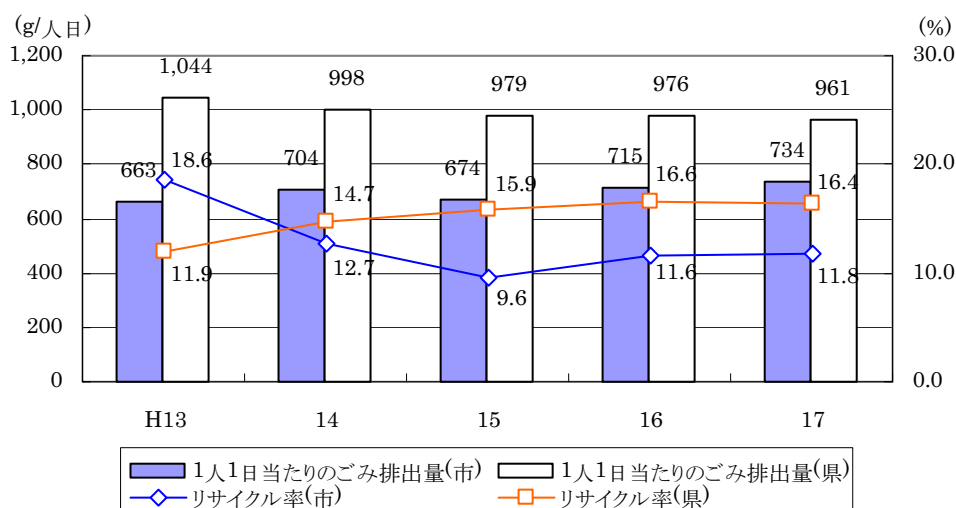
県のごみ総排出量は減少傾向にありますが、本市の総排出量は増加傾向にあります。市民1人1日当たりのごみ排出量<sup>※1</sup>は県平均に比べると少ないですが、県民1人1日当たりの減少傾向に対し、市では増加傾向にあります。

リサイクル率<sup>※2</sup>は、県平均に比べて低くなっていますが、改善の傾向にあります。



■ごみ総排出量の推移

[資料: 日置市一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物処理実態調査]



■1人1日当たりのごみ排出量とリサイクル率の推移

[資料: 日置市一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物処理実態調査]

※1 1人1日当たりのごみ排出量: (「収集量」+「直接搬入量」)/行政区内人口/365

※2 リサイクル率: 「資源化量」/(「収集量」+「直接搬入量」+「集団回収量」)

市民アンケート調査結果によると、「ポイ捨てなどの散乱ごみ」に対する満足度が最も低く、不満の原因は空き缶やタバコ、不法投棄などがあげられています。

■「ポイ捨てなどの散乱ごみ」に不満と答えた主な原因

不満の原因	回答数	回答率
空き缶やタバコのポイ捨てが多い	186	55.5%
ごみの不法投棄が多い	132	39.4%
その他(車利用者のマナー、犬や猫の糞の不始末 等)	17	5.1%
合計	335	100.0%

[市民アンケート調査結果より]

また、ごみを持ち帰る、ものを長く使う、廃品回収やリサイクル活動への参加、ごみを出さないようにするなどの実行度は高くなっています。逆に、生ごみ処理機等の利用やマイバッグの持参、使い捨て商品はなるべく買わないなどの実行度は低いが、今後は実行したいと考えられています。

子どもアンケート調査結果によると、「まちの清潔さ」に対する満足度が最も低く、その理由はごみ・たばこ・空き缶のポイ捨てがほとんどで、大人にやめてほしいことの上位3位はごみやマナーに関する意見でした。

■「まちの清潔さ」に悪いと答えた主な理由(上位3位)

悪いと思う理由	回答数	回答率
ごみのポイ捨てが多い	104	88.1%
タバコの吸殻が多い	8	6.8%
犬の糞が落ちている	5	4.2%
合計	118	100.0%

[子どもアンケート調査結果より]

■大人にやめてほしいこと(上位3位)

分類	件数	回答率
ポイ捨て	399	63.3%
マナー	92	14.6%
不法投棄・分別	39	6.2%
合計(意見総数)	630	100.0%

[子どもアンケート調査結果より]

事業所アンケート調査結果によると、ごみの減量、紙の使用量削減への取り組みは6割を超えています。また、市民・事業者アンケート調査結果では、「ごみの減量やリサイクルの推進」の重要度が最も高くなっています。

このように、ごみやリサイクルに関する問題は、子どもから一般市民、事業者に至るまで、非常に関心が高いことがわかります。

市では、廃棄物の減量や適正処理、リサイクルの推進等に向けて、次のような条例等を定めて取り組んでいます。さらなる取り組みが必要であると考えられます。

■廃棄物処理に関する市の取り組み

目的等	条例等
廃棄物の減量や適正処理の推進	日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
クリーン・リサイクルセンターに関する規則	日置市クリーン・リサイクルセンター条例
生ごみの減量や資源化の促進	日置市生ごみ堆肥化容器設置事業補助金交付要綱
廃棄物の発生抑制や再利用の促進	日置市再生資源回収事業補助金交付要綱
民間事業者等の地域経済活性化と市の財源の確保	日置市有料広告掲載要綱

[資料:市資料]



## ■市の取り組み

### 基本的な方針：ごみの減量と適正処理、資源の有効利用に取り組みます

主な取り組み	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
●4R【Refuse(リフューズ：断る)、Reduce(リデュース：排出抑制)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再生利用)】運動を推進します。	市民生活課	■	■	■
●生ごみ堆肥化容器設置事業補助等による生ごみの発生抑制及び再資源化を推進します。	市民生活課	■	■	■
●マイバッグ持参を推進し、レジ袋の削減に向けた取り組みを協働により推進します。	市民生活課	■	■	■
●資源ごみ持ち去り禁止条例（日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）に基づき、資源ごみの適正処理に努めます。	市民生活課	■	■	■
●ごみの不法投棄の防止に向けて、協働によるパトロールの強化や通報体制の構築を行います。	市民生活課	■	■	■
●ごみのポイ捨て防止やペットのふんの放置防止に向けて、啓発看板の設置等によりマナーの向上を図ります。	市民生活課	■	■	■
●ごみの分別方法や出し方を徹底するよう努めていきます。	市民生活課	■	■	■
●多量排出事業者に対して、ごみ減量化計画策定の指導を徹底します。	市民生活課	■	■	■
●河川愛護事業や道路愛護事業、日置市クリーン作戦など協働による地域美化活動を推進します。	市民生活課	■	■	■
●再生資源回収事業やクリーン・リサイクルセンター及びリサイクルプラザ施設運営事業を推進します。	クリーン・リサイクルセンター	■	■	■

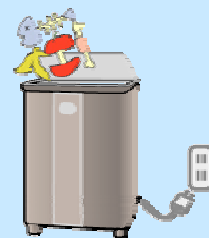
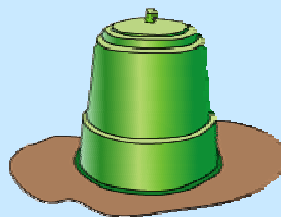
注：実施時期は計画期間である平成 21～30 年度を前期、中期、後期と 3 区分し、前期を平成 21～24 年度、中期を平成 25～27 年度、後期を平成 28～30 年度と設定している。



#### 生ごみ処理機購入への助成

日置市ではごみの減量・資源化を図るため、生ごみ処理機(堆肥化容器)を購入された場合、次のとおり購入経費の一部を助成しています。

- 日置市内にお住まいの方を対象に、
- 電気式が 25,000 円
  - その他が 2,000 円
- を上限に助成しています。



[資料：市資料]

## ■環境指標と数値目標

環境指標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
ポイ捨てなどの散乱ごみを不満に感じる市民の割合	43.6% (平成 19 年度)	27.0% (平成 30 年度)
ごみ排出量	14,171 t (平成 17 年度)	11,735 t (平成 28 年度)
リサイクル率	11.8% (平成 17 年度)	13.7% (平成 28 年度)
最終処分量	490 t (平成 17 年度)	410 t (平成 28 年度)

注: 不満を感じる市民の割合(現況値)は「かなり不満」と「やや不満」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合(小数点以下四捨五入)。

: ごみ排出量、リサイクル率、最終処分量の現況値、目標値は一般廃棄物処理基本計画(H19.3)より。

## ■市民・事業者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●4R 運動を推進します。</li> <li>●マイバッグやマイはしの持参、生ごみの堆肥化などごみ減量に努めます。</li> <li>●過剰包装は断るようになります。</li> <li>●決められたごみの分別を行い、ごみ出しルールを守ります。</li> <li>●外出時のごみは持ち帰って分別します。</li> <li>●ポイ捨て防止運動を推進し、気づいた時はすぐにごみを拾います。</li> <li>●自治会等の協力を得ながらポイ捨て・不法投棄防止パトロールを行います。</li> <li>●日置市クリーン作戦などの地域美化活動に参加します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●4R 運動を推進します。</li> <li>●飲食店では割りばしを置かず、洗浄し繰り返し使用します。</li> <li>●レジ袋の削減や簡易包装に取り組みます。</li> <li>●決められたごみの分別を行い、ごみ出しルールを守ります。</li> <li>●廃棄生ごみを削減し、リサイクルを推進します。</li> <li>●ごみ減量等に関する消費者への啓発を行います。</li> <li>●不法投棄発見の際の通報に協力します。</li> <li>●事業所周辺の清掃を行います。</li> <li>●日置市クリーン作戦などの地域美化活動に参加します。</li> </ul>

## (2) 大気や水など生命の源を守る

### ■現況と課題

#### ○大気環境は概ね良好です

本市には一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局ともにありませんが、平成17年度における浮遊粒子状物質(SPM)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、一酸化炭素(CO)は県内全ての測定局で環境基準を達成していますので、概ね良好であると思われます。二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)については、隣接する鹿児島市内の3局(有村、黒神、赤水)が、桜島火山ガスの影響を受けて環境基準を達成していません。

光化学オキシダントについては、県内全ての測定局及び全国のほとんどの測定局で環境基準(0.06ppm)を達成していませんが、注意報レベル(0.12ppm)を超過した県内の測定局はありませんでした。その他、有害大気汚染物質やアスベスト、酸性雨などは全国平均と同等もしくは低いレベルにあります。

市民アンケート調査結果によると、「空気のきれいさ」についての満足度は高くなっています。市民ワークショップでは、工場からの悪臭改善や不法焼却禁止の徹底に関する意見が出されました。

公害苦情は、平成15年度に大気汚染が1件、平成16年度及び平成18年度に悪臭が3件ありました。

■受理機関別公害苦情件数

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
伊集院保健所	大気汚染1	0	0	0
東市来町	-	悪臭3		
日置市			0	悪臭3

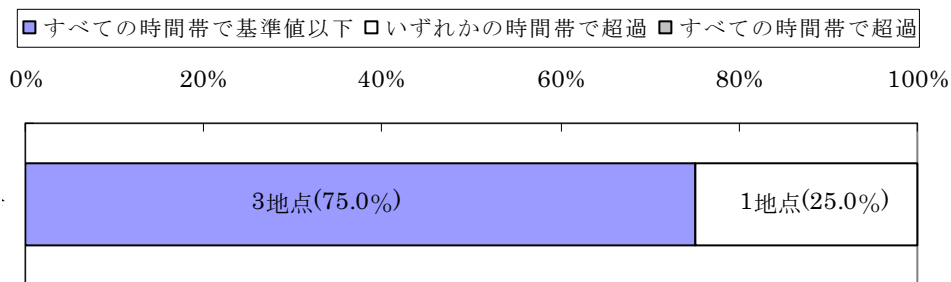
[資料:H19年版鹿児島県環境白書]

#### ○自動車騒音は基準を一部超過しています

平成18年度の本市における騒音測定結果は、4地点中1地点がいずれかの時間帯で環境基準を超過しています。

市民アンケート調査結果によると、「周辺の静けさ」に関する満足度は高いものの、不満に感じている主な原因は、交通騒音が6割を超えています。なお、交通量については国道3号の東市来町湯田の交通量が最も多くなっています。

■騒音測定結果(H18年度) 道路に面する地域以外の地域(一般地域)

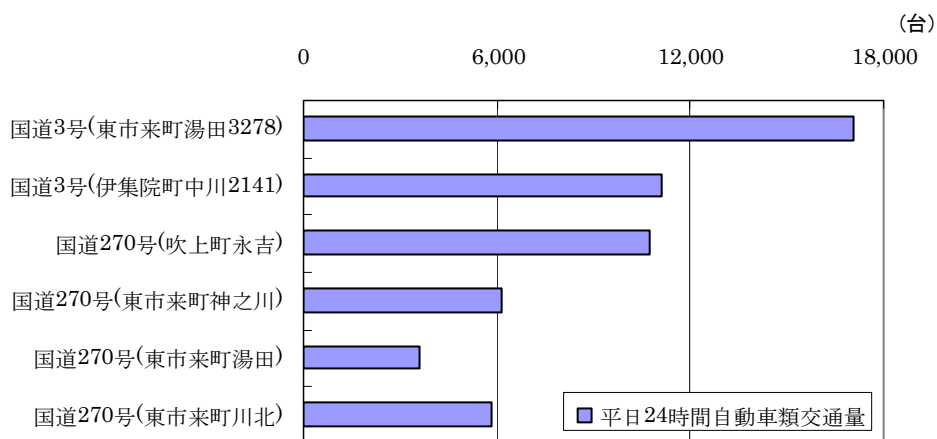


[資料:H19年版鹿児島県環境白書]

■「周辺の静けさ」に不満と答えた主な原因

不満の原因	回答数	回答率
自動車・オートバイからの交通騒音	62	66.0%
商店、飲食店、スナック等からの騒音	8	8.5%
近所の家、アパートからの騒音	7	7.4%
工場、工事現場からの騒音	5	5.3%
その他(自動車のマフラーの騒音、隣家の犬の鳴き声、大型バスが通る時の振動、電車騒音 等)	12	12.8%
合計	94	100.0%

[市民アンケート調査結果より]



■国道交通量

[資料: H17 年度道路交通センサス]

平成 18 年度の新幹線鉄道騒音調査結果によると、市内 4 地点全てで環境基準値を達成できていません。

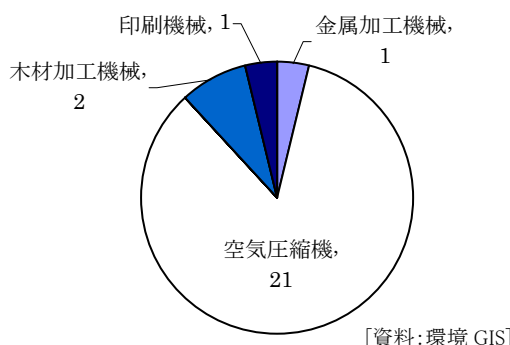
■新幹線鉄道(九州新幹線)騒音調査結果(平成 18 年度)

(単位: dB)

測定地点	類型(基準)	測定値
日置市東市来町養母	I (70 以下)	71
日置市伊集院町下神殿	I (70 以下)	71
日置市伊集院町土橋	I (70 以下)	73
日置市伊集院町郡	I (70 以下)	72

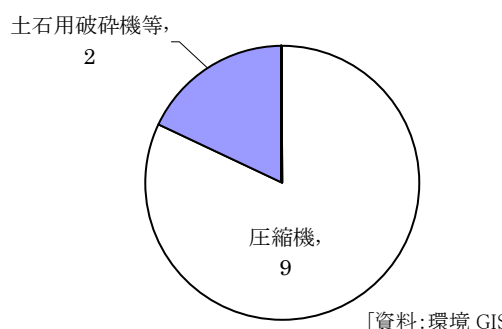
[資料: H19 年版鹿児島県環境白書]

平成 18 年度における騒音規制法に基づく特定工場は 25 工場、振動規制法に基づく特定工場は 11 工場となっています。



[資料: 環境 GIS]

■騒音規制法に基づく特定工場

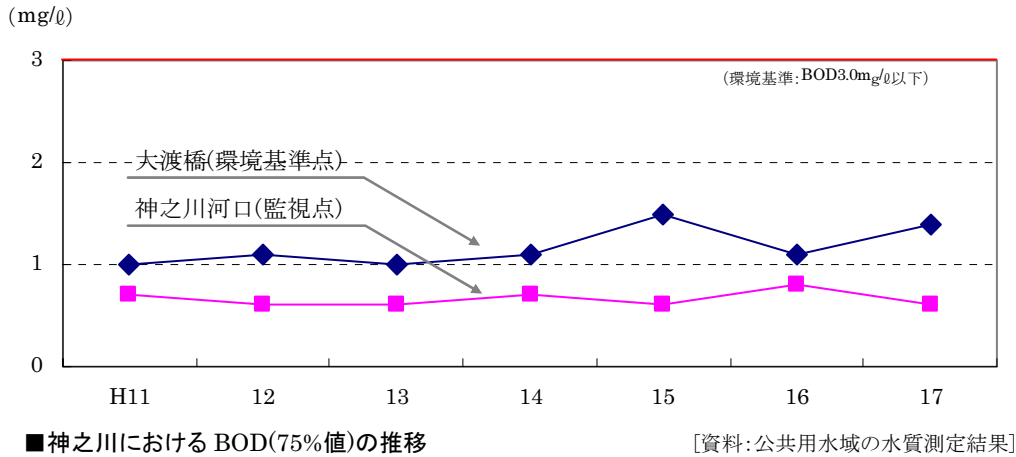


[資料: 環境 GIS]

■振動規制法に基づく特定工場

## ○水や土壌環境は概ね良好です

河川水質の環境基準点は、神之川大渡橋(B 類型 : BOD<sup>\*</sup>13.0mg/l 以下)の 1 点のみですが、経年的にも環境基準を達成しています。また、監視点である神之川河口の水質も良好な状態にあるといえます。



海域の環境基準点はありませんが、隣接する串木野港海域(B 類型 : COD<sup>\*</sup>23.0mg/l 以下)では環境基準を達成していますが、万之瀬川河口海域(A 類型 : COD2.0mg/l 以下)などでは環境基準を達成していません(平成 17 年度)。

なお、平成 17 年 4 月 28 日から 5 月 29 日にかけて、江口沖の 5km<sup>2</sup>に及ぶ広い範囲で赤潮(ノクチルカ シンチランス)が発生しましたが、漁業被害はありませんでした。

平成 17 年度に実施した地下水概況調査によると、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準値を超過した井戸が 2 井戸確認されました。また、定期モニタリング調査でも同じ項目の基準値を超えた井戸が 2 井戸確認されました。

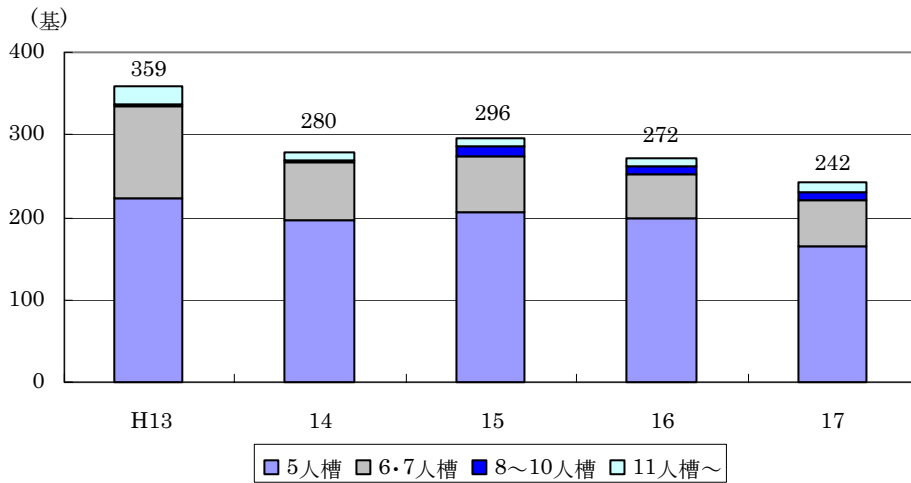
土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を定めた土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定はありません。

下水道は伊集院地域のみで普及率は 60.6%(平成 16 年末)となっています。

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置の促進及び生活排水対策に必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした「日置市浄化槽設置推進要綱」を定めています。さらにその推進に向けては、「日置市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」を定め、補助を行っています。

市民の生活環境を保全するためには、定期的・継続的な環境測定や悪臭・騒音対策、公害苦情に対する迅速かつ適切な対応、生活排水の適正な処理を目指した下水道事業及び浄化槽設置事業等の推進が必要です。

- ※1 BOD、BOD75%値 : BOD は、Biochemical Oxygen Demand の頭文字をとったもので、「生物化学的酸素要求量」という。これは水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で表され、数字が小さいほど水質がよいとされる。75%値とは年間の BOD 日間平均値の全データを数字の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$  番目 (n はデータの数) の値のことで、BOD の環境基準の評価はこの値で行う。
- ※2 COD : Chemical Oxygen Demand の略で「化学的酸素要求量」という。海水や河川の有機汚濁物質等による汚れの度合いを示す数値で、水中の有機物等汚濁源となる物質を通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/l で表したものの。数値が高いほど水中の汚染物質の量も多いことを示す。

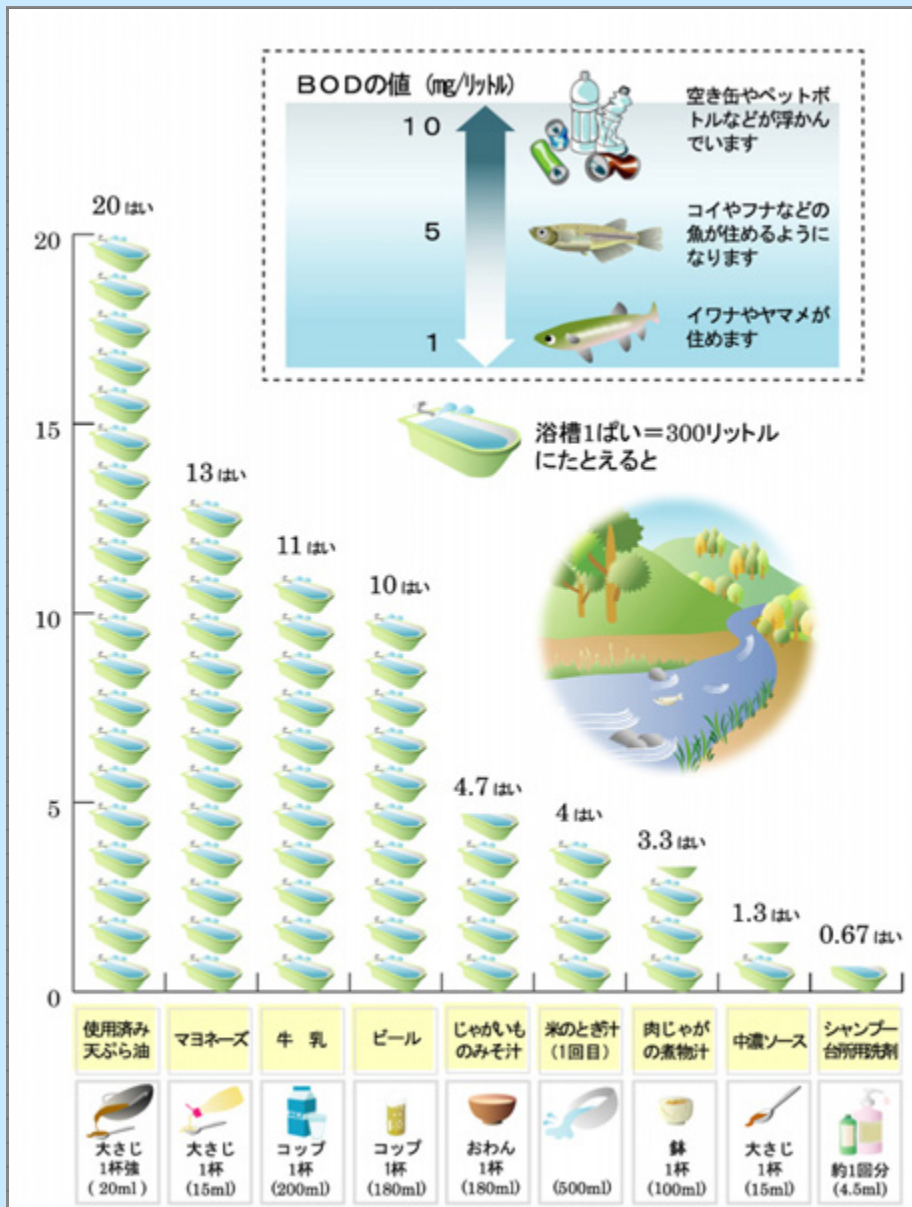


■ 合併処理浄化槽設置数の推移

[資料:市資料]



魚がすめる水質 (BOD が 5mg/l以下) にするには



[資料:環境省「生活排水読本」]

## ■市の取り組み

基本的な方針：安心して生活できるよう環境を監視し、適切な対応を行います

主な取り組み	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
●大気汚染や騒音・振動、悪臭等は、関係機関との連携により監視・指導を行い、公害の未然防止と適切な対応に努めます。	市民生活課	■	■	■
●関係機関との連携により、自動車交通騒音や新幹線騒音対策を推進します。	市民生活課	■	■	■
●光化学オキシダント注意報や警報が発生した時には、市民・事業者に対して速やかで適切な注意喚起を促します。	市民生活課	■	■	■
●消防署や消防団との連携を図りながら、不法焼却に対する指導を行います。	市民生活課	■	■	■
●工場や事業場から有害な物質が排出されないように、排水などの実態把握や監視を行い、指導を徹底します。	市民生活課	■	■	■
●公共下水道事業の推進及び供用区域における速やかな接続促進、及び合併処理浄化槽設置の推進を図ります。	下水道課 市民生活課	■	■	■
●河川水や地下水などの継続的な水質検査を実施し、結果を公表します。	市民生活課	■	■	■
●合成洗剤や除草剤の適正使用、排水口への廃油の混入防止など、水質保全に関する啓発を行います。	市民生活課	■	■	■
●し尿・浄化槽汚泥の適正処理及び収集・処理体制の充実に努めます。	市民生活課	■	■	■
●一般廃棄物処理基本計画(生活排水)を策定します。	市民生活課	■	□	□

注：実施時期は計画期間である平成 21～30 年度を前期、中期、後期と 3 区分し、前期を平成 21～24 年度、中期を平成 25～27 年度、後期を平成 28～30 年度と設定している。

## ■環境指標と数値目標

環境指標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
神之川大渡橋の BOD75%値 (B 類型：BOD3.0mg/l 以下)	1.4mg/l (平成 18 年度)	現状維持 (平成 30 年度)
周辺の静けさに満足する市民の割合	72.2% (平成 19 年度)	78.0% (平成 30 年度)
空気のきれいさに満足する市民の割合	72.3% (平成 19 年度)	79.0% (平成 30 年度)
川や池、海の水のきれいさに満足する市民の割合	31.2% (平成 19 年度)	44.0% (平成 30 年度)

注：満足する市民の割合(現況値)は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合(小数点以下四捨五入)。

## ■市民・事業者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>●悪臭を感じたり、不法焼却行為を見かけりしたら直ちに市役所へ通報します。</li><li>●光化学オキシダント注意報などが出された場合は、市の指導に従い行動します。</li><li>●河川水質の汚染防止のため、合成洗剤や除草剤の使用を控えます。</li><li>●公共下水道への接続や合併浄化槽の設置を行います。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>●騒音や振動、悪臭などが発生する施設などがある場合は、適切な対策を施します。</li><li>●事業所・工場排水は適正に処理します。</li></ul>



### 3 エネルギーを有効に利用し、低炭素社会づくりを目指す

#### ～地球環境の保全～

#### (1) 地球温暖化を防ぐ

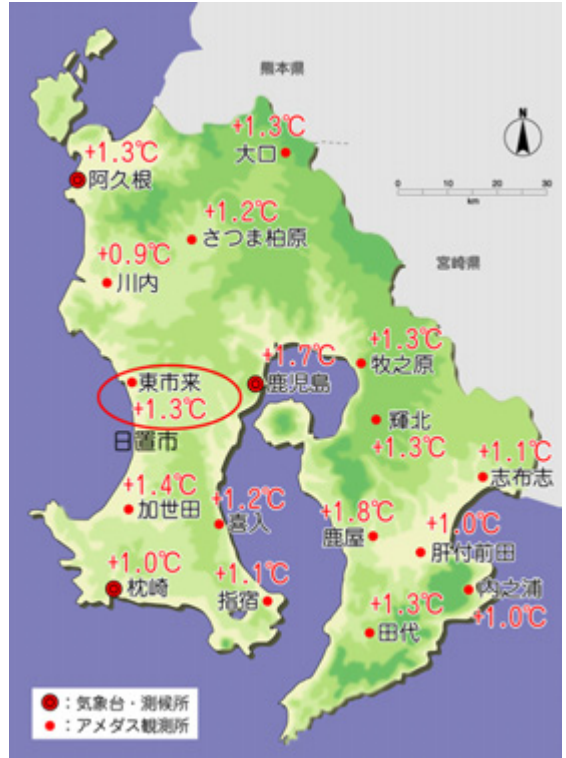
##### ■現況と課題

○気温が 1.3℃上昇しています

近年、急速に進行しつつある地球温暖化は、化石燃料※1の消費に伴って大気中に排出される二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス※2の急激な増加が主な原因とされています。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が2007年にとりまとめた第4次評価報告書によると、世界平均地上気温は1906～2005年の間に0.74(0.56～0.92)℃上昇し、20世紀を通じて平均海面水位は17(12～22)cm上昇しました。同報告では、1980年から1999年までに比べ、21世紀末(2090年～2099年)の平均気温上昇は、高度経済成長が続く中で化石エネルギー源を重視した社会では、約4.0(2.4～6.4)℃と予測しています。

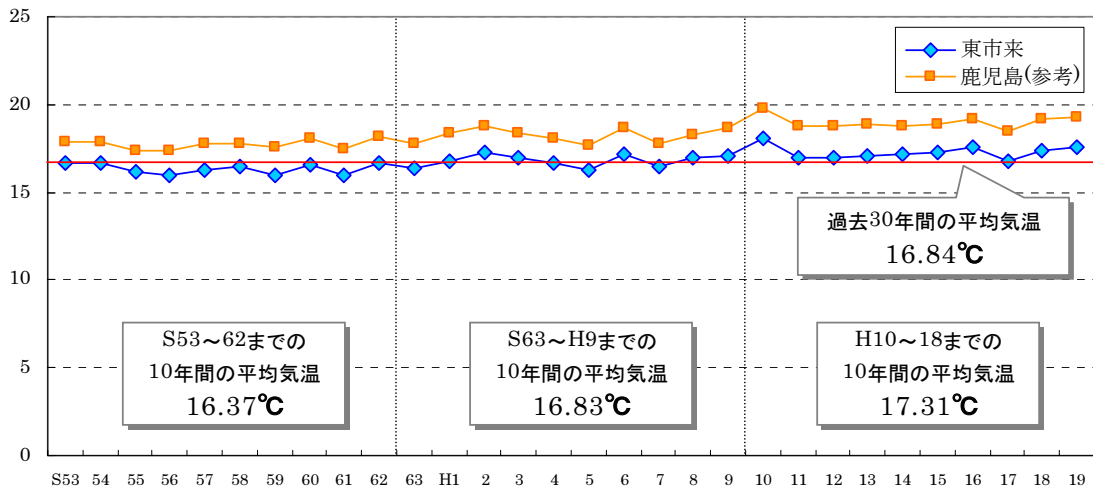
本市(東市来観測所)の平均気温の変化をみると、過去30年間で約1.3℃上昇しています。また、県内の各気象観測所も同様に、0.9℃～1.8℃の平均気温上昇が見られます。



■過去30年の平均気温の変化量

注:2007年を起年、資料不足値は含まない [資料:気象統計情報]

年平均気温(℃)



■年平均気温の変化

[資料:気象統計情報]

※1 化石燃料:石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源のこと。

※2 温室効果ガス:地表面から宇宙に放出される赤外線を遮る働き(温室効果)を持つ気体を指す。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン類など6種類を温室効果ガスとして指定しているが、全国で90%以上、鹿児島県では約85%を二酸化炭素が占めている。

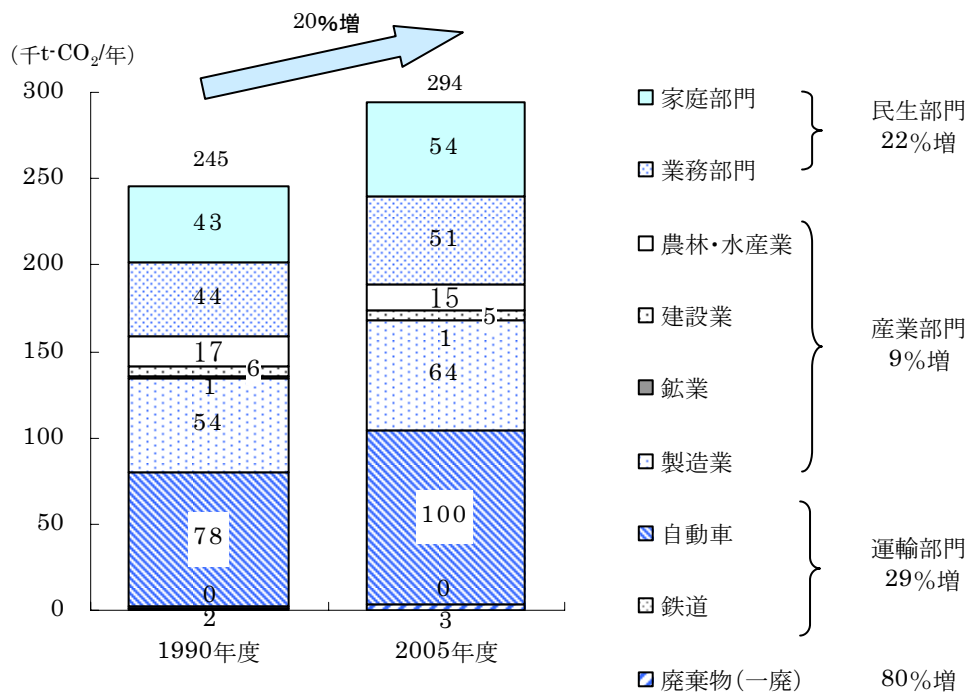
○二酸化炭素排出量は20%増加しています

本市の2005年度の二酸化炭素排出量は、約294千t-CO<sub>2</sub>で、基準年度である1990年度比で約20%増加しています。

2005年度の排出量が最も大きいのは運輸部門(自動車)で、全体の約34%を占めており、次いで産業部門(製造業)が約22%、家庭部門(約18%)、業務部門(約17%)で、この4部門で総排出量の90%以上を占めています。

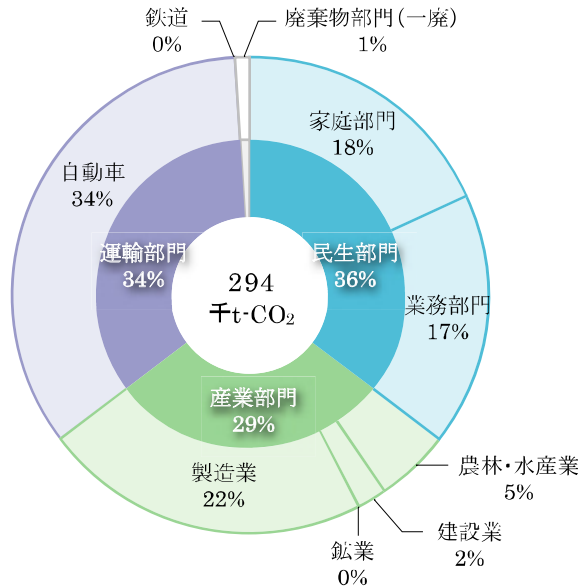
単位：千t-CO<sub>2</sub>/年

区分			1990年度 (基準年度)	2005年度 (現況年度)	基準年度から の増減比	二酸化炭素総排出 量比(2005年度)
エネルギー 起源	民生部門	家庭部門	43	54	26%	18.5%
		業務部門	44	51	18%	17.5%
		計	87	106	22%	35.9%
	産業部門	農林・水産業	17	15	▲8%	5.2%
		建設業	6	5	▲14%	1.7%
		鉱業	1	1	▲47%	0.2%
		製造業	54	64	17%	21.7%
		計	78	85	9%	28.9%
	運輸部門	自動車	78	100	29%	34.1%
		鉄道	0	0	▲17%	0.1%
		計	78	101	29%	34.2%
	小計			244	292	20%
非エネルギー 起源	廃棄物部門(一廃)		1.6	2.9	80%	1.0%
	計		1.6	2.9	80%	1.0%
非エネルギー起源(小計)			1.6	2.9	80%	1.0%
小計			245	294	20%	100.0%



■日置市の二酸化炭素排出量

注：図中の数値は四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。



■日置市の二酸化炭素排出量の内訳

○二酸化炭素排出量は 14%増加する見込みです

特段の対策を講じなかった場合の 2018 年度における本市の二酸化炭素総排出量は、約 336 千 t・CO<sub>2</sub> と推計され、2005 年度比で 14% の増加が見込まれます。これは、家庭部門、廃棄物部門、運輸部門(自動車)といった市民生活に身近な部門や製造業の排出量が伸びると推計されることによります。

■二酸化炭素排出量の将来推計(特段の対策を講じない場合)

単位：千 t・CO<sub>2</sub>/年

単位：%

区分	1990 年度	2005 年度	2013 年度	2018 年度	2005 年度 →2013 年度	2005 年度 →2018 年度
家庭部門	43.2	54.4	62.5	65.7	15	21
業務部門	43.7	51.4	54.8	56.1	7	9
産業部門	78.2	85.0	95.0	98.9	12	16
農林水産業	16.7	15.3	15.3	15.3	0	0
建設業	6.0	5.2	5.2	5.2	0	0
鉱業	1.3	0.7	0.7	0.7	0	0
製造業	54.3	63.8	73.8	77.7	16	22
運輸部門	80.0	103.7	111.2	115.3	7	11
自動車	78.1	100.5	107.5	111.2	7	11
鉄道	0.3	0.3	0.3	0.3	▲ 2	▲ 3
廃棄物部門 一廃	1.6	2.9	3.5	3.8	20	32
計	245.1	294.4	323.5	335.9	10	14

注：図中の数値は四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

地球温暖化を防止するためには、私たち一人ひとりが二酸化炭素の排出量を削減し、吸収源を確保するための取り組みを始めなければなりません。

## ■市の取り組み

### 基本的な方針：二酸化炭素の排出量削減と吸収源確保に努めます

主な取り組み	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
●地球温暖化の状況や二酸化炭素の排出量、削減方法などの情報を整理、提供し、啓発に努めます。	市民生活課	■	■	■
●地球温暖化対策実行計画を推進するとともに、地球温暖化対策地域推進計画を策定します。	市民生活課	■	■	■
●二酸化炭素の吸収源となる森林の保全・管理や緑化の推進を協働により推進します。	農林水産課 市民生活課	■	■	■

注：実施時期は計画期間である平成 21～30 年度を前期、中期、後期と 3 区分し、前期を平成 21～24 年度、中期を平成 25～27 年度、後期を平成 28～30 年度と設定している。

## ■環境指標と数値目標

環境指標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
二酸化炭素排出量	294 千 t-CO <sub>2</sub> (平成 17 年度)	248 千 t-CO <sub>2</sub> (平成 30 年度)

注：家庭部門で 20%、業務部門で 15%、自動車部門で 20%削減という削減可能量を想定して設定した。

## ■市民・事業者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地球温暖化に対して正しく理解し、二酸化炭素削減に向けたライフスタイルの見直しと具体的な取り組みの輪を広げます。</li> <li>●二酸化炭素の吸収源となる森林の保全・管理や緑化の推進に取り組みます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●二酸化炭素削減に向けたビジネススタイルの見直しと具体的な取り組みを行います。</li> <li>●二酸化炭素の吸収源となる森林の保全・管理や緑化の推進に取り組みます。</li> </ul>

## (2) エネルギーを有効に使う

### ■現況と課題

○省エネの取り組みと新エネの活用が必要です

1990年度から2005年度の二酸化炭素排出量の増加率をみると、運輸部門(自動車)が29%、家庭部門が26%、業務部門が18%の順に大きくなっています(45ページの表参照)。

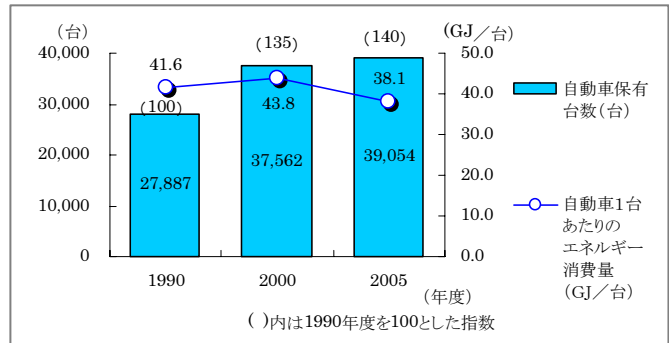
運輸部門における排出量増加の主な要因は、自動車1台あたりのエネルギー消費量は8%減少しているものの、自動車保有台数が約40%も増加していることが考えられます。

家庭部門における排出量増加の主な要因は、世帯数の伸び(1990年度比で7%増加)と世帯当たりのエネルギー消費量の伸び(1990年度比で約30%増加)によるものと考えられます。

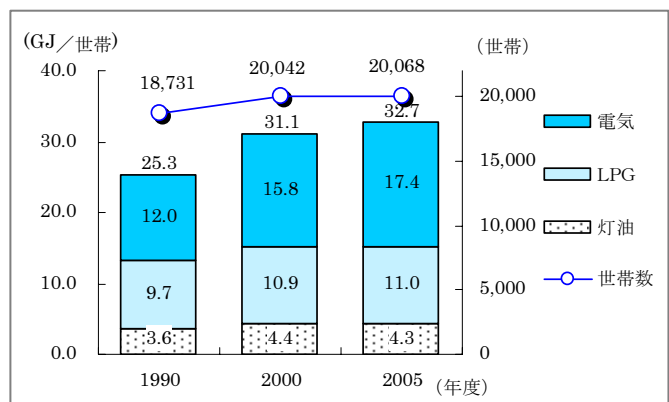
業務部門における排出量増加の主な要因は、延べ床面積の伸び(1990年度比で16%増加)に伴うエネルギー消費量の伸び(1990年度比で約20%増加)によるものと考えられます。

市民・事業者アンケート調査結果によると、いずれも節電や節水、エコドライブの実施などの省エネルギー行動は実行度が高くなっていますが、雨水利用は低くなっています。

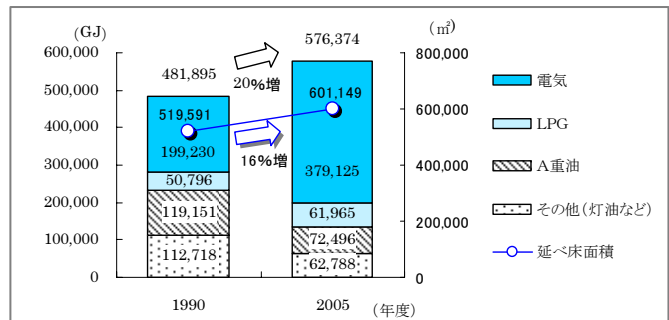
また、市民アンケート調査結果では、省エネ・新エネ設備はいずれも導入予定なしが最も多くを占め、現在の導入率も低いものの、今後条件が整えば導入したいと考えている人も3割弱の回答がありました。



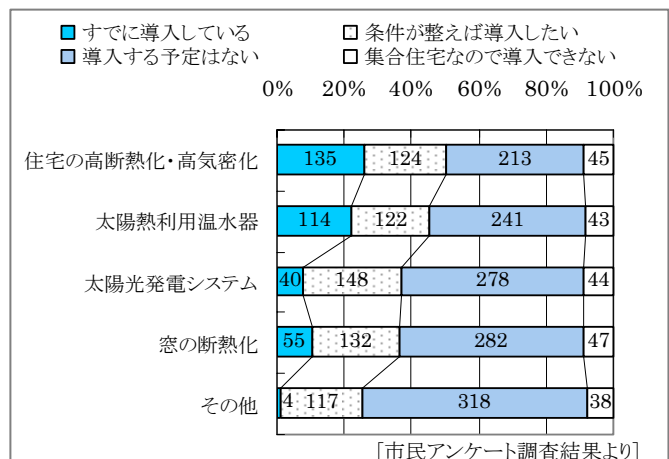
■自動車1台あたりのエネルギー消費量と市内の自動車保有台数



■世帯数と世帯当たりのエネルギー消費量の変化



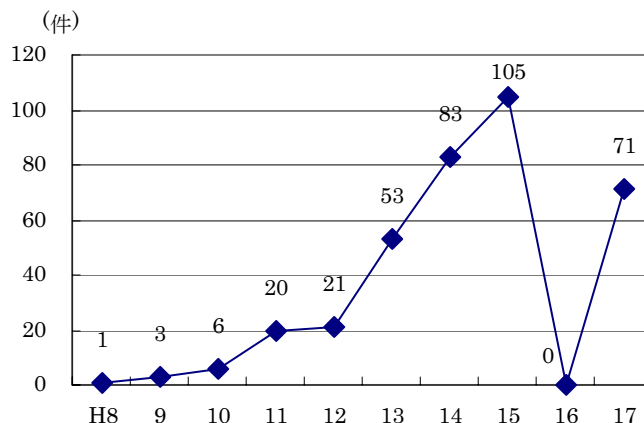
■延べ床面積と業務部門におけるエネルギー消費量の変化



■省エネルギーや新エネルギー設備の導入状況

市独自の省エネルギーや新エネルギー施設導入支援などの事業は現在のところ行っていませんが、(財)新エネルギー財団による「住宅用太陽光発電導入促進事業」を活用して、設置補助を受けた過去10年間の累計件数は市内で363件に上っています。

地球温暖化を防止するためにも、省エネルギーに関する行動に取り組むとともに、新エネルギー設備を積極的に導入し、化石燃料に頼らない低炭素社会を構築していく必要があります。



[資料:(財)新エネルギー財団]

■住宅用太陽光発電導入促進事業太陽光発電システム導入件数

### ■市の取り組み

#### 基本的な方針：省エネルギー対策の推進と新エネルギー活用の促進を図ります

主な取り組み	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
●省エネルギー行動集を作成・配布し、市民・事業者のライフスタイル・ワークスタイルの見直しを推進します。	市民生活課	■	□	□
●環境家計簿の配布など、省エネルギーに関する啓発を行います。	市民生活課	■	■	■
●公共交通機関や自転車利用促進などによる交通の省エネルギー対策を推進します。	市民生活課 企画課	■	■	■
●既存住宅の省エネ改修工事を推進します(固定資産税の減額など)。	税務課	■	□	□
●公用車へのクリーンエネルギー自動車導入や公共施設への太陽光発電設備導入など、率先したエネルギー活用に努めます。	市民生活課 財政管財課 土木建設課	■	■	■
●太陽光発電設備導入やクリーンエネルギー自動車導入など、新エネルギー設備導入に対する助成措置を検討します。	市民生活課 企画課	■	□	□
●フードマイレージ <sup>※1</sup> の活用などにより地産地消 <sup>※2</sup> の取り組みを推進します。	農林水産課 市民生活課	■	■	■

注:実施時期は計画期間である平成21~30年度を前期、中期、後期と3区分し、前期を平成21~24年度、中期を平成25~27年度、後期を平成28~30年度と設定している。

※1 フードマイレージ：食料が消費者に届くまでどれくらいの距離を輸送されてきたのかを数字で表したものの。食料輸入量×輸出入国首都間の距離(単位：トン・キロメートル)を輸入国別に算出・集計して表す農産物の輸送による環境負荷を計る指標の1つ。

※2 地産地消：地域生産地域消費(ちいきせいさん・ちいきしょうひ)の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

## ■環境指標と数値目標

環境指標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
公用車へのクリーンエネルギー自動車導入台数	19台 (平成20年度)	100台 (平成30年度)
公共施設への太陽光発電等新エネルギー設備導入量	40kW (平成20年度)	現状より増やす (平成30年度)

## ■市民・事業者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●節電や節水など、エネルギー消費の少ない生活を心がけます。</li> <li>●アイドリングストップや緩やかな発進などのエコドライブを実施します。</li> <li>●公共交通機関の利用や自転車利用など、自動車に頼らない生活を心がけます。</li> <li>●環境家計簿を活用し、家庭での省エネルギー行動につなげます。</li> <li>●食品は産地を見て購入するなど、地産地消を推進します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●節電や節水など、エネルギー消費の少ない事業活動を行います。</li> <li>●アイドリングストップや緩やかな発進などのエコドライブを実施します。</li> <li>●公共交通機関の利用や自転車利用など、自動車に頼らない事業活動を行います。</li> <li>●フードマイレージを活用し、地産地消に取り組みます。</li> </ul>



## 「エコドライブ 10 のすすめ」

<p>1. ふんわりアクセル『eスタート』 「やさしい発進を心がけましょう。」</p>	<p>普通の発進より少し緩やかに発進する(最初の 5 秒で時速 20 キロが目安です)だけで 11%程度燃費が改善します。やさしいアクセル操作は安全運転にもつながります。時間に余裕を持って、ゆったりした気分で運転しましょう。</p>
<p>2. 加減速の少ない運転 「車間距離は余裕を持って、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。」</p>	<p>車間距離に余裕をもつことが大切です。車間距離を詰めたり、速度にムラのある走り方をすると、加減速の機会も多くなり、その分市街地で 2%程度、郊外で 6%程度燃費が悪化します。また、同じ速度であれば、高めのギアで走行する方が燃費がよくなります。交通の状況に応じ、できるだけ速度変化の少ない安全な運転をしましょう。</p>
<p>3. 早めのアクセルオフ 「エンジンブレーキを積極的に使いましょう。」</p>	<p>エンジンブレーキを使うと、燃料の供給が停止される(燃料カット)ので、2%程度燃費が改善されます。停止位置が分かったら、早めにアクセルから足を離して、エンジンブレーキで減速しましょう。また減速したり、坂道を下る時にはエンジンブレーキを活用しましょう。</p>
<p>4. エアコンの使用を控えめに 「車内を冷やし過ぎないようにしましょう。」</p>	<p>気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調整を行いましょう。特に夏場に設定温度を下げすぎないことがポイントです。外気温 25℃の時に、エアコンを使用すると、12%程度燃費が悪化します。</p>
<p>5. アイドリングストップ 「無用なアイドリングをやめましょう。」</p>	<p>10分間のアイドリングストップ(ニュートラルレンジ、エアコン OFF の場合)で、130cc 程度の燃料を浪費します。待ち合わせや荷物の積み下ろしのための駐停車の際にはアイドリングを止めましょう。</p>
<p>6. 暖機運転は適切に 「エンジンをかけたらずぐ出発しましょう。」</p>	<p>現在販売されているガソリン乗用車においては暖機不要です。寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。暖機することにより走行時の燃費は改善しますが、5分間暖機すると 160cc 程度の燃料を浪費しますので、全体の燃料消費量は増加しません。</p>
<p>7. 道路交通情報の活用 「出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。」</p>	<p>1時間のドライブで、道に迷って 10 分余計に走行すると 14%程度の燃費悪化に相当します。地図やカーナビ等を利用して、行き先及び走行ルートをあらかじめ計画・準備をしましょう。また道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃料と時間の節約になります。カーナビやカーラジオ等で道路交通情報をチェックして活用しましょう。</p>
<p>8. タイヤの空気圧をこまめにチェック 「タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。」</p>	<p>タイヤの空気圧が適正值より 50kPa (0.5kg/cm<sup>2</sup>) 不足した場合、市街地で 2%程度、郊外で 4%程度、それぞれ燃費が悪化します。また、安全運転のためにも定期的な点検は必要です。</p>
<p>9. 不要な荷物は積まずに走行 「不要な荷物は積まないようにしましょう。」</p>	<p>100kg の不要な荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化します。車の燃費は荷物の重さに敏感です。運ぶ必要のない荷物は、車から下ろしましょう。</p>
<p>10. 駐車場所に注意 「渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。」</p>	<p>交通の妨げになる場所での駐車は交通渋滞をもたらす余分な排気ガスを出させる原因となります。平均車速が時速 40km から時速 20km に落ちると、31%程度の燃費悪化に相当すると言われています。</p>

[資料:エコドライブ普及連絡会(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)]



## 4 多彩で豊かな歴史や文化資源を活かし、心地良いまちを創る

### ～快適環境の創造～

#### (1) 伝統・文化・歴史を活かす

##### ■現況と課題

○守り、伝え、育てるべき景観資源が数多くあります

吹上浜に代表される雄大な自然景観の他に、県道 206 号のイヌマキの街路樹による個性的な街路景観、湯之元温泉郷や吹上温泉郷、美山窯元などの歴史的・文化的景観など、地域資源や特性にあった地域固有の景観が形成されています。

また、尾木場地区や上与倉地区に継承されている棚田を含む農山村景観、地引網漁や漁船・漁港を含めた景観も、市の歴史や文化を物語る重要な景観であるといえます。

市民アンケート結果によると、特に残してほしい景観は、「徳重神社」が最も多く指摘されました。

歴史的なまちなみ景観、伝統的な農村・漁村景観、また新たに創出すべき都市景観との融合など、歴史・文化を活かした景観づくりが必要です。



■県道 206 号の景観



■棚田景観



■湯之元温泉



■徳重神社

指定文化財は、国指定天然記念物のヤッコソウ発生地が1件指定されており、県指定文化財が12件、市指定文化財が80件指定されています。



■指定文化財(国指定)

No.	種別	名称	所在地	指定年月日
1	天然記念物	ヤッコソウ発生地	湯田向湯田	T11.3.8

[資料：社会教育課]

■指定文化財(県指定)

No.	種別	名称	所在地	指定年月日
1	有形民俗	養母の田の神	養母元養母	S43.3.29
2	有形民俗	湯之元の田の神	湯田 1821-2	S43.3.29
3	史跡	美山薩摩焼窯	美山 973、974	H18.4.21
4	無形民俗	大田太鼓踊り	大田	S39.6.5
5	無形民俗	徳重大バラ太鼓踊り	徳重	H5.3.24
6	記念物(史跡)	常楽院	田尻	S29.3.22
7	記念物(史跡)	亀丸城跡	中原	S30.7.13
8	無形民俗	伊作太鼓踊	湯之浦、和田、入来、中之里、田尻、花熟里	S41.3.31
9	有形民俗	中田尻の田の神	中田尻	S43.3.29
10	芸能	妙音十二楽	下田尻	S46.5.31
11	無形民俗	大汝牟遅神社の流鏝馬	大汝牟遅神社	S56.3.27
12	記念物(史跡)	黒川洞穴	永吉	H16.4.20

[資料：社会教育課]

伝統的な祭りや行事としては、鹿児島県の三大行事として古くから受け継がれてきた「妙円寺詣り」や無病息災・豊年満作を願い泥まみれになって踊る「せつぺとべ」などに代表される歴史的な伝統行事、美山窯元祭りなど、年間を通じて開催されています。

貴重な文化財や伝統的な祭り、行事は、市の貴重な財産として後生に受け継いでいく必要があります。



■せつぺとべ



■妙円寺詣り(鹿児島県の三大行事)

## ■市の取り組み

基本的な方針：歴史や文化を活かした美しいまちづくりを進めます

主な取り組み	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
●豊富な歴史・文化資源を伝承するための史と景と文化のまちづくりプロジェクトを推進します。	商工観光課	■	□	□
●指定文化財の保存・整備に努めるとともに、祭りや伝統文化を保存・継承していきます。	社会教育課	■	■	■
●景観マスタープランを策定し、協働による景観づくりを推進します。	企画課 都市計画課	■	■	■
●美しい景観を保つため、沿道の美化活動やポイ捨て防止パトロールなどの活動を協働により推進します。	市民生活課 土木建設課	■	■	■
●老朽化した公営住宅の建て替えや危険地域からの住宅移転、空き地や空き家、耕作放棄地対策など、防災、防犯も含めた景観向上の取り組みを行います。	土木建設課	■	■	■

注：実施時期は計画期間である平成21～30年度を前期、中期、後期と3区分し、前期を平成21～24年度、中期を平成25～27年度、後期を平成28～30年度と設定している。

## ■環境指標と数値目標

環境指標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
伝統芸能等への取り組み状況	各地区で熱心に取り組んでいる(平成19年度)	取り組みが広がり地域興しの原動力になる(平成30年度)
文化財、遺跡等の案内板整備状況	説明文の検討とともに順次整備を進めている(平成19年度)	わかりやすい案内表示がされている(平成30年度)
まちなみ景観の美しさに満足する市民の割合	38.4% (平成19年度)	51.0% (平成30年度)

注:満足する市民の割合(現況値)は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合(小数点以下四捨五入)。

## ■市民・事業者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちなみ景観保存活動や文化財保存活動に参加します。</li> <li>●地域の指定文化財や歴史的資源を保存・継承します。</li> <li>●地域美化活動へ参加します。</li> <li>●地域防犯パトロール隊と連携した空き家対策を行います。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちなみ景観保存活動や文化財保存活動に参加します。</li> <li>●地域の指定文化財や歴史的資源を保存・継承します。</li> <li>●地域美化活動へ参加します。</li> </ul>

## (2) 身近なみどり・水辺とふれあう

### ■現況と課題

#### ○身近な公園や水辺が必要です

都市公園の整備状況は、平成18年3月末現在で53か所、780,600m<sup>2</sup>(うち都市計画公園は20か所、739,800m<sup>2</sup>)で、都市計画区域内人口1人あたりの公園面積は19.73m<sup>2</sup>となっています。県民1人あたりの都市公園面積は12.29m<sup>2</sup>ですので、公園の面積としては充実しているといえます。

「日本の渚百選」にも選ばれている白砂青松の日本三大砂丘「吹上浜」が南北に続いており、潮干狩りや釣り、海水浴、サーフィンなど、年間を通して親しめる本市最大の自然的な水辺空間となっています。

また、「江口浜海浜公園」は人工ビーチをはじめとして、トイレ・シャワー棟、イベント広場、江口蓬莱館などを備えた施設が整備されています。なお、江口漁港は漁港環境整備事業及び海岸環境整備事業により、うるおいのある水辺空間として整備が進められています。

日置市街地の中心部を流れる「神之川」河畔は、日常的な散歩やジョギングの場として親しまれています。

周囲約2.2kmの「薩摩湖」の湖畔には、桜やツツジ、あじさいなどの季節の花々が咲き誇ります。また、新かごしま百景に選ばれた「正円池」はホテイアオイの群生地として有名です。

また、運動公園やキャンプ場、3か所のゴルフ場、観光農園など、様々な野外レクリエーション施設が整備されています。



■山神の郷公園



■雄大な吹上浜と防風林

子どもアンケート調査結果では、「緑とのふれあい」の満足度は最も高くなっていますが、「公園の多さ」「水や水辺とのふれあい」などの項目は満足度が低くなっています。「公園の多さ」について悪いと思う理由は、「公園が少ない」「公園がない」「公園が近くにない」などで、「水や水辺とのふれあい」については、「近くにない」などで、公園や水辺が近くにないことが不満の原因と考えられます。

■「公園の多さ」に悪いと答えた主な理由

悪いと思う理由	回答数	回答率
公園が少ない	44	43.1%
公園がない	30	29.4%
公園が近くにない	13	12.7%
あっても狭い	7	6.9%
その他	8	7.8%
合計	102	100.0%

[子どもアンケート調査結果より]

なお、市内のパナソニックセミコンダクターオプトデバイス(株)は、緑化優良工場として平成19年度に(財)日本緑化センター会長賞を受賞するなど、事業者も都市緑化に積極的に取り組んでいます。

## ■市の取り組み

### 基本的な方針：雄大な自然を活かした空間づくりと身近な公園・水辺を創出します

主な取り組み	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
●スポーツ交流の拠点となる吹上浜アスリートの森づくりプロジェクトを推進します。	社会教育課	■	□	□
●緑の基本計画を策定するとともに、計画に基づく公園や緑地の整備を進めます。	都市計画課	■	■	■
●歩いていける範囲に身近な公園や水辺を創出するとともに、ユニバーサルデザイン <sup>*1</sup> の導入により誰もが利用しやすい空間づくりを行います。	都市計画課 土木建設課	■	■	■
●公園や街路樹の充実など公共空間における緑化の推進、緑や花による民有地の緑化を推進します。	都市計画課 社会教育課 土木建設課 企画課 市民生活課	■	■	■
●公園や道路などの公共空間を里親として管理するアダプトプログラム <sup>*2</sup> 制度を創設します。	市民生活課	■	■	■

注：実施時期は計画期間である平成21～30年度を前期、中期、後期と3区分し、前期を平成21～24年度、中期を平成25～27年度、後期を平成28～30年度と設定している。

※1 ユニバーサルデザイン：健常者、障害者の分け隔てなく、誰もが住みやすく使いやすいようにまちや公園、道具やおもちゃなどから障害物をなくしていこうとする考え方。

※2 アダプトプログラム：道路、公園、河川などの公共施設・空間の美化や保全などのため、住民・事業者などで組織するボランティア団体が、その場所の里親となり、環境美化に取り組む活動。

## ■環境指標と数値目標

環境指標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
公園やレクリエーション地の充実に満足する市民の割合	38.2% (平成 19 年度)	49.0% (平成 30 年度)

注：満足する市民の割合(現況値)は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合(小数点以下四捨五入)。

## ■市民・事業者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>●自宅の庭やベランダを緑化します。</li><li>●アダプトプログラムに参加し、公共空間の里親として管理します。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>●事業所の敷地内の緑化を推進します。</li><li>●アダプトプログラムに参加し、公共空間の里親として管理します。</li></ul>

## 5 環境を守り、育てる人をはぐくみ、水と緑と笑顔があふれる都市にする

### ～協働による環境保全の推進～

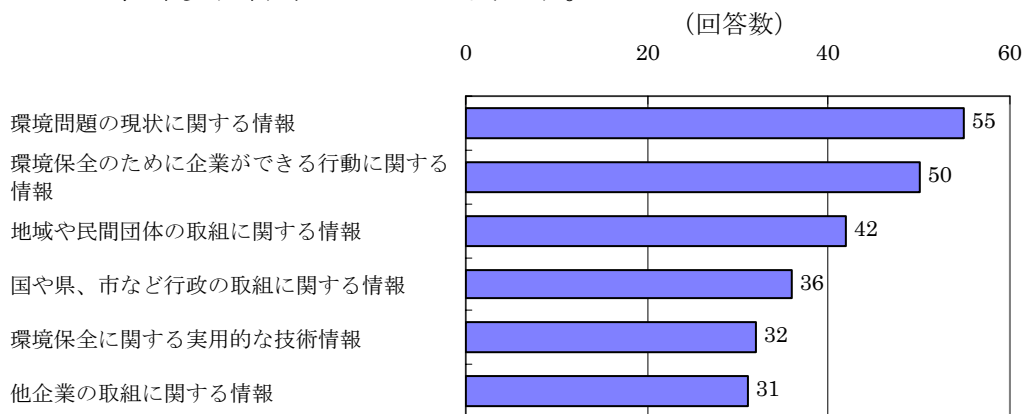
#### (1) 環境教育・学習に取り組む

##### ■現況と課題

##### ○環境情報の収集・整備・発信が必要です

市のホームページでは、ごみの分け方や出し方、浄化槽設置整備事業補助や生ごみ処理機購入助成の紹介などの情報が常時掲載されており、ごみ収集日等は携帯電話による情報提供も行っています。また、市広報誌では様々なイベント開催情報や状況報告、定期的な市民や団体の環境活動状況を紹介しています。

事業者アンケート調査結果では、行政から提供してほしい情報として「環境問題の現状」が最も多く望まれており、環境団体・事業者との意見交換会でも同様の要望が出されていますので、環境データの定期的な整理や情報提供は現在のところ実施していないため、環境白書等の整理が必要です。



■行政から提供してほしい環境情報(抜粋)

[事業者アンケート調査結果より]

##### ○環境モラルの低さを不満に感じています

市民アンケート調査結果では、「市民の環境に関するモラル」に対する満足度は、ポイ捨てや水とのふれあいに次いで低くなっています。その不満の原因としては、ポイ捨ての多さや自動車などの排気音、ごみの出し方などが指摘されています。

■「市民の環境に関するモラル」に不満と答えた主な原因

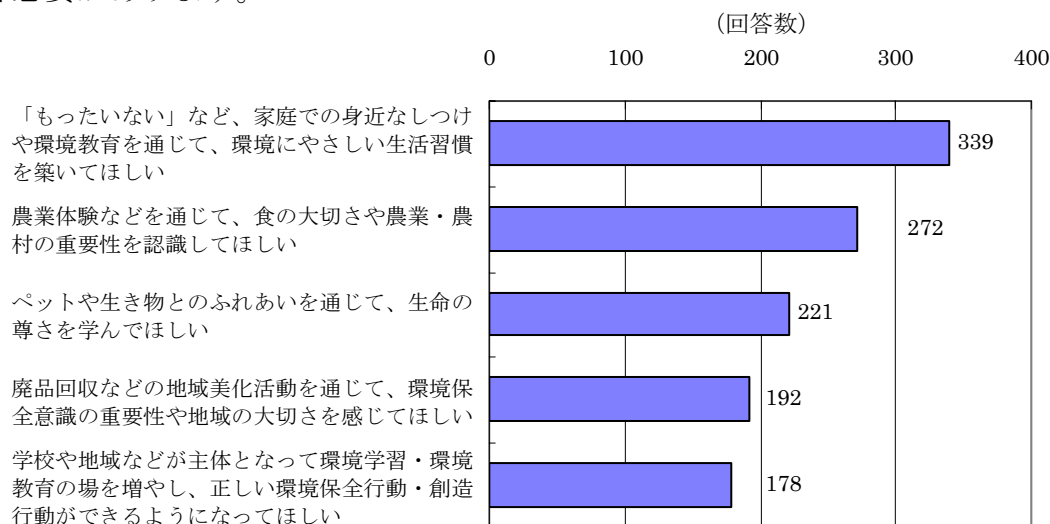
不満の原因	回答数	回答率
ポイ捨てが多い	154	54.6%
自動車やオートバイの排気音	50	17.6%
ごみの出し方が悪い	42	14.9%
公園や道路の花木を折っている	6	2.1%
深夜までテレビの音や話し声	5	1.8%
その他(団地内の不法駐車が多い、有害ごみの野焼き、ペットの飼い方(糞の始末等)、車に乗る人のマナーが悪い等)	25	8.9%
合計	282	100.0%

[市民アンケート調査結果より]



一方、「学校や市民向けの環境教育の推進」は重要であると捉えられており、自由意見で最も多かった意見が「環境意識・啓発・教育」等に関する記述でした。また、子どもたちに身につけてほしいことは、「環境にやさしい生活習慣を築いてほしい」という意見が最も多くありました。

市民一人ひとりの環境意識を高めるために、環境教育や環境学習の機会をつくっていく必要があります。



■子どもに身につけてほしい環境保全・創造行動(抜粋)

[市民アンケート調査結果より]

## ■市の取り組み

基本的な方針：環境情報の提供、環境教育・学習の推進により環境モラルを高めます

主な取り組み	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
●環境の現況や課題をとりまとめた環境白書(仮称)を作成し、公表します。	市民生活課	■	■	■
●環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルの定着をめざした啓発を行います。	市民生活課	■	■	■
●学校や地域(PTA、子供会、育成会等)と連携して、環境教育や環境学習の機会を増やしていきます。	市民生活課	■	■	■
●地域における環境リーダーの発掘・育成に努めます。	市民生活課	■	■	■
●自然や生き物とのふれあい学習を通じて、命の大切さを学ぶことができるようにします。	学校教育課 市民生活課	■	■	■
●森林地域を活用した環境学習の拠点整備など、環境学習の場の整備を進めます。	農林水産課	■	■	■

注:実施時期は計画期間である平成 21~30 年度を前期、中期、後期と 3 区分し、前期を平成 21~24 年度、中期を平成 25~27 年度、後期を平成 28~30 年度と設定している。

## ■環境指標と数値目標

環境指標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
市民の環境に関するモラル(道徳)に満足する市民の割合	30.9% (平成 19 年度)	47.0% (平成 30 年度)

注:満足する市民の割合(現況値)は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合(小数点以下四捨五入)。

## ■市民・事業者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>●環境情報の収集に努め、環境にやさしい行動に活かします。</li><li>●家庭や地域で命の大切さや「もったいない」などへの理解を深めます。</li><li>●大人が子どもたちにもものに頼らない昔の遊びを教えます。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>●環境情報の収集に努め、環境にやさしい事業活動や行動に活かします。</li><li>●社員への環境教育を定期的 to 実施します。</li></ul>

## (2) 環境保全・創造活動に取り組む

### ■現況と課題

○様々な活動への参加の広がりが必要です

市民アンケート調査結果では、地域美化活動への参加は比較的多いものの、行政が推進する環境保全活動や地域の緑化活動、歴史的まち並み保存活動、自然保護活動等への参加は少なくなっています。

鹿児島県ウミガメ保護条例(昭和 63 年制定)に基づく保護対策として、市町村ウミガメ保護監視員設置費補助を受け、19 団体 393 名のウミガメ保護監視員が上陸頭数の調査やパトロールなどの監視活動を実施していますが、旧町団体の連携を強化しながら推進していく必要があります。

また、市民や事業者のボランティア参加による、市主催の海岸清掃活動「吹上浜クリーン作戦」が毎年実施され、平成 20 年度は約 1,800 名が参加しています。



事業所アンケート調査結果によると、環境への取り組みと企業活動のあり方について「社会貢献の一つである」と答えた事業所が半数を超えていました。また、環境保全活動も活発に行われており、事業所周辺の清掃活動や市主催の吹上浜クリーン作戦等にも事業所単位でボランティア参加される等、環境保全活動への積極的な参加が実践されています。

市内の事業所のうち ISO14001\*を取得している事業所は、平成 18 年 3 月末現在で 6 社あります。

#### ■環境管理規格(ISO14001)認定事業所

事業所名	登録年月日
パナソニックセミコンダクターオプトデバイス株式会社	平成 9 年 3 月 26 日
有限会社太陽化学 伊集院工場	平成 15 年 3 月 20 日
小正醸造株式会社 日置蒸留蔵	平成 16 年 3 月 26 日
株式会社シュア・プラス	平成 16 年 6 月 23 日
メテック九州株式会社	平成 16 年 6 月 25 日
西酒造株式会社 本社工場及び美山貯蔵庫	平成 17 年 12 月 21 日

[資料:H18 年版鹿児島県環境白書]

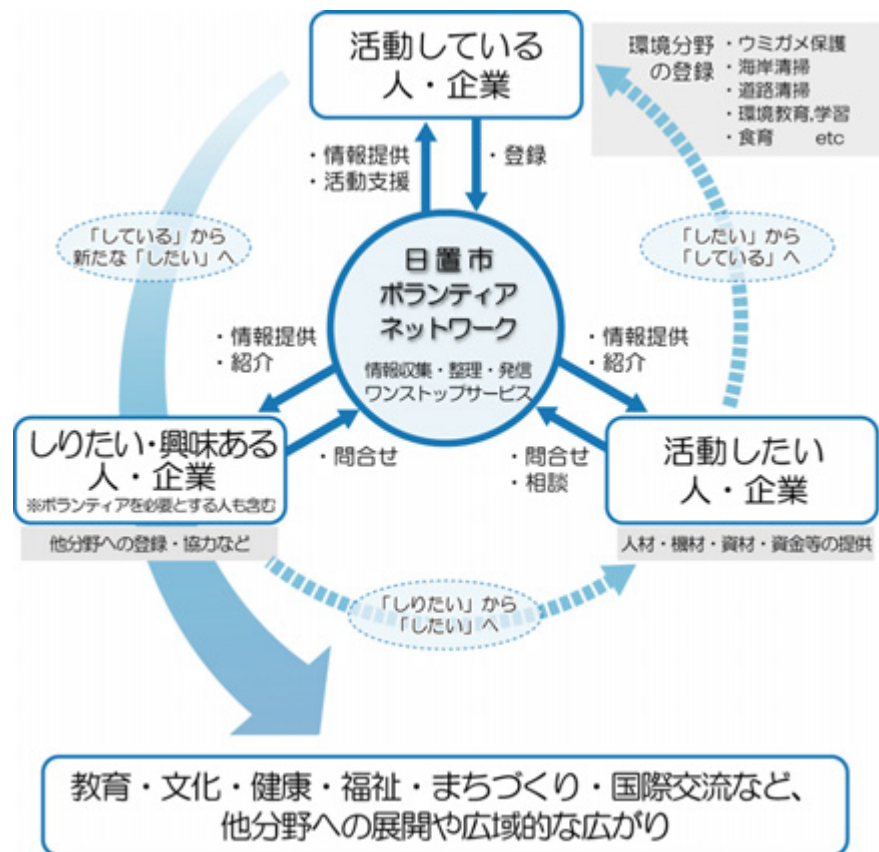
\*ISO14001 : ISO (国際標準化機構) が定めた環境マネジメントシステム。環境に視点をおいた経営管理システムで、事業所ごとに環境保全に関する目標・方針・計画を定め、実施し、達成状況を点検しつつ、全体の見直しやさらなる環境配慮の実施に取り組んでいくというもの。

## ■市の取り組み

基本的な方針：ボランティアネットワークなど、協働のまちづくりを推進します

主な取り組み	担当課	実施時期		
		前期	中期	後期
●環境保全活動を支えるためのボランティアネットワーク(仮称)を構築します。	市民生活課	■	□	□
●表彰制度の導入など、環境保全活動を実施している団体等に対する支援を行います。	市民生活課	■	■	■
●地域環境力を高めるために、環境保全活動をはじめ、様々な活動に参加しやすいようなしかけづくりを検討します。	市民生活課	■	□	□
●市内事業者に対してISO14001やエコアクション21*などの環境マネジメントシステム認証取得に向けた啓発事業を推進します。	市民生活課	■	■	■

注：実施時期は計画期間である平成21～30年度を前期、中期、後期と3区分し、前期を平成21～24年度、中期を平成25～27年度、後期を平成28～30年度と設定している。



### ■日置市ボランティアネットワーク(仮称)のイメージ

[日置市環境基本計画に関する提言書(日置市環境ワークショップメンバー)より]

※エコアクション21：広範な中小企業、学校、公共機関に対して、「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。

## ■環境指標と数値目標

環境指標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
吹上浜クリーン作戦の参加者数	1,803 人 (平成 20 年度)	現状維持 (平成 30 年度)
環境保全活動団体の数	7 団体 (平成 19 年度)	20 団体 (平成 30 年度)

注: 満足する市民の割合(現況値)は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合(小数点以下四捨五入)。

## ■市民・事業者の取り組み

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境保全活動などに積極的に参加します。</li> <li>●ボランティアネットワーク(仮称)への登録を行い、活動をします。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境保全活動などに積極的に参加します。</li> <li>●ボランティアネットワーク(仮称)への登録を行い、活動をします。</li> <li>●ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステム認証を取得します。</li> </ul>

## 数値目標一覧

環境指標	現況値 (現況年度)	目標値 (目標年度)
自然景観の美しさに満足する市民の割合	56.1% (平成 19 年度)	63.0% (平成 30 年度)
緑(樹木、草花)とのふれあいに満足する市民の割合	51.7% (平成 19 年度)	60.0% (平成 30 年度)
野鳥や昆虫等とのふれあいに満足する市民の割合	41.4% (平成 19 年度)	50.0% (平成 30 年度)
水や水辺とのふれあいに満足する市民の割合	25.9% (平成 19 年度)	40.0% (平成 30 年度)
ポイ捨てなどの散乱ごみを不満に感じる市民の割合	43.6% (平成 19 年度)	27.0% (平成 30 年度)
ごみ排出量	14,171 t (平成 17 年度)	11,735 t (平成 28 年度)
リサイクル率	11.8% (平成 17 年度)	13.7% (平成 28 年度)
最終処分量	490 t (平成 17 年度)	410 t (平成 28 年度)
神之川大渡橋の BOD75%値 (B 類型: BOD3.0mg/l 以下)	1.4mg/l (平成 18 年度)	現状維持 (平成 30 年度)
周辺の静けさに満足する市民の割合	72.2% (平成 19 年度)	78.0% (平成 30 年度)
空気のきれいさに満足する市民の割合	72.3% (平成 19 年度)	79.0% (平成 30 年度)
川や池、海の水のきれいさに満足する市民の割合	31.2% (平成 19 年度)	44.0% (平成 30 年度)
二酸化炭素排出量	294 千 t-CO <sub>2</sub> (平成 17 年度)	248 千 t-CO <sub>2</sub> (平成 30 年度)
公用車へのクリーンエネルギー自動車導入台数	19 台 (平成 20 年度)	100 台 (平成 30 年度)
公共施設への太陽光発電等新エネルギー設備導入量	40kW (平成 20 年度)	現状より増やす (平成 30 年度)
伝統芸能等への取り組み状況	各地区で熱心に取り組んでいる(平成 19 年度)	取り組みが広がり地域興しの原動力になる(平成 30 年度)
文化財、遺跡等の案内板整備状況	説明文の検討とともに順次整備を進めている(平成 19 年度)	わかりやすい案内表示がされている(平成 30 年度)
まちなみ景観の美しさに満足する市民の割合	38.4% (平成 19 年度)	51.0% (平成 30 年度)
公園やレクリエーション地の充実に満足する市民の割合	38.2% (平成 19 年度)	49.0% (平成 30 年度)
市民の環境に関するモラル(道徳)に満足する市民の割合	30.9% (平成 19 年度)	47.0% (平成 30 年度)
吹上浜クリーン作戦の参加者数	1,803 人 (平成 20 年度)	現状維持 (平成 30 年度)
環境保全活動団体の数	7 団体 (平成 19 年度)	20 団体 (平成 30 年度)

注: 満足する市民の割合(現況値)は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合。不満を感じる市民の割合(現況値)は「かなり不満」と「やや不満」と回答した人の割合で、目標値は「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した場合の割合(小数点以下四捨五入)。

: ごみ排出量、リサイクル率、最終処分量の現況値、目標値は一般廃棄物処理基本計画(H19.3)より。

: 二酸化炭素排出量は家庭部門で 20%、業務部門で 15%、自動車部門で 20%削減という削減可能性を想定して設定した。



# 第5章 計画の実現に向けて



吹上浜



## 1 計画の推進体制

### (1) 庁内推進会議

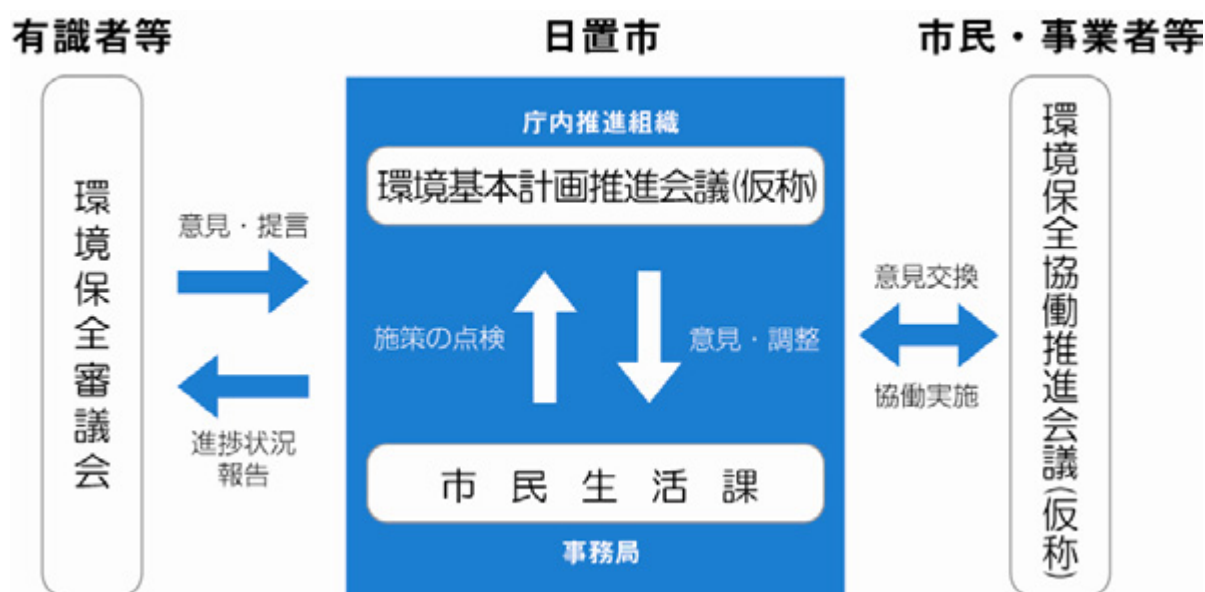
本計画の策定時に設置した「日置市環境基本計画策定委員会」を、計画推進のための組織「日置市環境基本計画推進会議(仮称)」として引き継ぎ、計画の進捗状況の把握や施策の相互調整等を行います。

### (2) 環境保全審議会

「日置市環境基本計画推進会議(仮称)」で確認した環境基本計画の進捗状況等を「環境白書(仮称)」としてとりまとめて「環境保全審議会」に報告し、意見や提言を受けます。

### (3) 環境保全協働推進会議

環境基本計画を着実に推進するためには、市民、事業者、市民団体、行政等がそれぞれの役割分担を明確にし、協働で取り組んでいく必要があります。そこで、市民や事業者等による「環境保全協働推進会議(仮称)」を設立し、行政との協働による推進を図ります。

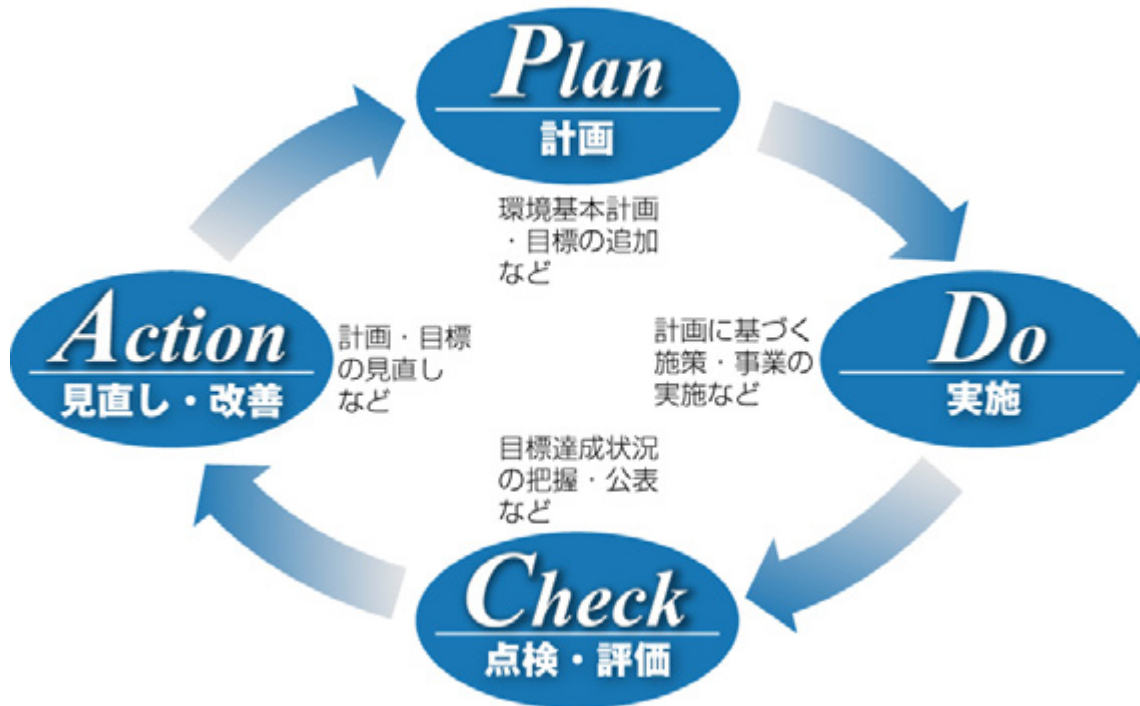


■計画の推進体制

## 2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、PDCA サイクル【Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(見直し・改善)】による、継続的な改善と推進を図ります。

施策や数値目標の進捗状況については、「環境白書(仮称)」としてとりまとめ、公表するものとします。



■PDCA サイクルによる計画の進行管理

## 3 広域連携による推進

日置市単独では解決できない広域的な課題に対する取り組みについては、国や鹿児島県及び周辺自治体との連携・調整等を図りながら推進していきます。



## 資料編

1	策定の経緯	( 1 )
2	日置市環境保全条例	( 2 )
3	日置市環境基本計画策定委員会会則	(16)
4	日置市環境基本計画策定委員会委員名簿	(16)
5	日置市環境保全審議会委員名簿	(17)
6	各種会議等の参加者名簿	(18)
7	アンケート調査結果の概要	(20)
8	二酸化炭素排出量調査の方法	(27)
9	パブリック・コメントの意見と回答	(30)

## 1. 策定の経緯

日付	内容
平成 19 年 12 月～平成 20 年 1 月	庁内施策調査
平成 20 年 2 月	市民アンケート調査 (18 歳以上 1,000 人対象、回収率 55.6%) 事業者アンケート調査 (200 社対象、回収率 55.0%) 子どもアンケート調査 (小学 6 年生 494 人、回収率 98.8%)
平成 20 年 5 月 22 日	市長・有識者懇談会(有識者 2 名) 第 1 回市民ワークショップ(ガイダンス、課題の抽出)
平成 20 年 6 月 9 日	環境団体・事業者との意見交換会(2 団体、3 事業者) 第 2 回市民ワークショップ (課題の整理、取組等の提案)
平成 20 年 7 月 1 日	第 1 回策定委員会(アンケート結果の報告等) 第 3 回市民ワークショップ(提言書の作成、提出)
平成 20 年 10 月 15 日	第 2 回策定委員会(計画案の協議)
平成 20 年 10 月 29 日	第 1 回環境保全審議会(計画案の審議等)
平成 20 年 11 月 13 日～ 12 月 12 日(30 日間)	パブリック・コメントの実施
平成 21 年 1 月 23 日	第 3 回策定委員会 (パブリック・コメントの意見報告等)
平成 21 年 1 月 23 日	第 2 回環境保全審議会 (パブリック・コメントの意見報告、審議、答申)

## 2. 日置市環境保全条例

平成 17 年 5 月 1 日  
条例第 145 号

### 目次

第 1 章 総則	
第 1 節 通則(第 1 条・第 2 条)	
第 2 節 市の責務(第 3 条—第 13 条)	
第 3 節 事業者の責務(第 14 条—第 22 条)	
第 4 節 市民の責務(第 23 条・第 24 条)	
第 2 章 自然環境の保全	
第 1 節 自然環境の保護(第 25 条—第 38 条)	
第 2 節 緑化の推進(第 39 条—第 42 条)	
第 3 節 自然環境の適正な利用(第 43 条・第 44 条)	
第 3 章 生活環境の保全	
第 1 節 特定工場等に関する規制及び公害防止(第 45 条—第 78 条)	
第 2 節 良好な環境の保持等(第 79 条—第 92 条)	
第 3 節 自動車に関する規制(第 93 条—第 96 条)	
第 4 節 騒音等に関する規制(第 97 条—第 100 条)	
第 5 節 空地の適正管理(第 101 条・第 102 条)	
第 6 節 日照障害、電波障害等の防止(第 103 条—第 106 条)	
第 7 節 交通安全の確保及び災害の防止(第 107 条—第 112 条)	
第 4 章 環境保全審議会(第 113 条—第 121 条)	
第 5 章 雑則(第 122 条・第 123 条)	
第 6 章 罰則(第 124 条—第 131 条)	
附則	

### 第 1 章 総則

#### 第 1 節 通則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、市民が健康で文化的な生活を確保する上において、良好な環境が極めて重要であることにかんがみ、市、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにし、自然環境の保全、公害の防止その他必要な事項を定めることにより、市民の良好な環境を確保することを目的とする。

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 良好な環境 現在及び将来において、市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる自然環境及び生活環境をいう。

(2) 自然環境 土地、大気、水及び動植物の生存の基盤となる環境で次に掲げるものをいう。

ア 山林、原野、河川、池沼、海浜、大気等の自然

イ 動植物等とこれらが生息する自然

ウ 公園、緑地等の自然

エ 歴史的及び文化的遺産等を取りまく自然

(3) 生活環境 人の生活に密接な関係のある財産、動植物及びその生育環境をいう。

(4) 公害 事業活動その他の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(5) 特定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、汚水、粉じん、悪臭、騒音、振動、ばい煙又は有害物質(以下「汚水等」という。)を発生し、又は排出する施設であって規則で定めるものをいう。

(6) 特定工場等 特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

(7) 開発行為 宅地造成、切土、盛土その他土地の区画の形質を変更することをいう。

#### 第 2 節 市の責務

##### (基本的責務)

第 3 条 市長は、市民の良好な環境を確保するため必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(良好な環境の保全)

第4条 市長は、良好な環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査の実施と良好な環境の保全に関する知識の普及及び思想の高揚を図るとともに、良好な環境の保護と回復に必要な施策を講じ、自然環境及び生活環境の保全に努めなければならない。

(地域開発等における公害防止)

第5条 市長は、土地の造成等の自然環境の変更を伴う地域の開発及び整備に関する計画等の策定並びに実施については、自然の破壊及び公害の防止に十分配慮しなければならない。

(生活環境施設の設備)

第6条 市長は、良好な環境を確保するために、公園、緑地、広場等の公共空地、道路等の交通施設、水道等の供給施設、下水道、廃棄物処理施設等の処理施設その他の環境施設の整備に努めなければならない。

(公害防止協定の締結)

第7条 市長は、公害防止を推進するため必要と認める場合は、事業者に対して公害防止協定の締結を要請しなければならない。

2 市長は、前項を規定する協定を締結する場合は、あらかじめ規則で定めるところにより住民の意見を聴かなければならない。

(財政措置等)

第8条 市長は、良好な環境の保全を図るため必要があると認めるときは、財政上の措置、技術的な援助、その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(監視及び調査等)

第9条 市長は、公害の発生源、発生原因、発生状況等の公表に関する事項について必要な監視及び調査を行うものとする。

2 市長は、公害が市民の健康で快適な環境に及ぼす影響、市民の健康に及ぼす影響等を監視し調査しなければならない。

(公害の状況及び違反者の公表)

第10条 市長は、前条の規定による監視及び調査の結果明らかになった公害の状況を市民に公表しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、法令又はこの条例に違反して著しく公害を発生させている者があるときは、その者を市民に明らかにしなければならない。

(広域にわたる環境の保全)

第11条 市長は、公害防止の施策の実施にあたっては、本市域のみならず広域にわたる環境の破壊を防止するよう努めなければならない。

2 市長は、他の自治体等において発生する公害により、本市域の良好な環境が著しく影響を受けると認められるときは、当該自治体等に対し、公害防止の協力を要請しなければならない。

(市民意識の啓発)

第12条 市長は、市民が公害防止に関する意識を高め、その自主的な運動を通じて公害の防止に資することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第13条 市長は、市民から公害その他良好な環境の侵害に関する苦情があったときは、速やかにその実情を調査し、迅速、かつ、適正な処理に努めるものとする。

第3節 事業者の責務

(基本的責務)

第14条 事業者は、その事業活動によって良好な環境を侵害することのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(努力義務)

第15条 事業者は、法令又はこの条例に違反しない場合においても、良好な環境の侵害の防止について努力するとともに、その事業活動による良好な環境の侵害に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(良好な環境の保全)

第16条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、自然環境の保護及び公害の防止に努めるとともに、率先して植生の回復、緑地の造成等良好な環境の保全に努めなければならない。

(開発行為についての責務、届出、指導、勧告及び命令)

第17条 事業者は、開発行為をしようとするときは、自然環境の適正な保全及び公害の防止等良好な環境の保全に努めなければならない。

2 規則で定める面積以上の宅地の造成その他の土地の区画形質を変更する事業を行おうとする者及び生活環境を阻害するおそれのある事業を行おうとする者は、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、生活環境を確保するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出をした者に対し、必要な助言、指導又は、勧告をすることができる。

4 市長は、前項の勧告に従わない者及び第1項の規定による届出をしない者に対し、第1項の事業の停止、計画の変更、原状回復等生活環境を確保するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(管理義務)

第18条 事業者は、その事業活動による公害の発生源を厳正に管理するとともに、事故の防止に努めなければならない。

2 事業者は、事故の防止に努めるとともに事故時における万全の対策を講じなければならない。

(防止技術の研究及び開発)

第19条 事業者は、公害の防止並びにその事業活動に伴って生ずる廃棄物の処理に関する技術の研究及び開発に努めなければならない。

(廃棄物の自己処理の義務)

第20条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任と負担において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その製造し、加工し、若しくは販売した製品が使用され又は廃棄されることにより、環境が汚染され、若しくは汚染されるおそれのあること、又はその廃棄物の適正な処理が困難となることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(公害防止協定の締結)

第21条 事業者は、公害防止を推進するために市長の要請があった場合には、市長との間において公害防止協定を締結しなければならない。

(紛争の処理)

第22条 事業者は、その事業活動に伴って公害等に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

第4節 市民の責務

(基本的責務)

第23条 市民は、常に良好な環境の保全に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(良好な環境の保全)

第24条 市民は、良好な環境を作るため、率先して樹木、花等を植栽し、又は動植物を愛護するなど自然環境の保全に努めなければならない。

2 市民は、その所有し、占有し、若しくは管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境の保全に努めなければならない。

## 第2章 自然環境の保全

### 第1節 自然環境の保護

(計画の策定等)

第25条 市長は、生活環境のほか文化的遺産の保全を含む自然環境の確保に関する計画を策定するとともに、市民の自然を愛する意識の高揚を図らなければならない。

(保護すべき地区等の指定)

第26条 市長は、自然環境を保全するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分により、保護すべき地区及び植物を指定することができる。

(1) 自然環境保護地区 その地区内に生存する動植物を含む自然の環境が優れた状態を維持している山林、原野、河川、池沼、海浜等で、保護することが必要な地区

(2) 歴史的な自然環境保護地区 歴史的及び文化的遺産をとりまく自然環境の優れた地域で、その自然環境を維持するために保護を必要とする地区

(3) 保存樹 市民に親しまれ又は由緒、由来がある樹木及び樹林で美観、風致を維持するため、特に保存を必要とするもの

(4) 保護植物 乱獲されれば従前の植生を回復するのに相当な期間を要する植物等で、特に保存を必要とするもの

(保護すべき地区等の指定の方法)

第27条 市長は、自然環境保護地区、保存樹又は保護植物(以下「保護地区等」という。)を指定しようとするときは、環境保全審議会の意見を聴かななければならない。



2 市長は、保護地区等に指定しようとするときは、あらかじめ当該地区又は保存樹について所有権その他の権限を有する者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

3 市長は、保護地区等の指定をする場合には、その区域、種類その他必要な事項を告示しなければならない。

4 保護地区等の指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。

(標識の設置)

第 28 条 市長は、保護地区等に指定したときは、当該地区又は保存樹の近傍に標識を設置しなければならない。

2 前項の標識の設置に当たっては、当該地区又は保存樹の所有者等は正当な理由がない限り、その設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第 1 項の規定により設置された標識を移動し、除去し、又は損傷してはならない。

(指定の解除及び区域の変更)

第 29 条 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保護地区等の指定を解除し、又は区域の変更をすることができる。

2 保護地区等の指定の解除又は区域の変更については、第 27 条の規定を準用する。

(保護地区の保護義務)

第 30 条 自然環境保護地区(以下「保護地区」という。)の所有者等は、当該保護地区内の植物、動物等の自然環境が良好に保全されるように努めなければならない。

2 何人も、保護地区内において、みだりに植物を損傷し、採取し、又は動物を殺傷し、捕獲してはならない。

3 何人も、保護地区内において、ごみその他の汚物、又は不用物を捨て、若しくは放置してはならない。

(保護地区内における行為の届出)

第 31 条 保護地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 建築物その他の工作物を建築すること。

(2) 開発行為をすること。

(3) 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

(4) 木又は竹を伐採すること。

(5) 広告物その他これに類するものを提出し、又は設置すること。

(6) その他自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で、市長が必要と認めるもの

2 保護地区が指定され、又はその区域が拡張された際、当該保護地区内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

3 保護地区内において、非常災害のため必要な応急措置として第 1 項各号に掲げる行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(保存樹及び保護植物の保護義務)

第 32 条 保存樹及び保護植物の所有者等は、保存樹及び保護植物の枯損の防止その他その保護に努めなければならない。

2 何人も、保存樹及び保護植物が良好な状態において保護されるよう努めなければならない。

(保存樹に係る行為の制限)

第 33 条 何人も、保存樹の保護に影響を及ぼす次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 樹皮を損傷すること。

(2) 枝を切除すること。

(3) 根を切除すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、良好な生育を妨げる行為

2 保存樹について、非常災害のために必要な応急措置として第 1 項各号に掲げる行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(保護植物に係る行為の届出)

第 34 条 市長が指定する保護植物を採取しようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

(保護植物に係る指導、勧告)

第 35 条 市長は、前条に規定する届出があった場合において保護植物の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置をとることを指導し、又は勧告することができる。

(保護地区又は保存樹についての指導、勧告及び命令)

第 36 条 市長は、第 31 条に規定する届出又は第 33 条に規定する許可を受けるための申請があった場合において、保護地区又は保存樹の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該届出をした者又は許可の申請をした者に対し、必要な措置をとることを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、第 31 条第 1 項若しくは第 33 条第 1 項の規定に違反した者又は前項に規定する勧告に従わない者に対し、当該行為の中止又は原状回復等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(河川、海浜等の保全)

第 37 条 市長は、河川、海浜等の自然環境を保全するために、必要な措置を講じなければならない。

(他の条例との調整)

第 38 条 第 25 条から前条までの規定を適用する場合において、日置市文化財保護条例(平成 17 年日置市条例第 97 号)の規定と競合するときは、日置市文化財保護条例の規定を優先する。

第 2 節 緑化の推進

(緑化の基本方針)

第 39 条 市長は、市域における緑化推進のため、計画的な環境の緑化に努めなければならない。

(公共用地の緑化及び保全)

第 40 条 市長は、公園、道路、学校その他公共の場所又はその所有し管理する土地の緑地の保全及び緑化の推進に努めなければならない。

(工場、事業場等の緑化)

第 41 条 工場又は事業場等を設置している者又は設置しようとする者は、当該敷地内に緑地を確保し、又は樹木を植栽するなど緑化に努めなければならない。

(宅地等の緑化)

第 42 条 市民は、その居住し、所有し、又は管理する土地について、その空地等に樹木等を植栽し、進んで生活環境の緑化に努めなければならない。

第 3 節 自然環境の適正な利用

(適正な利用に供するための措置)

第 43 条 市長は、自然環境の適正な利用と保全を図るため、公園、遊歩道、緑地等レクリエーション施設(以下「公園等」という。)の配置に努めるものとする。

(適正な利用)

第 44 条 市民は、公園等の利用に当たっては、動植物をみだりに採取し、施設を破損し、ごみその他の汚物又は不用物を捨てるなど自然環境を損傷してはならない。

### 第 3 章 生活環境の保全

第 1 節 特定工場等に関する規制及び公害防止

(環境上の基準)

第 45 条 市長は、良好な環境を確保するために必要な大気汚染、騒音、水質汚濁、悪臭等に係る環境上の基準を定めるものとする。

2 前項の環境上の基準については、常に適切な検討が加えられ、適宜必要な改定がなされなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により、環境上の基準を定めようとするときは、環境保全審議会の意見を聴かななければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

4 市長は、第 1 項の規定により環境上の基準を定めたときは、当該環境上の基準を公表するものとする。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

(公害防止計画の推進)

第 46 条 市長は、公害防止計画を積極的に推進するために必要な措置を講じなければならない。

(公害防止対策)

第 47 条 特定工場等の設置者は、その事業活動によって公害を発生し、又は生活環境を著しく汚染することがないように適切な措置を講ずるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(公害防止に対する指導勧告及び命令)

第 48 条 市長は、良好な環境保全のため必要があると認めるときは、特定工場等の設置者に対し、必要な措置をとることを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する指導又は勧告に従わない者に対し、良好な環境の保全に必要な措置をとることを命ずることができる。

(苦情処理義務)

第 49 条 特定工場等の設置者は、その事業活動による良好な環境の侵害に係る苦情が発生したときは、誠意をもってその解決に努力しなければならない。

(規制基準の遵守等)

第 50 条 工場等の設置者は、規制基準を超えるばい煙等を排出、発生させ、又は飛散させてはならない。

2 前項の規定は、一の工場が特定工場となり、又は一の施設が特定施設となった際、現にその工場又は施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)については、当該工場が特定工場となり又は、当該施設が特定施設となった日から規則で定める期間は、適用しない。

3 工場等の設置者は、規則に規制基準の定めがないものについても、人の健康又は、快適な生活を阻害しない程度を超えるばい煙を当該工場から排出し、発生させ、又は飛散させてはならない。

(河川へ汚水、排水並びに汚水浸透の禁止)

第 51 条 工場等の設置者は、河川の水質汚濁並びに土壌及び地下水の汚染を防止するため当該工場等から規則で定める物質を含む汚水を河川へ排出又は地下に浸透させてはならない。

(特定工場の設置の許可)

第 52 条 特定工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 特定工場の名称及び所在地

(3) 業種並びに作業の種類及び方法

(4) 建物並びに施設の名称、構造及び配置

(5) 公害防止の方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(許可の基準)

第 53 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請にかかる特定工場が次の各号に掲げる要件を満たすと認められるときは、これを許可しなければならない。

(1) 当該申請にかかる特定工場から排出し、発生し、又は飛散するばい煙等が規制基準を超えないこと。

(2) 当該申請にかかる特定工場の汚水の排出の方法が第 51 条の規定に違反しないこと。

(3) 市長が、公害防止のため、必要な限度において付した条件を満たすこと。

(経過措置)

第 54 条 一の工場が特定工場となった際、現にその工場を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は当該工場が特定工場となった日から 30 日以内に第 52 条第 2 項に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、第 52 条第 1 項による許可を受けたものとみなす。

(特定工場変更の許可)

第 55 条 第 52 条第 1 項の規定による許可を受けた者が、同条第 2 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。

2 第 52 条第 2 項及び第 53 条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(特定工場操業の制限)

第 56 条 特定工場の設置者は、その工場の設置又は変更の工事が完了したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合においては、当該届出にかかる特定工場が許可の内容及び条件に適合しているかどうか検査しなければならない。

3 特定工場の設置者は、前項の規定による市長の検査に合格した後でなければ当該特定工場を操業し、又は特定工場の変更部分を使用してはならない。

(特定工場の測定機器の設置等)

第 57 条 特定工場の設置者は、規則で定めるところにより、公害防止のため必要な測定機器を設置し、汚染原因物質の量等を記録し、及びこれを市長に報告しなければならない。

(特定工場の汚染原因物質の減少措置計画の提出)

第 58 条 市長は、公害を防止するため必要があると認めるときは、特定工場を設置している者に対し、当該特定工場にかかる汚染原因物質の量の減少措置に関する計画の提出を求めることができる。

(特定施設の設置の届出)

第 59 条 特定施設を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 特定工場等の名称及び所在地

(3) 特定施設の種類

(4) 特定施設の構造及び配置

(5) 特定施設の使用の方法

(6) 公害防止の方法

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(経過措置)

第 60 条 一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から 30 日以内に、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(構造等の変更の届出)

第 61 条 前 2 条の規定による届出をした者は、その届出に係る第 58 条第 3 号から第 6 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更であつて規則で定めるものについては、この限りでない。

(計画変更命令)

第 62 条 市長は、前 3 条の規定に基づく届出があつた場合において、その届出に係る特定施設の構造、配置、使用の方法又は管理の方法が、公害防止上不適当と認めるときは、それらに関する計画の変更を命ずることができる。

(実施の制限)

第 63 条 第 58 条又は第 60 条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 30 日を経過した後でなければそれぞれの届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造、配置、使用の方法、管理の方法又は公害防止方法を変更してはならない。

2 市長は、第 58 条又は第 60 条の届出に係る事項の内容が適当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(工場等の表示板の掲出)

第 64 条 規則で定める工場等の設置者は、規則で定めるところにより、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)、工場等の名称、許可の年月日その他市長が必要と認める事項を記載した表示板を当該工場等の公衆の見やすい場所及び市長が必要と認める場所に掲出しておかななければならない。

(氏名変更等の届出)

第 65 条 第 52 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、その許可にかかる同条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる事項を変更し又は当該特定工場を廃止したとき、第 58 条の規定による届出をした者は、その届出に係る第 58 条第 1 号又は第 2 号若しくは第 7 号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届出なければならない。

(承継)

第 66 条 第 52 条第 1 項の規定による許可を受けた者又は第 58 条若しくは第 60 条の規定による届出をした者から、その届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第 52 条第 1 項の規定による許可を受けた者又は第 58 条若しくは第 60 条の規定による届出をした者について、相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をしたものの地位を承継する。

3 前2項の規定により第52条第1項の規定による許可を受けた者又は第58条若しくは第60条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内にその旨を市長に届出なければならない。

(改善勧告)

第67条 市長は、工場等の設置者が、第50条第3項の規定に違反してばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させているときは、その者に対し、必要な限度において、その防止の措置を講ずるよう勧告することができる。

(改善命令等)

第68条 市長は、第52条第1項の規定による許可を受けた者が、当該特定工場において、次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて建物若しくは施設の構造若しくは配置、作業の方法若しくは公害防止の方法の改善又は施設の使用若しくは作業の停止を命ずることができる。

(1) 規制基準を超えてばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させること。

(2) 第51条の規定に違反して汚水を河川へ排出並びに地下に浸透させること。

(3) 第53条第3号(第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反すること。

2 市長は、特定施設を設置する工場又は事業場の設置者が、当該工場又は事業場において、前項第1号又は第2号に掲げる事項に該当するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定施設の構造、配置若しくは使用の方法若しくは公害防止の方法の改善又は当該特定施設の使用の停止を命ずることができる。

3 前2項の規定は、第54条第1項及び第59条の規定による届出をした者については、当該工場が特定工場となり、又は当該施設が特定施設となった日から1年間は適用しない。ただし、その者が第55条第1項の規定による変更の許可を受け、又は第56条の規定による届出をした場合においては、この限りでない。

(許可の取り消し)

第69条 市長は、前条第1項の規定による停止命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該特定工場の設置の許可を取り消すことができる。

(操業停止命令)

第70条 市長は、許可を受けないで特定工場を設置している者及び前条の規定により特定工場の設置の許可を取り消された者に対し当該特定工場の操業の停止を命ずることができる。

(水道水の供給停止の要請)

第71条 市長は、前条の規定による命令その他の処分に従わないで操業する工場から発生するばい煙等が著しく人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、かつ他の手段によっては、当該工場の操業を停止させることが困難であると認めるときは、水道事業者(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第5項に規定する水道事業者をいう。)に対し、当該工場に供給する業務用の水道水の全部又は一部の供給を停止することを要請することができる。

2 市長は、前項の規定による要請を行うにあたっては、当該要請が、公害防止のためにやむを得ないものに限るとともに、工場を設置している者等の日常生活に著しい支障とならないよう配慮しなければならない。

(緊急時の要請)

第72条 市長は、天災又は異常渇水等緊急の場合には、ばい煙等を排出し、発生させ、飛散させ、又は汚水を河川に排出する等、人の健康並びに快適な生活を阻害し、又は河川の汚濁を防止するため当該特定工場並びに特定施設の設置者に対し、その全部又は一部について操業の停止を要請することができる。

(事故時の措置)

第73条 特定施設を設置している者は、故障、破損その他の事故により公害の原因となる物質を発生させ、又は発生するおそれが生じたときは、直ちにその事故について応急の措置を講ずるとともに、事故の復旧に努めなければならない。

2 特定施設を設置している者は、前項の事故について速やかにその状況、応急措置の状況等を市長に届出なければならない。

(公害防止責任者の選任)

第74条 特定施設を設置している者は、公害防止のため責任者を選任し、市長に届出なければならない。

(地下水の採取の届出等)

第 75 条 井戸又は揚水設備により、規則で定める量以上の地下水を採取しようとする者は、当該井戸又は揚水設備ごとに、次の各号に掲げる事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)
- (2) 井戸又は揚水設備の設置場所
- (3) 井戸の口径
- (4) 井戸の深さ
- (5) ストレーナーの位置
- (6) 揚水機の型式
- (7) 揚水機の吐出口径
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(地下水採取に対する指導、勧告及び命令)

第 76 条 市長は、良好な環境保全のため必要があると認めるときは、前条の規定により届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する指導、又は勧告に従わない者に対し、良好な環境の保全に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(水量の測定)

第 77 条 第 75 条に規定する届出をした者が地下水を採取するときは、水量を測定し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の水量の測定に当たっては、必要な限度において、市職員を立ち合わせることができる。

(経過措置)

第 78 条 現に地下水を採取しているものが第 75 条又は前条の規定に該当することとなるときは、その該当することとなる日から起算して 30 日以内に、市長に対し同条に規定する届出又は報告をしなければならない。

第 2 節 良好な環境の保持等

(特殊な旅館建築に関する規制)

第 79 条 旅館業(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する者をいう。)を目的とする建造物を建築(既存施設の増改築並びに大規模修理、移転を含む。)しようとする者は、あらかじめ市長に届け出て、建築に関する同意を得なければならない。

(同意の手続き)

第 80 条 市長は、前条による同意を求められたもののうち、特に市民の善良な風俗を損ない、又は健全な社会環境を破壊するおそれのあるものについては、環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第 81 条 何人も、道路、公園、広場、河川等(以下「公共の場所」という。)を汚損してはならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保持するよう努めなければならない。

(工事施工者の義務)

第 82 条 土木工事、建築工事、その他の工事を行う者は、その工事に際し、土砂、廃材、資材等が公共の場所に飛散し、脱落し、流出し、又はたい積しないようこれらの物を適正に管理しなければならない。

(指導、勧告及び命令)

第 83 条 市長は、前条の規定に違反して公共の場所の環境を著しく侵害していると認める者に対し、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する指導又は勧告に従わない者に対し、良好な環境の保全に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定廃棄物の回収処理義務等)

第 84 条 廃棄物となった際、適正な処理が困難となる製品、容器等で規則で定めるもの(以下「指定廃棄物」という。)を製造し、加工し、又は販売する事業者は、その指定廃棄物を引き取り、下取り等の方法により、その責任において回収する等適切な措置を講じなければならない。

2 市民は、前項に規定する事業者が、その指定廃棄物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する事業者が、その指定廃棄物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて回収を勧告し、又は命ずることができる。

(再生資源卸売業者の清掃義務)

第85条 再生資源を集荷、選別して販売を業とする者は、環境を保全するため、その集積場及び再生資源について適正な処置に努めなければならない。

(届出義務)

第86条 前条に規定する事業者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届出なければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 工場、事業場又は集積場の名称及び所在地

(3) 集積品の維持及び管理の方法

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(勧告及び命令)

第87条 市長は、第84条の規定に違反して、当該地域の環境を著しく害していると認められる者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

(浄化槽の適正な維持管理義務)

第88条 浄化槽の設置者は、その排水等により生活環境を汚染しないようその清掃を定期的に行うとともに、これを適正に維持管理しなければならない。

(事業場等の管理義務)

第89条 畜舎、鶏舎又は農水産物加工施設等の事業場を設置している者は、常にその施設を整備し、汚水汚物の処理について適切な措置を講じ、悪臭、水質汚濁、その他の公害及び衛生害虫等が発生することのないよう努めなければならない。

(毒物及び劇薬の使用管理義務)

第90条 毒物及び劇薬を使用しようとする者は、法令等に定める取扱要領を厳守し、公共用水域が汚濁されることのないよう努めなければならない。

(勧告)

第91条 市長は、前3条に規定する義務を怠ったことにより、良好な環境を害していると認められるときは、その者に対し、施設の維持、管理の方法又は施設の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(自然保護監視員の設置)

第92条 市長は、保護地区等の自然環境を保全するとともに、公害の発生源や発生状況をは握し、良好な環境を保持するため、自然保護監視員を置くことができる。

第3節 自動車に関する規制

(自動車排出ガス及び騒音の抑制義務)

第93条 自動車及び原動機付自転車(以下この節において「自動車」という。)の運転者及び保有者は、その自動車の必要な整備及び適正な運転を行うことにより、当該自動車から発生する排出ガス及び騒音を最小限に抑制するように努めなければならない。

(飛散等の防止)

第94条 車両等の運転者は、車両等を運転するときは、物の飛散若しくは、転落を防止するため、被覆など必要な措置を講じなければならない。

(路上駐車規制)

第95条 自動車の運転者又は保有者は、みだりに道路上に駐車し又は人に迷惑を及ぼす駐車をしてはならない。

2 市長は、関係行政機関と協力して自動車道路その他の自動車の保管場所として使用することができない場所に駐車している状況を調査し、関係者に対し、適正な駐車又は保管について指導することができる。

(駐車施設の設置)

第96条 市長が定める地域において、駐車需要を生じさせる程度の大きい建築物で規則で定めるものを新築し、又は増築しようとする建築主は、その延面積に応じて規則で定めるところにより、駐車施設を設置しなければならない。

第4節 騒音等に関する規制

(静穏の保持)

第97条 何人も、規則で定める騒音にかかる基準(以下「騒音基準」という。)を超えて、付近の生活環境を著しく損なう騒音を発生させてはならない。

(拡声機使用の制限)

第 98 条 何人も、住居の環境が良好である区域又は学校若しくは病院の周辺の区域であって規則で定める区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

2 何人も、航空機から機外に向けて商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

3 前 2 項の規定によるもののほか、商業宣伝を目的として拡声機を使用する者は、拡声機の使用の方法、使用時間等に関し、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(改善及び使用停止命令)

第 99 条 市長は、前条の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該違反行為の停止、騒音防止の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定建設作業等の周知の義務)

第 100 条 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)に規定する特定建設作業及びその他の建設作業を施行しようとする者は、当該作業場の周辺住民に対し、特定建設作業等の内容、作業期間並びに騒音の防止の方法等について説明し、周知させなければならない。

#### 第 5 節 空地の適正管理

(所有者等の義務)

第 101 条 空地の所有者又は占有者(以下この節において「所有者等」という。)は、その空地に雑草が繁茂し、廃棄物が不法投棄される等により周辺の住民の良好な環境を害しないよう常に整備し、適正な維持管理を行わなければならない。

2 所有者等は、空地を物置場、駐車場等として利用し、又は利用されている場合は、その置かれた物等により、周辺の住民の生命、身体又は、生活環境を阻害しないよう整備し、その置かれた物等又は空地を適正に管理しなければならない。

(勧告及び命令)

第 102 条 市長は、所有者等が前条の義務に違反して、その空地の周辺の住民の生活環境を著しく阻害していると認めるとき、又は周辺の住民の生命、身体を阻害するおそれがあると認めるときは、当該所有者等に対し、雑草の除去その他必要な措置をとるべきことを勧告し、又は命ずることができる。

#### 第 6 節 日照障害、電波障害等の防止

(建築主等の日照障害防止義務)

第 103 条 建築物の建築主及び設計者、工事施工者又は工事監理者(以下「建築主等」という。)は、その建築物を建築し、設計し、又はその工事を施工し、若しくは監理しようとする場合においては、近隣の建築物及び建設予定地周辺の日照に関する影響をあらかじめ調査し、その日照障害により、近隣の建築物の所有者又は占有者の生活環境に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

(電波障害の防止義務)

第 104 条 建築物を建築しようとする者は、その建築物の建築によって近隣住民のテレビジョン、ラジオ等に受信障害が生じるときは、障害を受けることとなる者その他関係者と事前に協議し、自らその建築物又はその他の場所に共同受信設備を設置する等、近隣住民が正常な電波を受信するため必要な措置を講じなければならない。

(騒音、振動及び生活環境の破壊の防止)

第 105 条 建築物の建築主及び工事施工者は、その建築物の建築に伴い、周辺地域に騒音、振動その他通常的生活環境に対する著しい支障を生ずることとなる場合は、その被害を受けるおそれのある関係者と事前に協議し、必要な対策を講じなければならない。

(日照にかかる調整)

第 106 条 市長は、建築物の建築について、建築主等と近隣の建築物の所有者等の間に日照にかかる問題が生じた場合において、当事者の一方又は双方からの要請があったときは、必要に応じ、利害関係の調整を行うものとする。

2 市長は、前項の要請があったときは、必要に応じ当該利害関係の調整を環境保全審議会委員に行わせることができる。

#### 第 7 節 交通安全の確保及び災害の防止

(交通安全運動の普及)

第 107 条 市長は、市民組織をはじめ関係機関と一体となって、総合的な交通安全運動を推進しなければならない。

(交通安全の確保)

第 108 条 市長は、交通による災害を防止し、市民の安全を確保するため、交通安全施設の設置等交通環境の整備に努めなければならない。



(市民組織の育成)

第109条 市長は、交通安全運動を推進するため、交通安全協会等の市民組織に対しては、関係機関の協力を得て、これを育成するよう努めなければならない。

(努力義務等)

第110条 何人も、交通安全を阻害し、又は阻害しようとしてはならない。

2 何人も、進行中の車両等から物を投げ捨ててはならない。

3 何人も、歩行者が道路交通上危険な状態にあるとき、又は危険を感じたときは、その危険を排除するよう努めなければならない。

(災害の防止)

第111条 市長は、災害の発生を予防し、その拡大を防止するため、風水害、地震、火災等にかかる防災体制の充実強化に努めなければならない。

(国、県への要請)

第112条 市長は、交通安全の確保及び災害の防止のため、必要と認めるときは、国又は県に対し、その必要な措置をとるべきことを要請することができる。

#### 第4章 環境保全審議会

(審議会の設置)

第113条 自然環境及び生活環境の保全並びに公害対策に関する重要な事項を調査審議するため、市長の諮問機関として環境保全審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第114条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 次の各号に掲げるものの中から市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民の代表者

(任期)

第115条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第116条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第117条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第118条 審議会は、特定事項を調査審議するため、次の部会を置く。

- (1) 自然環境部会
- (2) 生活環境部会
- (3) 公害規制部会

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会には部会長を置き、部会の委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理する。

5 前条及び次条の規定は、部会に準用する。

(委員以外の者の出席)

第119条 会長は、必要であると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第120条 審議会の庶務は、市民福祉部市民生活課において処理する。

(委任)

第121条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 第 5 章 雑則

### (報告及び立入検査)

第 122 条 市長は、この条例の施行に関し、必要な限度において、関係者から報告を求め、又は市職員をして立入検査、状況調査若しくは関係者に対する必要な指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により、立入検査等を行う市職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (委任)

第 123 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 6 章 罰則

第 124 条 第 70 条の規定による命令に違反した者は、2 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

第 125 条 次の各号のいずれかに該当するものは、1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 52 条第 1 項の許可を受けないで特定工場を設置した者

(2) 第 55 条第 1 項の規定による許可を受けないで同項の規定により規則で定める事項を変更した者

(3) 第 62 条の規定による命令に違反した者

(4) 第 68 条第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反した者

第 126 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 箇月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 50 条第 1 項の規定に違反した者

(2) 第 51 条の規定に違反した者

第 127 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 箇月以下の禁錮又は 5 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 54 条第 1 項の規定に違反した者

(2) 第 48 条第 2 項の規定による命令に違反した者、若しくは第 21 条第 2 項の規定による要求を拒んだ者

(3) 第 76 条第 2 項の規定による命令に違反した者

(4) 第 99 条又は第 84 条第 3 項の規定による命令に違反した者

第 128 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 31 条、第 33 条第 2 項又は第 17 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 33 条第 1 項の規定に違反した者

(3) 第 36 条第 2 項、第 17 条第 4 項、第 83 条又は第 87 条の規定による命令に違反した者

第 129 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 56 条第 1 項、又は第 86 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 57 条、第 63 条第 1 項、第 65 条、又は第 72 条の規定に違反した者

(3) 第 122 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第 122 条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(4) 第 58 条の規定による計画の提出の求めに応じなかった者

第 130 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第 59 条、第 60 条、第 61 条、第 65 条、第 66 条第 3 項、第 75 条、第 78 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 77 条又は第 78 条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

### (両罰規定)

第 131 条 法人の代表又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前 7 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の環境保全条例(昭和55年東市来町条例第25号)又は伊集院町環境保全条例(昭和50年伊集院町条例第17号)(以下これらを「合併前の条例等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例等の例による。

### 3. 日置市環境基本計画策定委員会会則

(設置)

第1条 市民の健康的で文化的な生活環境づくりの指針となる環境基本計画を策定するため、日置市環境基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画の策定に関すること。
- (2) その他環境基本計画の策定に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民福祉部市民生活課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- 1 この訓令は、平成20年6月1日から施行する。
- 2 この訓令は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

### 4. 日置市環境基本計画策定委員会委員名簿

所属	役職名	氏名
総務企画部	総務課長補佐	野崎 博志
	企画課長補佐	平地 純弘
	商工観光課長補佐	大園 俊昭
産業建設部	土木建設課長補佐	園田 輝美
	農林水産課長補佐	今村 義文
	下水道課長補佐	奥 裕一郎
教育委員会	教育総務課長補佐	佐藤 洋三
	社会教育課長補佐	平田 敏文

## 5. 日置市環境保全審議会委員名簿

(市議会議員 3人)

氏 名	所 属
中島 昭	環境福祉常任委員会委員長
田代 吉勝	環境福祉常任委員会副委員長
上園 哲生	環境福祉常任委員会委員

(学識経験者 4人)

氏 名	所 属
林 純一郎	日置警察署長
三谷 惟章	伊集院保健所長
外菌 健藏	JAさつま日置畜産部長
二渡 恒久	市文化財保護審議会委員長

(市民の代表者 8人)

氏 名	所 属
山口 徳二	伊集院地域自治会長連絡協議会会長代行
濱崎 満洋	東市来地域自治会長連絡協議会会長
鳩野 學	日吉地域自治会長連絡協議会会長
榊 秀徳	吹上地域自治会長連絡協議会会長
四元 美紗	伊集院地域女性連絡協議会会長
永井 章子	東市来地域女性連絡協議会副会長
谷山 和子	日吉地域女性連絡協議会会長
有馬 澄子	吹上地域女性連絡協議会会長

### 環境保全審議会部会構成

区 分	自然環境部会	生活環境部会	公害規制部会
市議会議員	中島 昭	田代 吉勝	上園 哲生
学識経験者	二渡 恒久	林 純一郎	三谷 惟章
		外菌 健藏	
市民の代表者	藤松 劫	濱崎 満洋	鳩野 學
	榊 秀徳	四元 美紗	永井 章子
	谷山 和子		有馬 澄子
計	5人	5人	5人

## 6. 各種会議等の参加者名簿

### ■日置市環境ワークショップ参加者名簿

氏名	所属・肩書き等	氏名	所属・肩書き等
宇戸 美幸	吹上町観光ガイド協会 グリーン・ツーリズム インストラクター	西村 浩二	NPO 江口浜ビーチサービス 理事長
宇都 隆蔵	道路清掃ボランティア	東 幸也	パナソニック半導体 オプトデバイス労働組合 執行委員長
河野 喜三郎	道路清掃ボランティア	穂満 真理代	農家レストラン ほっとかん店長
河野 千鶴子	主婦	松田 清市	県環境保護推進員 県ウミガメ保護監視員
肝付 兼光	鶴丸地区公民館運営委員		

[五十音順・敬称略]



### ■市長・有識者懇談会参加者名簿

氏名	所属・肩書き等
宮路 高光	日置市長
松田 清市	県環境保護推進員、県ウミガメ保護監視員
丸山 明紀	環境アドバイザー

[敬称略]

■環境団体・事業者との意見交換会参加者名簿

	氏名	所属・肩書き等
環境団体	西村 浩二	NPO江口浜ビーチサービス 代表
	野上 侑子	伊集院地域生活学校 委員長
事業者	枇榔 誠	小正醸造(株) 日置蒸留蔵 研究開発室リーダー
	松崎 博樹	シチズンセイミツ鹿児島(株) 総務課総務係 係長
	丸山 明紀	(資)丸山喜之助商店 専務取締役

[敬称略]



## 7. アンケート調査結果の概要

### (1) 市民アンケート調査結果

18歳以上の市民から1,000人を無作為に抽出して調査を行い、回収率は55.6%でした。

#### ■身近な環境に満足していますか？

満足度が高いものは日当たりの状況、空気のきれいさ、周辺の静けさ、自然景観の美しさなどで、逆に低いものは、ポイ捨てなどの散乱ごみ、市民のモラル、水や水辺とのふれあいなどでした。また、総合的にみた環境の評価は高くなっています。

##### ○満足していること

- 1位：日当たりの状況(76.5%)
- 2位：空気のきれいさ(72.3%)
- 3位：周辺の静けさ(72.2%)
- 4位：自然景観の美しさ(56.1%)
- 5位：緑とのふれあい(51.7%)

※( )は「かなり満足」と「やや満足」と答えた人の割合

##### ○不満に思っていること

- 1位：ポイ捨てなどの散乱ごみ(43.6%)
- 2位：環境に関する市民モラル(37.8%)
- 3位：水や水辺とのふれあい(33.6%)
- 4位：川や池、海の水のきれいさ(33.2%)
- 5位：公園などの充実(30.5%)

※( )は「かなり不満」と「やや不満」と答えた人の割合

なお、不満の原因としては、ポイ捨てごみの多さやごみの不法投棄の多さなどのモラルの悪さが指摘されています。

##### ○不満の原因

- 1位：空き缶やタバコのポイ捨て(186)
- 2位：ポイ捨ての多さ(154)
- 3位：ごみの不法投棄の多さ(132)

※( )内の数字は回答者数を示しています

#### ■環境にいいことしていますか？

環境保全・創造のためにいつも実行していることは、ごみの持ち帰り、自然を傷つけない、洗濯物のまとめ洗い、冷暖房機器のつけっぱなしをしないなどの実行度が高くなっています。

今後は、ごみを出さない、マイバッグを持参してレジ袋を受け取らない、節水、節電、ものを長く使うなど身近な暮らしにおける行動を実行したいと考えられています。

##### ○いつも実行していること

- 1位：ごみは持ち帰る(85.0%)
- 2位：自然を傷つけない(80.6%)
- 3位：洗濯物はまとめて洗う(77.2%)
- 4位：冷暖房はこまめに消す(77.0%)
- 5位：ものを長く使う(66.1%)

※( )は「いつも実行している」と答えた人の割合

##### ○今後実行したいこと

- 1位：できるだけごみを出さない(75.0%)
- 2位：買い物袋を持参する(74.1%)
- 3位：シャワーはこまめに止める(71.7%)
- 3位：冷暖房はこまめに消す(71.7%)
- 3位：ものを長く使う(71.7%)

※( )は「実行したい」と答えた人の割合



逆に、現在実行していないことは、様々な活動への参加や雨水利用、生ごみ処理機等の利用などが多くなっています。今後実行するつもりはないことは、現在実行していないこととほぼ同じですが、加えて炊飯ジャーの長時間保温をしないが上位に上がっています。

**○実行できていないこと**

- 1位：自然保護活動へ参加する(73.4%)
- 2位：雨水を利用する(70.1%)
- 3位：生ごみ処理機等を利用する(68.3%)
- 4位：歴史的保存活動へ参加する(67.9%)
- 5位：緑化活動へ参加する(50.4%)

※ ( ) は「実行していない」と答えた人の割合

**○実行が難しいこと**

- 1位：生ごみ処理機等を利用する(27.5%)
- 2位：雨水を利用する(23.0%)
- 3位：自然保護活動への参加(21.6%)
- 4位：歴史的保存活動への参加(17.4%)
- 5位：ご飯は長時間保温しない(14.3%)

※ ( ) は「実行するつもりはない」と答えた人の割合

**■環境を守るためにできそうなことは何ですか？**

節水、節電・節ガス、まちの美化、生ごみ処理、リサイクルなど身近な生活に密着した環境保全目標があげられています。

**○環境保全の目標**

- 1位：風呂の残り湯の利用、流しっぱなしにしないなどの節水に関する目標(90)
- 2位：電気はこまめに消す、冷暖房の温度調節などの節電・節ガスに関する目標(84)
- 3位：ポイ捨てをしない、清掃や花を植えるなどまちの美化や緑化に関する目標(37)
- 4位：生ごみの堆肥化、生ごみを減らすなどの生ごみ処理に関する目標(30)
- 5位：無駄なく食材を使う、残さず食べるなどの食べ物に関する目標(29)
- 5位：使い捨て商品はできるだけ買わないなどのリサイクルに関する目標(29)

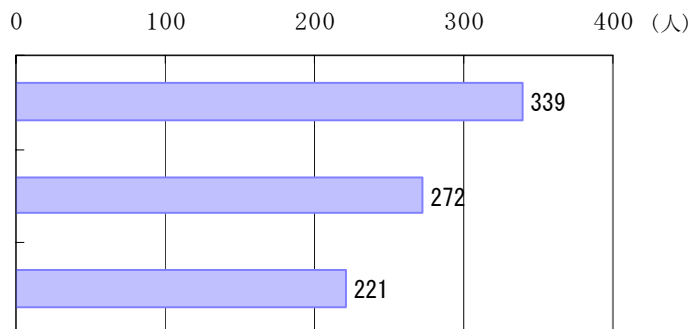
※ ( ) 内の数字は意見の数

**■子どもたちに身につけてほしいことは？**

しつけや教育による生活習慣、食の大切さや生き物とのふれあいを通じた命の尊さを学ぶことなどが求められています。

**■子どもたちに身につけてほしいこと**

- 「もったいない」など、家庭での身近なしつけや環境教育を通じて、環境にやさしい生活習慣を築いてほしい
- 農業体験などを通じて、食の大切さや農業・農村の重要性を認識してほしい
- ペットや生き物とのふれあいを通じて、生命の尊さを学んでほしい



■指摘された守るべき環境、改善すべき環境

■守るべき環境は？ 改善すべき環境は？

特に残してほしい緑や景観は、徳重神社や城山公園が多く指摘され、水辺は江口浜、吹上浜、神之川などが指摘されました。改善すべき場所としては、道路や河川、水辺が多く、その理由は不法投棄や管理状態の悪さが指摘されました。



■省エネ・新エネ設備の導入は？

省エネ・新エネ設備導入は、いずれも「導入する予定はない」が最も多く、導入済みの設備としては、住宅の高断熱・高气密化や太陽熱利用温水器などが多くなっています。

太陽光発電システムは「条件が整えば導入したい」と考えられています。

■環境への取り組み主体は？

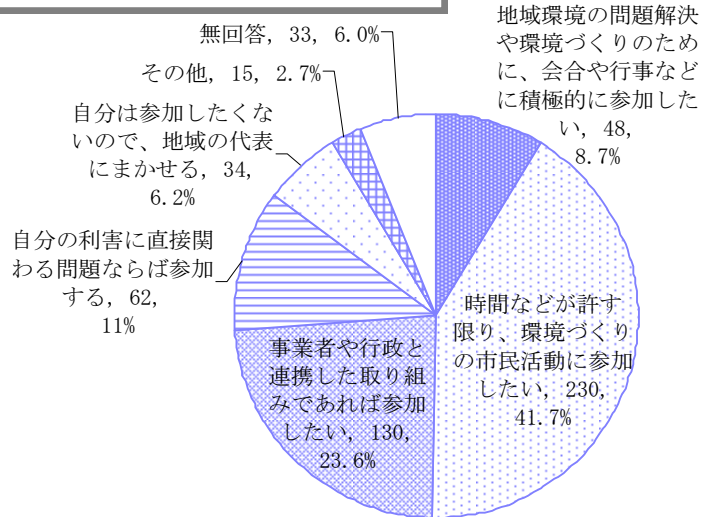
「豊かな森づくりや里山の管理」、「耕作放棄地対策」は行政が最も多いが、その他の取り組みは「みんなで」協働で行うべきと考えている人が最も多くなっています。道路や公園の清掃などは地域住民が主体となって行うべきという意見も多くなっています。

■市民活動に参加したいですか？

「時間などが許す限り参加したい」が41.7%と最も多く、何らかの条件付きで参加したいと回答した人は7割を超えている。

積極的に参加したいと回答した人は48人、8.7%で、逆に参加したくないと回答した人は34人、6.2%となっている。

■市民活動への参加意向の割合



■重要な取り組みは？

ごみ減量・リサイクルの推進、省エネルギー対策、自然環境の保全、公害対策などが特に重要と考えられています。

○重要な施策

- 1位：ごみの減量やリサイクルの推進(92.7%)
- 2位：省エネルギーや資源の有効利用(88.8%)
- 3位：生き物や森林の保全等、豊かな自然環境の保全(87.2%)
- 4位：大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭等の公害対策(84.0%)
- 5位：地産地消などの食育の推進(82.5%)

※ ( ) は「特に重要」と「重要」と答えた人の割合

## (2) 事業者アンケート調査結果

市内の事業所から 200 社を業種・規模別に抽出して調査を行い、回収率は 55.0% でした。

### ■環境への取り組みと企業活動のあり方は？

環境への取り組みは社会貢献の一つと答えた事業所が半数を超えています。

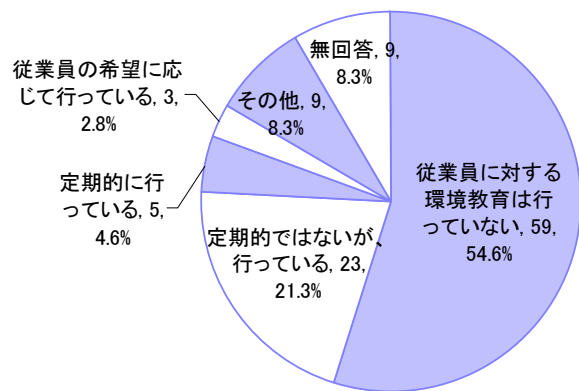
### ■環境配慮に関する計画や組織はありますか？

現在、環境配慮に関する計画や組織を設けていない事業所が 7 割程度を占め、今後も設ける予定がない事業所はいずれの項目でも 5 割程度を占めています。なお、現在設けている事業所は、今後も継続していくと回答しているところが多くなっています。

### ■従業員への環境教育はしていますか？

環境配慮に関する社員教育はしていない事業所が半数を超え、何らかの形で実施している事業所は 3 割弱でした。そのうち、階層別の研修時に行っている事業所が約 1/3 を占めています。

■環境教育を実施している割合



### ■環境マネジメントシステムの認知度と

#### 取り組み状況は？

ISO14001 の認知度は 43.5% と比較的高いものの、EA(エコアクション)21 は 13.9% と低くなっています。

ISO 取得済みの事業所は 5 社(製造業：200～499 人と 50～99 人、建設業・鉱業：50～99 人、サービス業：5～9 人)でしたが、EA21 は 0 社でした。

実施予定は ISO が 7 社、EA21 が 5 社で、ISO、EA21 とともに予定はないが興味があると答えた事業所が最も多く、ISO が 64 社、EA21 が 59 社でした。

### ■重要な取り組みは？

すべての施策において重要と考えられていますが、特に省エネルギーや資源の有効利用、ごみ減量やリサイクルの推進、自然環境の保全、環境教育の推進、公害対策、地球環境問題などが重要と考えられています。

#### ○重要な施策

- 1 位：省エネルギーや資源の有効利用(97.2%)
- 2 位：ごみの減量やリサイクルの推進(95.3%)
- 2 位：生き物や森林の保全等、豊かな自然環境の保全(95.3%)
- 4 位：学校や市民向けの環境教育の推進(94.3%)
- 5 位：大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭等の公害対策(92.5%)
- 5 位：地球温暖化や酸性雨、オゾン層破壊等の地球環境問題(92.5%)

※ ( ) は「特に重要」「重要」と回答した事業所の割合を示しています

## ■環境保全の取り組み状況と今後の予定は？

節電、事業所周辺の美化活動、ごみの減量、紙の使用量削減、空調の適温化などの実施率は高くなっています。

環境保全活動への協力、歴史的まち並み景観保存活動や祭りなどへの参加、緑化活動への参加や協力、環境報告書の公表などは、今後実施していく意向が高くなっています。

また、ノーマイカーデーを設けることや自然エネルギーの利用、建物の省エネ化などは実施予定がない取り組みと考えられています。

### ○環境保全行動の取り組み状況

- 1位：昼休みや使っていない部屋の照明をこまめに消す(79.6%)
- 2位：事業所周辺の美化清掃活動を行う(70.4%)
- 3位：事業所のごみを減らすよう努力する(67.6%)
- 4位：紙の使用枚数を減らす工夫を徹底する〔両面コピーなど〕(65.7%)
- 5位：空調の適温化〔暖房 20℃以下、冷房 28℃程度〕を徹底する(63.9%)

※（ ）は「実施している」と回答した事業所の割合を示しています

### ○実施検討中の取り組み

- 1位：国や地方公共団体が提唱する環境保全活動に協力する(33.3%)
- 2位：歴史的まち並み景観を保存する活動に参加する(25.9%)
- 3位：地域の祭りなどに積極的に参加する(25.0%)
- 4位：市民団体・市が行う緑化保全活動〔花いっぱい運動など〕に参加・協力する(21.3%)
- 5位：環境を守るための取り組み状況を公表する(18.5%)

※（ ）は「実施を検討中」と回答した事業所の割合を示しています

### ○今後も実施予定のない取り組み

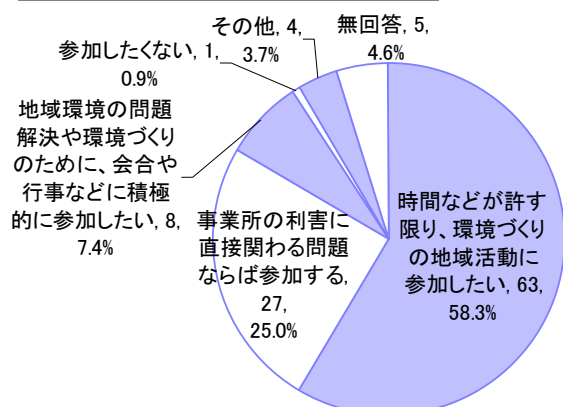
- 1位：ノーマイカーデーを設ける(47.2%)
- 2位：自然エネルギーを利用する〔太陽熱温水器、太陽光発電、風力発電等〕(32.4%)
- 2位：建物を省エネルギー化する〔二重窓の導入、高気密・高断熱化等〕(32.4%)
- 4位：エネルギーの高効率供給設備を利用する〔コージェネレーション、ヒートポンプ等〕(31.5%)
- 5位：環境を守るための取り組み状況を公表する(27.8%)

※（ ）は「今後も実施する予定はない」と回答した事業所の割合を示しています

## ■地域活動への参加意向は？

時間などが許す限り参加したいと答えた事業所は約 58%、なんらかの条件付きなら参加したいと答えた事業所をあわせると約 90%を占めます。参加したくないと答えた事業所 1 社(卸売・小売業・飲食店：5～9 人)でした。

■地域活動への参加意向の割合



## ■提供してほしい環境情報の内容は？

環境問題の現状、行政の取り組み状況、企業ができる行動などの内容が多く望まれています。

### ○提供してほしい環境情報ベスト5

- 1位：環境問題の現状に関する情報(55)
- 2位：環境保全のために企業ができる行動に関する情報(50)
- 3位：地域や民間団体の取組に関する情報(42)
- 4位：国や県、市など行政の取り組みに関する情報(36)
- 5位：環境保全に関する実用的な技術情報(32)

※（ ）は情報を選択した事業所数を示しています

## (3) 子どもアンケート調査結果

市内小学6年生(494人)を対象に調査を行い、回収率は98.8%でした。

## ■環境を守るためにしていることは何ですか？

節水や節電、ものを大切に使う、ごみのポイ捨てはしないなどの行動は実行度が高くなっていますが、レジ袋を断ることやごみ拾い、外で遊ぶなどは実行度が低くなっています。

### ○している環境保全行動

- 1位：歯みがきのときは水を止める(453)
- 2位：使わない電気は消している(382)
- 3位：トイレの水は何回も流さない(353)

※（ ）は「している」と回答した人数を示しています

### ○していない環境保全行動

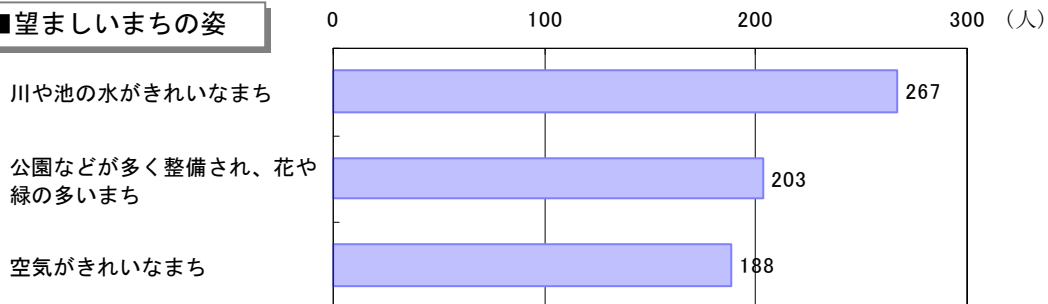
- 1位：レジ袋を断る(105)
- 2位：ごみ拾いへの参加(187)
- 3位：休日は外で遊ぶ(279)

※（ ）は「している」と回答した人数を示しています

## ■望ましいまちの姿は？

川や池の水がきれいなまち、公園などが多く整備され花や緑が多いまち、空気がきれいなまちなど、自然が美しいまちが望まれています。

### ■望ましいまちの姿



## ■身近な環境に満足していますか？

満足度が高いものは緑とのふれあい、田園風景、空気のきれいさなど自然環境に関するものですが、まちの清潔さ、公園の多さ、水のきれいさの評価は低くなっています。

### ○満足度の高い環境

- 1位：緑とのふれあい(321)
- 2位：田園風景の美しさ(231)
- 3位：空気のきれいさ(229)

※( )は「良い」と答えた人数

### ○満足度の低い環境

- 1位：まちの清潔さ(112)
- 2位：公園の多さ(99)
- 3位：川・池のきれいさ(99)

※( )は「悪い」と答えた人数

なお、不満の原因は、ごみのポイ捨てが多いことや川や池にごみが捨てられていること、公園が少ないこと等が指摘されています。

### ○不満の原因

- 1位：ごみなどのポイ捨てが多い(104)
- 2位：川や池にごみが捨てられている(74)
- 3位：公園が少ない(44)

※( )内の数字は回答者数を示しています

## ■大人にやめてほしい行動は？

ごみ・たばこなどのポイ捨てや車の騒音、ペットの糞の後始末をしないことなどをやめてほしいと思っています。

## ■環境についての言葉を知っていますか？

地球温暖化やエコマーク・グリーンマーク、分別収集などの用語の認知度が高くなっています。

### ○認知度の高い環境用語

- 1位：地球温暖化(479)
- 1位：エコマーク・グリーンマーク(463)
- 3位：ごみの分別収集(460)

※( )は「知っている」と答えた人数

### ○認知度の低い環境用語

- 1位：レッドデータブック(52)
- 2位：ビオトープ(71)
- 3位：環境家計簿(93)

※( )は「知っている」と答えた人数

## 8. 二酸化炭素排出量調査の方法

### (1) 調査の方法

地球温暖化の原因物質である温室効果ガスのうち、全国では90%以上、鹿児島県でも約85%を二酸化炭素が占めている。本調査では、地球温暖化に関する重要物質である二酸化炭素を対象に、その排出量を推計した。

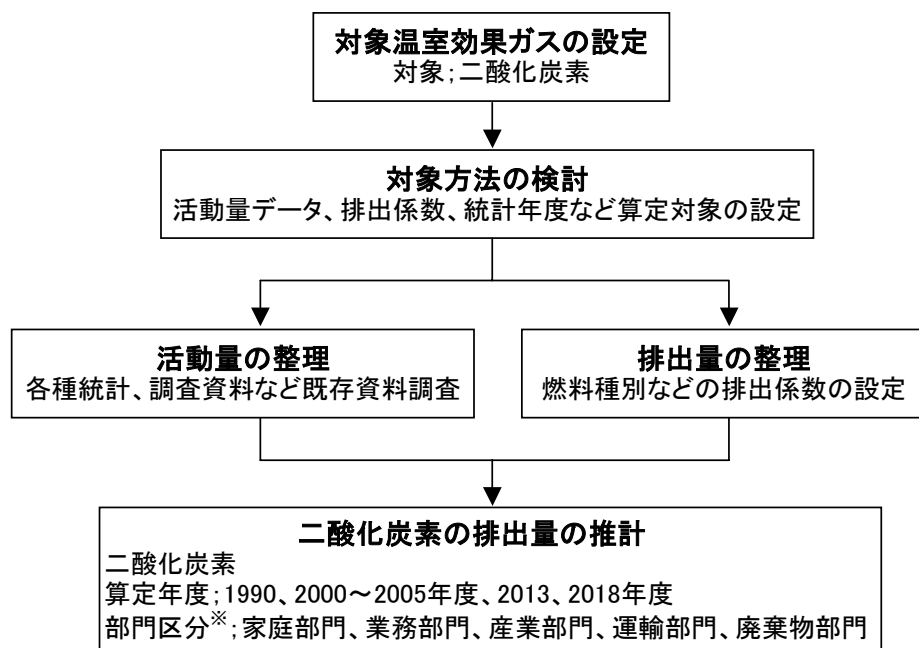
二酸化炭素排出量は基本的に二酸化炭素を排出する活動量（燃料消費量、廃棄物の焼却量等）に、活動量ごとに設定される二酸化炭素排出係数を乗じて、その総和をもって表わすことができ、以下に示す手順で作業を行った。なお、排出量は、京都議定書の基準年度である1990年度、現況年度を2005年度として算定するとともに、中間目標年度の2013年度、目標年度の2018年度について将来推計を行った。

$$\text{（二酸化炭素排出量）} = \Sigma \{ \text{（活動量）} * \times \text{（排出係数）} \}$$

（活動の種類について和をとる）

\*活動量：燃料消費量、廃棄物の焼却量等

#### ■温室効果ガス排出量の算定手順



#### ※部門区分について

- 家庭部門：家庭での日常生活に関わる分野
- 業務部門：サービス業や小売業などに関わる分野（公務もこの部門に含まれる）
- 産業部門：農林水産業、建設業、製造業などに関わる分野
- 運輸部門：自動車（自家用車、業務用自動車など）や鉄道の利用に関する分野
- 廃棄物部門：一般廃棄物の焼却に関する分野

## (2) 二酸化炭素排出量の算定方法

二酸化炭素の排出量は、「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン第3版（平成19年3月：環境省）」等に準じて、各種の統計資料から把握した活動量（電気、燃料種別使用量や廃棄物焼却量など）に、二酸化炭素排出係数を乗じることにより算定した。

各部門の詳細な算定方法は下表に示すとおりである。

### ■二酸化炭素排出量の算定方法

部門	区分	算定方法	基礎資料
家庭部門		<電気> ①県内従量電灯電力使用量×②市内世帯数按分率×排出係数 <ガス> ①世帯あたりのLPガス消費量×②世帯数×排出係数 <灯油> ①世帯あたり灯油購入量×②世帯数×排出係数	<電気> ①鹿児島県統計年鑑、②県HP、日置市HP <ガス> ①LPガス協会資料等、②日置市HP <灯油> ①家計調査年報、②日置市HP
業務部門		<電気、LPガス、石油系燃料> ①業種別延べ床面積×②業種別単位面積あたりの燃料消費量×排出係数	①商業統計表、事業所・企業統計調査、鹿児島県統計年鑑、日置市HP等より推計、②エネルギー・経済統計要覧(2007) (電気は都道府県別エネルギー消費統計、LPGはLPガス協会資料等より補正)
産業部門	農林・水産業	<電気> ①県内農林・漁業電力使用量×②市内農林・漁業就業者人口の按分率×排出係数 <石油系燃料> ①全国の農林・水産業用燃料消費量×②市内農林・漁業就業者人口の按分率×排出係数	<電気> ①都道府県別エネルギー消費統計(HP)、②鹿児島県統計年鑑 <石油系燃料> ①全国エネルギーバランス表(HP)、②国勢調査結果報告、鹿児島県統計年鑑
	建設業	<電気> ①県内建設業電力使用量×②市内建築着工延べ床面積の按分率×排出係数 <石油系燃料> ①全国建設業燃料消費量×②市内建築着工延べ床面積の按分率×排出係数	<電気> ①都道府県別エネルギー消費統計(HP)、②建築統計年報 <石油系燃料> ①都道府県別エネルギー消費統計(HP)、②建築統計年報
	鉱業	<電気> ①県内鉱業電力使用量×②市内鉱業就業者人口の按分率×排出係数 <石油系燃料> ①全国鉱業燃料消費量×②市内鉱業就業者人口の按分率×排出係数	<電気> ①都道府県別エネルギー消費統計(HP)、②鹿児島県統計年鑑 <石油系燃料> ①都道府県別エネルギー消費統計(HP)、②事業所・企業統計調査、鹿児島県統計年鑑
	製造業	①県内各種製造業燃料種別消費量×②市内製造業製造品出荷額按分率×排出係数	①都道府県別エネルギー消費統計(HP)、②鹿児島県統計年鑑等 (LPGはLPガス協会資料で補正)
運輸部門	自動車	<ガソリン、軽油> ①県内全部門の燃料消費量×②全国の全部門のうち自動車燃料消費量按分率×③燃料別車種別消費割合×④市内自動車保有台数按分率×排出係数 <LPガス> ①県内の自動車用LPガス販売量×②市内自動車保有台数按分率×排出係数	<ガソリン、軽油> ①九州経済産業局HPデータ、②全国エネルギーバランス表(HP)、③自動車輸送統計年報、自動車保有車両数、④鹿児島県統計年鑑 <LPガス> ①日本LPガス協会資料、②鹿児島県統計年鑑
	鉄道	<電気、軽油> ①全国の鉄道用燃料消費量×②県の相互間輸送トン数、相互間の輸送人員比×③鉄道走行地域の人口割合×排出係数	①鉄道統計年報、②貨物地域流動調査、旅客地域流動調査、③鹿児島県統計年鑑
廃棄物部門	一般廃棄物	①市内の可燃ごみ排出量×②高分子類割合×排出係数	①日置市の統計2006、②一般廃棄物処理実態調査表(環境省HPデータ)



■二酸化炭素の排出係数

排出源		単位	年度			出典	
			1990	2000	2005*5		
燃料の 燃焼	石炭*1	g-CO <sub>2</sub> /MJ	89.9	89.9	89.9	①	
	コークス	g-CO <sub>2</sub> /MJ	107.7	107.7	107.7	①	
	原油	g-CO <sub>2</sub> /MJ	68.4	68.4	68.4	①	
	ガソリン	g-CO <sub>2</sub> /MJ	67.1	67.1	67.1	①	
	ナフサ	g-CO <sub>2</sub> /MJ	66.6	66.6	66.6	①	
	改質生成油*2	g-CO <sub>2</sub> /MJ	67.1	67.1	67.1	①	
	ジェット燃料	g-CO <sub>2</sub> /MJ	67.1	67.1	67.1	①	
	灯油	g-CO <sub>2</sub> /MJ	67.9	67.9	67.9	①	
	軽油	g-CO <sub>2</sub> /MJ	68.7	68.7	68.7	①	
	A重油	g-CO <sub>2</sub> /MJ	69.3	69.3	69.3	①	
	B重油	g-CO <sub>2</sub> /MJ	70.5	70.5	70.5	①	
	C重油	g-CO <sub>2</sub> /MJ	71.6	71.6	71.6	①	
	炭化水素油*3	g-CO <sub>2</sub> /MJ	71.6	71.6	71.6	①	
	潤滑油	g-CO <sub>2</sub> /MJ	70.5	70.5	70.5	②	
	石油コークス	g-CO <sub>2</sub> /MJ	93.0	93.0	93.0	①	
	LPG	g-CO <sub>2</sub> /MJ	59.8	59.8	59.8	①	
	LNG	g-CO <sub>2</sub> /MJ	49.4	49.4	49.4	①	
	天然ガス	g-CO <sub>2</sub> /MJ	51.0	51.0	51.0	①	
	コークス炉ガス(COG)	g-CO <sub>2</sub> /MJ	40.3	40.3	40.3	①	
	高炉ガス	g-CO <sub>2</sub> /MJ	100.0	97.5	97.3	①	
	転炉ガス	g-CO <sub>2</sub> /MJ	140.9	140.9	140.9	①	
	電気炉ガス*4	g-CO <sub>2</sub> /MJ	140.9	140.9	140.9	①	
	炭化水素ガス	g-CO <sub>2</sub> /MJ	51.9	51.9	51.9	①	
電気	一般電気事業者	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	0.448	0.317	0.309	③、④	
廃棄物	一般廃棄物	廃プラスチック	kg-CO <sub>2</sub> /t	2,557	2,695	2,695	①
		合成繊維くず	kg-CO <sub>2</sub> /t	2,287	2,287	2,287	①

※網掛け表中の部分は年度により値が異なる。

- \* 1 : 原料炭とした。
- \* 2 : ナフサと同一とした。
- \* 3 : C重油と同一とした。
- \* 4 : 転炉ガスと同一とした。
- \* 5 : 出典資料の排出係数又は出典資料の最新年度の排出係数とした。

出典 : ①地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン(第3版)2007年3月  
 ②日本国温室効果ガスインベントリ報告書(2007年5月)  
 ③地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン(平成15年6月)  
 ④九電資料

## 9. パブリック・コメントの意見と回答

日置市環境基本計画(案)について、7件の意見をいただきました。意見に対する市の考え方、本計画における記載などについての取り扱いは次のとおりです。

なお、本計画に直接関係のないものについては回答しておりません。

○意見募集期間：平成20年11月13日(木)～12月12日(金)

番号	項目	意見内容	対応	回答
1	【ウミガメ保護について】	ウミガメの産卵時期に流木を撤去しないと、産卵せずに帰海するため、対策が必要ではないか。	一部修正	ご指摘の意見を踏まえて、「ウミガメの産卵時はイベントの開催を控える等、生態系に配慮した行事予定を立案します。」という取り組みを一部修正し、「ウミガメの産卵時はイベントを控えたり、流木等を撤去するなど、安心して産卵できる場をつくります。」とします。また、担当課に商工観光課を追加し、実施時期も前期だけでなく、中期、後期と継続して実施していくよう修正します。
2	【ごみ収集方法について】	様々な事情により現在の収集方法に対応できない市民のために、いつでもごみ出しができるステーションの設置などの収集方法を検討してほしい。	原案どおり	この点については、19年度まで伊集院地域において、「日曜日ステーション」として地域のステーションで排出できない方への対応をしていましたが、地域ステーションでの地域連帯問題が発生したなどの理由から廃止した経緯があり、当分の間は現状のまま推移を見守りたいと考えています。
3	【資源ごみ持ち去り条例について】	資源ごみ持ち去り禁止条例を明記してはどうか。	一部修正	ご指摘のとおり、「資源ごみ持ち去り禁止条例(日置市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)に基づき、資源ごみの適正処理に努めます。」という取り組みを追加します。
4	【ペット飼養等について】	ペット飼養の指導や条例の制定が必要ではないか。	原案どおり	動物の飼養等に関して市が実施しているのは、主に犬の登録及び狂犬病予防に関する事務で、飼い主への指導等は県の所管になります。 また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、県が「動物の愛護及び管理に関する条例」を定めています。この条例では、動物を飼養し又は保管する者の責務として、「鳴き声や汚物、汚水、臭気等により人に迷惑を及ぼさないこと」と定められているため、本市での動物の飼養に関する条例制定は予定しておりません。

番号	項目	意見内容	対応	回答
5	【目標値について】	「公共施設への太陽光発電等新エネルギー設備導入量」の目標値については、具体的な数値目標を掲げるべきではないか。	原案どおり	目標値については、可能な限り定量的な目標を掲げるよう努めていますが、新エネルギー設備導入量の目標については、数値として示すだけの根拠に乏しいため、定性的な表現とさせていただきます。 今後の市の財政状況や技術の進展、社会状況等を踏まえながら、前向きに取り組んでいきたいと考えています。
6	【新エネ助成について】	「太陽光発電設備導入やクリーンエネルギー自動車導入など、新エネルギー設備導入に対する助成措置を検討します。」の実施時期として、前期がなく、中期からというのはどういうことか。	一部修正	タイプミスにつき、前期を■に、中期及び後期を□に修正し、京都議定書の約束期間終了までには、何らかの取り組みを進めていきたいと考えています。 また、計画案を再度チェックし、取り組み内容と担当課、実施時期等、修正を加えていきます。
7	【データの出典について】	数値データ等については出典を明記すべきではないか。	一部修正	計画案を再度チェックし、出典や必要な語句説明等を加えていきます。

## 日置市環境基本計画

『水と緑と笑顔があふれる<sup>まち</sup>都市・ひおき』

発行：平成 21 年 3 月

発行元：日置市 市民福祉部 市民生活課

〒899-2592

鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目 100 番地

TEL(099)-273-2111 FAX(099)-246-5055

e-mail : kankyou@city.hioki.lg.jp

HP : <http://www.city.hioki.kagoshima.jp/>

編集協力：財団法人 九州環境管理協会

## 日置市環境基本計画

